資料135-1

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金 算定等規則の一部を改正する省令の一部改正につい て

(諮問第3168号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	4
3	概要	47
(参 • 診	参考) 終問時の改正案	51

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 三 友 仁 志 殿

ユニバーサルサービス委員会主 査 関 ロ 博 正

報告書

令和5年5月26日付け諮問第3168号をもって諮問された事案について、調査の結果、下 記のとおり報告します。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する 省令の一部改正については、次のとおり諮問された省令案に法令上の修正を加えた上で、 改正することが適当と認められる。
 - ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令 (令和2年総務省令第53号)の一部改正案について、別添2のとおりとすること。

以上

情 郵 審 第 ※ ※ 号 令 和 5 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣 松 本 剛 明 殿

> 情報通信行政·郵政行政審議会 会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和5年5月26日付け諮問第3168号をもって諮問された事案について、審議の結果、 下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を 改正する省令の一部改正については、次のとおり諮問された省令案に法令上の修 正を加えた上で、改正することが適当と認められる。
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する 省令(令和2年総務省令第53号)の一部改正案について、別添2のとおりとする こと。

以上

別添 1

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の 一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和5年5月27日(土)~同年6月26日(月)

案件番号:145210111(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を

改正する省令の一部を改正する省令案に対する意見募集)

意見提出者一覧 意見提出者 1件(法人:0件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人

意見	考え方	修正の 有無
意見 1	考え方1	
○ 附則別表第4第2に新設する「注」の意味合いは何か。改正前の同表に おいても「資本コスト」及び「保守コスト」の語があるが、その趣旨を明 確化するものか。その場合、明確化する意味は何か。 【個人】	〇 「資本コスト」及び「保守コスト」の語について、それらに含まれる複数の費用を明確に定義するためのものと承知しています。	無

〇総務省令第 号

令を吹のように定める。 的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省合の一部を改正する省電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を

改正する省令

務省令第五十三号)の一部を次のように改正する。基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令(令和二年総

後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前間に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後			松 卍 渖					
附則別表第1 (附則第3条関	係)		附則別表第1 (附則第3条関係)						
第1 対象設備に係る設備	区分		第1 対象設備に係る設備区分						
対 象 設 備	設 備	区 分	対 象 設 備	設 備	区 分				
端末系伝送路設備(加入者	[略]		端末系伝送路設備(加入者	[同左]					
側終端装置及び端末系交換	メタルケーブル	[昭各]	側終端装置及び端末系交換	メタルケーブル	[同左]				
等設備との間等に設置され		加入者側終端装置~メタル	等設備との間に設置される		加入者側終端装置~収容ル				
る伝送装置等を除く。)		回線収容装置間(き線点遠	伝送装置等を除く。)		<u>ータ</u> 間(き線点遠隔収容装				
		隔収容装置を経由しない場			置を経由しない場合に限る				
		合に限る。) に設置するも			。) に設置するもの				
		0							
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置~メタ		加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置~収容				
		ル回線収容装置間に設置す			ルータ間に設置するもの				
		るもの							
	加入系電柱	加入者側終端装置~メタル		加入系電柱	加入者側終端装置~収容ル				
		回線収容装置間に設置する			ータ間に設置するもの				
		t, 0							
	加入系管路	加入者側終端装置~メタル		加入系管路	加入者側終端装置~収容ル				
	AND CALL DE	回線収容装置間に設置する		7317 C/II E PH	ータ間に設置するもの				
		10							
	加入系中口径管路	加入者側終端装置~メタル		加入系中口径管路	加入者側終端装置~収容ル				
	377	回線収容装置間に設置する		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ータ間に設置するもの				
		5.0							
	加入系共同溝	加入者側終端装置~メタル		加入系共同溝	加入者側終端装置~収容ル				
	SHO CHANT	回線収容装置間に設置する		73117 431174 11417	ータ間に設置するもの				
		10							
	加入系とう道	加入者側終端装置~メタル		加入系とう道	加入者側終端装置~収容ル				
	加入れてクロ	回線収容装置間に設置する		加入水とう返	ータ間に設置するもの				
		もの							
	電線共同溝	加入者側終端装置~メタル		電線共同溝	加入者側終端装置~収容ル				
	-E-103 / 174 H4	回線収容装置間に設置する		-E-104 / 1711#	ータ間に設置するもの				
		もの							
	自治体管路	加入者側終端装置~メタル		自治体管路	加入者側終端装置~収容ル				
	日日代日和	回線収容装置間に設置する		HIHM B PR	ータ間に設置するもの				
		<u>四様収谷表直</u> 用に改直する			_ / 間に収回するもの				
	Sets AUI 22 Pr. 17	0 -		ktran 22 h	to 1 15 for 60 LB VE PR. do etc.				
I	情報ボックス	加入者側終端装置~メタル		情報ボックス	加入者側終端装置~収容ル				

11||=(

		回線収容装置間に設置する		
		もの	+	
	総合デジタル通信局内回線 終端装置	[略] き線点遠隔収容装置~メタ	4	
	於埔灰匠	ル回線収容装置間に設置す		
		<u>ル国脉収谷表直</u> 町に収直するもの		
		加入者側終端装置~メタル	+	
		回線収容装置間(き線点遠		
		隔収容装置を経由しない場		
		合に限る。) に設置するも		
		0		
メタル回線収容装置等(端	[略]		†	収容ルータ(端末系伝
末系伝送路設備との間に設	メタル回線収容装置	収容局に設置するもの (ア	1	設備との間に設置され
置される伝送装置等を含む		ナログ局内回線収容部及び		送装置等を含む。)
。)		総合デジタル通信局内回線		
		終端装置を除く。)	<u>.</u>	
	メタル回線収容装置用レイ	収容局に設置するもの	1	
	ヤ2スイッチ(以下「メタ		Ĺ	
	ル回線収容装置用L2SW			
	」という。)		1	
			1	
:			1	
			i I	
			1	
			1	
			Ĺ	
			į l	
	[略]			
メタル回線収容装置等	[略]			収容ルータに係る
に係る設備区分のうち	アナログ局内回線収容部	[略]	1	区分のうち、回線
、回線数の増減に応じ て当該設備に係る費用		き線点遠隔収容装置~メタ		増減に応じて当該
が増減するもの		ル回線収容装置間に設置す		に係る費用が増減
が相似するもの		るもの	1	もの
		加入者側終端装置~ <u>メタル</u>		

		<u>ータ</u> 間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線	[同左]
	終端装置	き線点遠隔収容装置~収容
		ルータ間に設置するもの
		加入者側終端装置~収容ル
		ータ間(き線点遠隔収容装
		置を経由しない場合に限る
		ことに設置するもの
		。)(C成巨)(350)
収容ルータ(端末系伝送路	「同左〕	
設備との間に設置される伝	2	四皮目に乳幣上するの (マ
	音声収容装置	収容局に設置するもの(ア
送装置等を含む。)		ナログ局内回線収容部を除
		<.)
	音声収容装置用レイヤ2ス	収容局に設置するもの
	イッチ(以下「音声収容装	l [
	置用L2SW」という。)	
	コールサーバ (以下「CS	コア局に設置するもの
	」という。)	コノ周に改直するもの
	総合デジタル通信回線収容	収容局に設置するもの(総
	交換機	合デジタル通信局内回線終
	2220	端装置を除く。)
	総合デジタル通信回線収容	収容局に設置するもの
	交換機用データベース(以	Na Mence 1 3 0 0
	下「総合デジタル通信回線	
	収容交換機用DB」という	
	。)	
	「同左1	 ;
収容ルータに係る設備	[同左]	
区分のうち、回線数の	アナログ局内回線収容部	[同左]
増減に応じて当該設備	ノノログ同門凹縁収谷部	き線点遠隔収容装置~収容
に係る費用が増減する		
に体の質用が増減する		<u>ルータ</u> 間に設置するもの
500		And the first of the life the man and the state of
		加入者側終端装置~収容ル

		回線収容装置間(き線点 隔収容装置を経由しない
		合に限る。) に設置する の
	[略]	
	主配線盤	メタル回線収容装置等に する部分に限る。
	光ケーブル成端架	メタル回線収容装置等に する部分に限る。
関門系ルータ以外の共用コ	[略]	7 5 11/2 1 - 12/3 0 0
<u>アルータ</u>	コア局用レイヤ2スイッチ (以下「コア局用L2SW 」という。)	コア局に設置するもの
中継系伝送路設備であって	光ケーブル成端架	音声収容ルータ又は共用
、メタル回線収容装置等と		容ルータ~共用コアルー
関門系ルータ以外の共用コ		間に設置するもの
アルータとの間に設置され	伝送装置	音声収容ルータ又は共用
るもの (中継系伝送路設備		容ルータ~共用コアルー
の両端に対向して設置され		間に設置するもの
る伝送装置等を含む。)		[略]
	中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用
		<u>容ルータ</u> ~共用コアルー
		間に設置するもの
		[略]
	中継系光ケーブル	音声収容ルータ又は共用
		容ルータ~共用コアルー
		間に設置するもの
		[略]
	海底光ケーブル	音声収容ルータ又は共用
		容ルータ〜共用コアルー
		間に設置するもの

			<u>一夕</u> 間 (き線点遠隔収容装 置を経由しない場合に限る 。) に設置するもの
		[同左]	
		主配線盤	収容ルータに属する部分に 限る。
		光ケーブル成端架	収容ルータに属する部分に 限る。
	#B-23 #	[B+]	成る。
	<u>共用コアルータ</u>	[同左]	
		コア局用レイヤ2スイッチ	コア局に設置するもの
		(以下「コア局用L2SW	
		」という。)	
		メディアゲートウェイ(以	コア局に設置するもの
		下「MGW」という。)	
		メディアゲートウェイコン	コア局に設置するもの
		トローラ(MGWを制御す	
		る装置。以下「MGC」と	
		いう。)	
	中継系伝送路設備等であっ	光ケーブル成端架	収容ルータ〜共用コアルー
		元クーノル成場来	
	て、収容ルータと共用コア		夕間に設置するもの
	ルータとの間に設置される		
	もの(中継系伝送路設備等	伝送装置	<u>収容ルータ</u> ~共用コアルー
	の両端に対向して設置され		夕間に設置するもの
	る伝送装置等を含む。)及		
	び共用コアルータと他の電		[同左]
	気通信事業者の電気通信設	中間中継伝送装置	収容ルータ〜共用コアルー
	備との間に設置されるもの		夕間に設置するもの
	(共用コアルータと他の電) III III
	気通信事業者の電気通信設		[同左]
	備との間に設置される伝送	中継系光ケーブル	収容ルータ〜共用コアルー
	装置等を含む。)	中継系元クーブル	
	20 H 4 6 H 4 6 7		夕間に設置するもの
			[同左]
		海底光ケーブル	<u>収容ルータ</u> ~共用コアルー
			夕間に設置するもの
1			

HI

	[略]
海底中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
無線伝送装置	音声収容ルータ又は共用収
	<u>容ルータ</u> ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
インタフェース変換装置	音声収容ルータ又は共用収
	<u>容ルータ</u> ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
無線アンテナ	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ〜共用コアルータ
	間に設置するもの
And date that take	[略]
無線鉄塔	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ〜共用コアルータ
	間に設置するもの
衛星通信設備	[略] 辛吉切奈木。 在又は世田切
解 至 世 目 設 佣	音声収容ルータ又は共用収 容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	「略」
中継系電柱	音声収容ルータ又は共用収
下 N T T T T T T T T T T T T T T T T T T	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	「略」
中継系管路	音声収容ルータ又は共用収
1 100 11 10 20	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
中継系中口径管路	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]

ı	1
	[同左]
海底中間中継伝送装置	収容ルータ〜共用コアルー
	夕間に設置するもの
	[同左]
無線伝送装置	<u>収容ルータ</u> ~共用コアルー
	夕間に設置するもの
	[同左]
インタフェース変換装置	収容ルータ~共用コアルー
	夕間に設置するもの
	[同左]
無線アンテナ	収容ルータ~共用コアルー
	夕間に設置するもの
	[同左]
無線鉄塔	収容ルータ~共用コアルー
	夕間に設置するもの
	[同左]
衛星通信設備	収容ルータ~共用コアルー
	夕間に設置するもの
	[同左]
中継系電柱	収容ルータ~共用コアルー
	夕間に設置するもの
	「同左〕
中継系管路	収容ルータ〜共用コアルー
	夕間に設置するもの
	「同左〕
中継系中口径管路	収容ルータ~共用コアルー
1 MANY I CILL PH	夕間に設置するもの
	「同左〕
	FIMATI

i		i	
		中継系共同溝	音声収容ルータ又は共用収
			容ルータ~共用コアルータ
			間に設置するもの
			[略]
		中継系とう道	音声収容ルータ又は共用収
			容ルータ~共用コアルータ
			間に設置するもの
١.			[略]
ľ	SIPサーバ	コールサーバ(以下「CS	コア局に設置するもの
li		」という。)	
i	関門系ルータ	関門系ルータ	相互接続局に設置するもの
i		相互接続局用レイヤ2スイ	相互接続局に設置するもの
li		ッチ(以下「相互接続局用	
1		L2SW」という。)	
į	セッションボーダコントロ	セッションボーダコントロ	相互接続局に設置するもの
li	ーラ	ーラ (以下「SBC」とい	
i		う。)	
ŀ	ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの
li	IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
li	都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	共用コアルータ~関門系ル
1			ータ間に設置するもの
	[略]		

第2 附属設備等に係る設備等区分

附	属	設	備	等		設	備	等	区	分
[略]										
無形固定資産	(7	フトロ	ウェ゛	アを除	: < .)	無形固定資産	(7)	フトロ	ウェ`	アを除く)

附則別表第2 (附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

「略】

設備区分		算 2	定 フ	j	法
音声収容ルータ	1 音声収容ルー	タの設置差	志 準		
	収容局であっ	て、収容目	回線に光均	也域 I P	回線が含まれないも
	の又はコア局と	の間の伝え	送(離島 記	役備の適	i用区間に限る。)を
	無線伝送装置又	は衛星通信	言設備に。	より <u>行う</u>	もの(以下「離島局
	<u>」という。)</u> に	は、音声中	又容ルーク	を設置	する。
	2 設備量の算定				
	(1) 音声収容ル	ータ設置	司ごとに、	次のア	からウまでにより求

		中継系共同溝	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー 夕間に設置するもの
		中継系とう道	[同左] 収容ルータ ~共用コアルー
			夕間に設置するもの
			[同左]
į	信号用伝送路設備及び信号	シグナリングゲートウェイ	
i	用中継交換機	(以下「SGW」という。	
i)	
l		信号用中継交換機	
i			
i			
i			
1			
1			
ŀ			
i			
li			
i			
ď	[= #]		

第2 附属設備等に係る設備等区分

	附	属	設	備	等				設	備	等	区	分	
[同左]														
無形固定	資産	(ソ	フト	ウェ	アを防	₹ く。)	無形固定	資産					

附則別表第2 (附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

「同左

設 備 区 分	算 定 方 法
音声収容ルータ	1 音声収容ルータの設置基準
	収容局であって、収容回線に光地域IP回線が含まれないも
	の又はコア局との間の伝送(離島設備の適用区間に限る。)を
	無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容
	ルータを設置する。
	2 設備量の算定
	[(1) 同左]

七声

めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータ ユニット数とする。

- ア メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数、OL T (光回線終端装置をいう。以下同じ。) 対向1Gポート数 (当該局が離島局の場合に限る。)、ADSL地域 IP 1Gポート数及び音声収容ルータPTN (パケット伝送装置をいう。以下同じ。) 対向1Gポート数の合計を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- イ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービス(当該局が離島局の場合に限る。)の最繁時帯域の合計を音声収容ルータの最繁時帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域 IPサービス、光IP電話及び光地域 IPサービス(当該局が離島局の場合に限る。)の最繁時パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1コニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を住除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。
- (3) (1)アの音声収容ルータPTN対向1Gポート数からデータ 系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯 域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るも の(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除した

- ア 音声1Gポート数、ADSL地域IP1Gポート数及び音声収容ルータPTN (パケット伝送装置をいう。以下同じ。)対向1Gポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼 量帯域(最繁時呼量に1接続当たり音声帯域及び音声パケ ット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。)並びにA DSL地域IPサービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収 容ルータの<u>最</u>繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルータ収 容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時 呼量帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる ものとする)
- ウ アナログ電話 \underline{N} び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数(最繁時呼量に 1 接続 1 秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。)並びに \underline{A} D \underline{S} 上地域 \underline{I} P \underline{P} サント数の合計を音声収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの(\underline{I} に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの(最繁時呼量帯坡比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

[新設]

 $\prec \mathbb{H}$

	ものを当該局のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向		
	1 Gポート数とする。		
	(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数及		(3) (1)アの音声収容ルータインタフェース数に音声収容ルータ
	び(3)のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポー		二
	ト数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該		インタフェース数とし、ADSL地域IPサービスに係るも
	局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェー		の(ポート数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものと
	ス数とする。		する。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容
			ルータインタフェース数とする。
	3 投資額の算定		3 投資額の算定
	次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全て		[同左]
	の局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算		
	定する。		
	局ごと音声収容ルータ投資額		局ごと音声収容ルータ投資額
	=メタル I P音声系冗長化後音声収容ルータユニット数		=音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容
	×音声収容ルータユニット単価		ルータユニット単価
	+メタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータインタフ		+音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数×
	ェース数×音声収容ルータインタフェース単価		音声収容ルータインタフェース単価
	+メタル I P音声系冗長化後音声収容ルータユニット		+音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収
	数×音声収容ルータソフトウェア単価		容ルータソフトウェア単価
	数へ自戸収替ルークフクトリエノ 宇 山		
# 田 向 索 a カ	[1	井田原索 むことり	[1 = +]
共用収容ルータ		共用収容ルータ	[1 同左]
共用収容ルータ	2 設備量の算定	共用収容ルータ	2 設備量の算定
共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求	共用収容ルータ	
共用収容ルータ	2 設備量の算定(1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局	共用収容ルータ	2 設備量の算定
共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求	共用収容ルータ	2 設備量の算定
共用収容ルータ	2 設備量の算定(1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局	共用収容ルータ	2 設備量の算定
共用収容ルータ	2 設備量の算定(1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左]
共用収容ルータ	 2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(メタル回線収容 	共用収容ルータ	 2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(音声1Gポート)
共用収容ルータ	 2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、OLT対向1Gボート 	共用収容ルータ	 2 設備量の算定 (1) [同左]
共用収容ルータ	 2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、OLT対向1Gボート数及びADSL地域IP1Gボート数の合計)を共用収容 	共用収容ルータ	 2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(音声1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除し
共用収容ルータ	 2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、OLT対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除し 	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数 (音声1Gポート 数及びADSL地域IP1Gポート数の合計)を共用収容 ルータ1Gポード当たり最大収容インタフェース数で除し たもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数、OLT対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1 G インタフェース数 (音声1 G ボート 数及び A D S L 地域 I P 1 G ボート数の合計) を共用収容 ルータ 1 G ボード当たり最大収容インタフェース数で除し たもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用収容ルータ1 G ボード数とし、これを共用収容ルータ1 エニット当たり最大1 G ボード数で除したもの (1 に
共用収容ルータ	② 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数として、次のアからエまでにより求めて共用収容ルータ1Gインタフェース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、OLT対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数 (音声1Gポート 数及びADSL地域IP1Gポート数の合計)を共用収容 ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除し たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルー
共用収容ルータ	② 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数として対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ15ボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数を除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(音声1Gボート数及びADSL地域IP1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1のボード数とし、これを共用収容ルータ1コニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
共用収容ルータ	② 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数 (メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、OLT対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) ・ 大田収容ルータ1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数 (共用収容ルータ	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1 Gインタフェース数 (音声1 Gボート 数及びADS L地域1 P1 Gボート数の合計)を共用収容ルータ1 Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1 Gボード数とし、これを共用収容ルータ1 ユニット当たり最大1 Gボード数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数(光地域1 P10G
共用収容ルータ	② 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数とする。 ア 共用収容ルータロスース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、〇LT対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数(共用収容ルータイユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数(共用収容ルータ CWDM(波長分割多重装置をいう。以下同じ。)対向10	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1 G インタフェース数 (音声1 G ポート数及びADSL地域IP1 G ポート数の合計)を共用収容ルータ1 G ポード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1 ユニット当たり最大1 G ポード数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10 G インタフェース数 (光地域IP10 G ポート数、共用収容ルータ C W D M (波長分割多重装置を
共用収容ルータ	② 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数として、次のアからエまでにより求めて共用収容ルータコに対して、大力を表している。まりまりものものでは、大力を表して、大力を表している。まりまりものものものでは、大力を表している。まりまりものものものものものものものものものものものものものものものものものもの	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(音声1Gボート数及びADSL地域IP1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数(光地域IP10Gボート数、共用収容ルータCWDM(被長分割多重装置をいう。以下同じ。)対向10Gボート数(当該局が収容局兼
共用収容ルータ	② 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータコニット数とする。 ア 共用収容ルータロスース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、〇LT対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数(共用収容ルータイユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数(共用収容ルータ CWDM(波長分割多重装置をいう。以下同じ。)対向10	共用収容ルータ	2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1 G インタフェース数 (音声1 G ポート数及びADSL地域IP1 G ポート数の合計)を共用収容ルータ1 G ポード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1 ユニット当たり最大1 G ポード数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用収容ルータ10 G インタフェース数 (光地域IP10 G ポート数、共用収容ルータ C W D M (波長分割多重装置を

九亩

収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたもので除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1 10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

- ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地 域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最 繁時帯域の合計を共用収容ルータの<u>最繁時帯域</u>とし、これ を共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当 たり最大処理<u>最</u>繁時帯域で除したもの(1に満たない端数 は、切り上げるものとする。)
- エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1コニット当たり最大処理<u>最繁時パケット数</u>で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (2) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数を 冗長化考慮したものを<u>メタルIP音声系</u>冗長化後共用収容ル ータ1Gインタフェース数とする。
- (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。

- 限る。)及び共用収容ルータ間渡り10Gボート数の合計)を共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェー<u>ス数</u>で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ14、これを共用収容ルータ15、これを共ののボータのボータのボータのボータのボータのボータのボータがで除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス(共用収容ルータに収容するものに限る。)の最繁時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- エ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数並びにADSL地域 I Pサービス及光地域 I Pサービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) の最繁時呼量パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、 ΔD <u>S L地域 I Pサービスに係るもの(ポート数比</u>により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系</u>冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とする。
- (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、これから光地域IP10Gポート数相当分を減じ、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス(共用収容ルータに収容するものに限る。)に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数

十浬

	(5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のパラクルIP音系元気化後共用収容ルータ10Gボード数とする。 (6) (1)の共用収容ルータコニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータコニット数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系元長化後共用収容ルータコニット数とする。 3 投資額の算定次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。 局ごと共用収容ルータ投資額 =メタルIP音声系元長化後共用収容ルータコロのボード数×共用収容ルータ10Gボード単価 +メタルIP音声系元長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価 +メタルIP音声系元長化後共用収容ルータ10Gインタフェース単価 +メタルIP音声系元長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価 +メタルIP音声系元長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価		とする。 (5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、ADSL地域IPサービス(共用収容ルータに収容するものに限る。)に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。 (6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス(共用収容ルータに収容するものに限る。)に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。 3 投資額の算定[同左] 局ごと共用収容ルータユニット数とする。 3 投資額の算定 [同左] ー音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数×共用収容ルータ10Gボード単価 ・音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数×共用収容ルータ10Gボード単価 ・音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数×共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価 ・音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数×共用収容ルータ1Gボード単価
メタル回線収容装 置	+ メタルIP音声系 冗長化後共用収容ルータ1Gボー	音声収容装置	

+11

たない端数は、	切り上げるものとする	<u>。)を当該局のアナロ</u>
グ電話用ボード	、数、第一種総合デジタ	ル通信サービス用ボー
ド数及び第二種	食総合デジタル通信サー	ビス用ボード数とする

2 (1)のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置1コニット当たり最大収容スロット数で除したもの(1に満たない場数は、切り上げるものとする。)を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。)を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。

[削る]

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、 全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額((3)に係るものを除く。)を加え、 メタル回線収容装置投資額を算定する。

- (1) メタル回線収容装置(回線収容部)投資額
 - =アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単 $\underline{\underline{m}}$
 - +第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第 一種総合デジタル通信サービス用ボード単価
 - +第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第 二種総合デジタル通信サービス用ボード単価
- (2) メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額
 - =メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ユニット単価
- (3) メタル回線収容装置 (ユニット部ソフトウェア) 投資額 = (メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容
 - (メラル回線収容装置ユーツト数メメラル回線収容装置ソフトウェア単価) ×メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額
 - スラクル回線収容装置 (ユニット部) 投資額・ (メタル回線収容装置 (回線収容部) 投資額+メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額)
- (4) 局ごとメタル回線収容装置投資額

② (1)の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ 当たり最大収容ラインカード数で除したもの(1に満たない 端数は、切り上げるものとする。)を音声収容装置シェルフ 数とする。

- ③ (2)の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大 収容シェルフ数で除したもの(1に満たない端数は、切り上 げるものとする。)を音声収容装置架数とする。
- 2 投資額の算定

次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての 局について当該投資額を<u>合算し、音声収容装置</u>投資額を算定す る。

- (1) 音声収容装置(回線収容部)投資額
 - =音声収容装置ラインカード数×音声収容装置ライン カード単価
- (2) <u>音声収容装置</u> (ユニット部) 投資額
 - =音声収容装置シェルフ数×音声収容装置シェルフ単 価+音声収容装置架数×音声収容装置架単価
- (3) 音声収容装置 (ソフトウェアユニット部相当) 投資額 = (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウ
 - = (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウェア単価)×音声収容装置 (ユニット部)投資額÷ (音声収容装置 (回線収容部)投資額+音声収容装置 (ユニット部)投資額)
- (4) 局ごと音声収容装置投資額

十11厘

	=メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額+メタル	11	=音声収容装置 (ユニット部) 投資額+音声収容装置
	回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額		(ソフトウェアユニット部相当) 投資額
メタル回線収容装	1 設備量の算定	音声収容装置用 L	1 音声収容装置用 L 2 S W の設置基準
型用L2SW	(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のう	2 S W	収容局に設置する音声収容装置シェルフ数が 3 以上の場合に
	ちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用 L 2		は、当該局には音声収容装置用L2SWを設置する。
	SWユニット数とする。		2 設備量の算定
	ア メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回	11	(1) 音声収容装置用 L 2 S W 設置局ごとに、次のア及びイによ
	線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル		り求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音
	回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、こ		声収容装置用L2SWユニット数とする。
	れをメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大		ア 音声収容装置シェルフ数及び収容ルータユニット数の合
	インタフェース数からメタル回線収容装置用L2SW1ユ		計を音声収容装置用L2SWポート収容率及び音声収容装
	ニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除した		置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で防
	もの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)		したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。
	イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼	13)
	量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線	li	イ アナログ電話の最繁時呼量に1接続当たり音声パケット
	収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2		数を乗じ、音声収容装置用L2SWポート収容率及び音声
	SW最大処理最繁時パケット数で除したもの(1に満たな		収容装置用L2SW最大処理最繁時呼量パケット数で除し
	い端数は、切り上げるものとする。)	11	たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	(2) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回	li	(2) (1)の音声収容装置用L2SWユニット数に音声収容装置用
	線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗		L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収
	長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。		容装置用L2SWユニット数とする。
	(3) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回	11	3 投資額の算定
	線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続		次の算定式により局ごと音声収容装置用L2SW投資額をす
	数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたも		め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用I
	のを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gイ		2 S W 投資額を算定する。
	ンタフェース数とする。	li	局ごと音声収容装置用L2SW投資額
	(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェー		= 冗長化後音声収容装置用 L 2 S W ユニット数×音声収
	ス数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたも		容装置用L2SWユニット単価
	のを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100M		
	インタフェース数とする。	11	
	2 投資額の算定		
	次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資		
	額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線		
	収容装置用L2SW投資額を算定する。		
	局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額		
	= 冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数×		
	メタル回線収容装置用L2SWユニット単価		

+111|=<

+ π	Ľ長	化後	ミメ	タ	ル	回線	収率	茶	置	用	L	2	S	W	10	0 M	ロイ	ン
タ	フ		- ス	数	×,	メタ	ルロ	目線	収	容	装	置	用	L	2	S 1	W 1	00
N	1イ	ンタ	フ	д,	- >	マ単	価											
		11.11		3.4		7 66	des et	ALL:								. ,		2.4

CS	1 CSの設備量の算定
	(1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属
	するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCS収
	容アナログ電話回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユ
	ニット当たり最大処理回線数で除したもの(1に満たない端
	数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属する局ごと
	CSユニット数とする。
	(2) (1)のCSユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域
	に属する局ごと冗長化後CSユニット数とする。
	2 CS用データベース(以下「CS用DB」という。)の設備
1	量の算定
	(1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁時呼数を当該中継区
	域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごと
	CSアナログ電話最繁時呼数とし、これをCS用DB収容率
	及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除し
	たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を
	当該区域に属する局ごとCS用DBユニット数とする。
	(2) (1)のCS用DBユニット数に冗長化係数を乗じたものを当
	該区域に属する局ごと冗長化後CS用DBユニット数とする
	3 投資額の算定
	次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局につい
	て当該投資額を合算し、CS投資額を算定する。
	局ごとCS投資額
	= 冗長化後CSユニット数×CSユニット単価
	+CS収容アナログ電話回線数×CS1回線当たり単
1	価
	+ C S ソフトウェア投資額
	+ 冗長化後CS用DBユニット数×CS用DBユニッ
	ト単価
総合デジタル通信	1 設備量の算定
一でロノマンド地位	1 以加重ソ开ル

(1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス ス 回線数を総合デジタル通信用ボード1 枚当たり 最大収容回線数で除したもの(1に満たない郷数は、切り上げるものとする。)を 当該局のサービスごと総合デジタル通信用ボード数と終わる。(2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数と終わる。(2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数と終わる。(2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数と終わる。(3) にない場故に切り上がありカーリを対したもの(1に満たない場故に切り上がらものとする。)を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機、コニット数とする。と投資額の算定 次の算定式より局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機(資額を享益、(1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容が多の上通信回線収容交換機(コニット) 投資額 = 総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 投資額 = 総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取×総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取×総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取×総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取×総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取・総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取・総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取・総合デジタル通信回線収容交換機(コニット) 取・後音がジタル通信回線収容交換機(コニット部) 投資額 + に総合デジタル通信回線収容交換機(コニット部) 投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(コニット部) 投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(コニュート部) 投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(コニュート部) 投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(コニュート部) 投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(コニュート部) 投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(フェーュート部) 投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(ファーア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・

十年頁

消防警察下ランク・	(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は 、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容 回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じ た後、1万で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる ものとする。)に2を加えた値と <u>する。</u> 当該局の収容回線に 異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1 加算する。	総合デジタル通信 回線収容交換機用 DB 「消防警察下ランク」	(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は 、局別収容回線数が2万回線共満の場合は2とし、局別収容 回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じ た後、1万で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる ものとする。)に2を加えた値とする。当該局の収容回線に 他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収 容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消 防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を 1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が 含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。 [2] 同左]
き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により箟定	き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定 [同左]
Im.	国	IE.	[Int cr.]
	者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率		
	は1となる。		
		1	

十六頁

		世帯数 (調査区)		
		就業者自県案分率(県、調査区)=就業者数(県、調査区)		
		÷総就業者数 (調査区)		
		[(1) • (2) 略]		[(1)・(2) 同左]
		(3) 住宅用光地域 I P回線数		[新設]
		= 局ごと住宅用光地域IP回線数÷調査区ごと世帯数		
		の局ごと合計		
		×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率		
		(4) 事務用光地域 I P回線数		[新設]
		 =局ごと事務用光地域 I P回線数÷調査区ごと就業者		
		数の局ごと合計		
		×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率		
		<u>(5)</u> ∼ <u>(15)</u> [略]		(3)~(<u>13)</u> [同左]
		[2~4 略]		[2~4 同左]
		5 投資額の算定		5 投資額の算定
		次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置		[同左]
		投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装		
		置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点		
		遠隔収容装置投資額を算定する。		
		(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額		(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額
		= (き線点遠隔収容装置ユニット数× <u>(き線点遠隔収</u>		= (き線点遠隔収容装置ユニット数× <u>き線点遠隔収容</u>
		容装置ユニット単価+き線点遠隔収容装置ユニット		装置ユニット単価
		災害対策増分単価)		+専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価
		+専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔収容装置収容回線数
) ×き線点遠隔収容装置収容回線数		÷ (き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収
		・(き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収		容装置収容回線数)
		容装置収容回線数)		
1		(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額		(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額
		=き線点遠隔収容装置ユニット数× <u>(き線点遠隔収容</u>		=き線点遠隔収容装置ユニット数× <u>き線点遠隔収容装</u>
		装置ユニット単価+き線点遠隔収容装置ユニット災		置ユニット単価
1		害対策増分単価)		
1	総合デジタル通信	1 設備量の算定	総合デジタル通信	- 7772
	局内回線終端装置	(1) メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル	局内回線終端装置	(1) 総合デジタル通信回線収容交換機の設備量の算定において
		回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニ		求めた <u>総合デジタル通信回線収容交換機</u> ユニット数を局ごと
		ット数とする。		の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。
		(2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容す		(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合
		<u>る</u> 第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局の		デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収

	き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数と	- [容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。
	する。			
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置			[同左]
	投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デ			
	ジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。			
	(1) メタル回線収容装置 (総合デジタル通信サービス回線収容 部) 投資額			[新設]
	 = 第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一			
	種総合デジタル通信サービス用ボード単価			
	+ 第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第			
	二種総合デジタル通信サービス用ボード単価			
	(2) メタル回線収容装置 (総合デジタル通信サービス回線収容			(1) 総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェア回線収容
	部ソフトウェア)投資額			部相当)投資額 (物入でぶないほど) 日常に存む (物入でぶないほど) 日常になる (物入でぶないほど) 日常になる (物入ではない)
	= (メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容 装置ソフトウェア単価)			= (総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総 合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)
	※世ノフトウエノキ曲) ×メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス			□ プラクル通信回線収容交換機 (回線収容部) ×総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部)
	スクル回線収容装直 (総合ケンタル通信サービス 回線収容部) 投資額			へ <u>総合プンクル連信回線収谷交換機(</u> 四線収谷部) 投資額
	÷ (メタル回線収容装置(回線収容部)投資額+メ			÷ (総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部
	タル回線収容装置 (ユニット部) 投資額)) 投資額+総合デジタル通信回線収容交換機 (ユ
				ニット部)投資額)
	(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額			(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額
	=き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス			=き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス
	回線数			回線数
	×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回			×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回
	線単価			線単価
	+ メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス			+総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)
	回線収容部) 投資額			投資額
	+ メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス			+総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェア
	回線収容部ソフトウェア) 投資額			回線収容部相当) 投資額
アナログ局内回線	1 設備量の算定		アナログ局内回線	- 100 110 110 110 110 110 110 110 110 11
収容部	(1) メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル		収容部	(1) <u>音声収容装置</u> の設備量の算定において求めた <u>音声収容装置</u>
	回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニ			<u>シェルフ数</u> を局ごとの <u>音声収容装置シェルフ数</u> とする。
	<u>ット数</u> とする。			
	(2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容す			(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電
	<u>る</u> アナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置			話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ
	収容アナログ電話回線数とする。			電話回線数とする。

 $+{<}{\sqsubseteq}$

T. a.					
	2 投資額の算定			2 投資額の算定	
	次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求			[同左]	
	め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線				
	収容部投資額を算定する。				
	(1) メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)投資額			「新設」	
	= アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単				
	価				
	(2) メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部ソフトウェ			(1) 音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額	
	ア) 投資額			157 PT 1 30 DE 1 7 1 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	= (メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容			= (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウ	
	装置ソフトウェア単価)			エア単価)	
	×メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)			×音声収容装置(回線収容部)投資額	
	投資額				
	÷ (メタル回線収容装置(回線収容部)投資額+メ			÷ (音声収容装置 (回線収容部) 投資額+音声収容	
	タル回線収容装置 (ユニット部) 投資額)			装置(ユニット部)投資額)	
	(3) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額			(2) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額	
				== =き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数	
	×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価			×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価	
	+メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)			+ 音声収容装置(回線収容部)投資額	
	投資額				
	+メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部ソ			+ 音声収容装置(ソフトウェア回線収容部相当)投	
	フトウェア)投資額			資額	
アナログ・デジタ	1 設備量の算定		アナログ・デジタ	1 設備量の算定	İ
ル回線共通部	収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する		ル回線共通部	収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デ	
	第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線			ジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当	
	数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。			該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。	
	[2 略]			[2 同左]	
[略]			[同左]		ŀ
光ケーブル成端架	1 設備量の算定		光ケーブル成端架	1 設備量の算定	ŀ
	(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該			(1) [同左]	
	局の光ケーブル成端架心線数とする。				
	ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり			ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり	
	心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えた			心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えた	
	もの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点			もの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点	
	遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該			遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光予	
	局に帰属する光信号分離装置(通信用建物外に設置される			備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で	
	ものに限る。) ユニット数及び光予備心線数を加えたもの			除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする	
11	STATE OF THE CHANGE OF THE CHA	1	T.	A COLOR OF THE PROPERTY OF THE	1

十九頁

ない場数は、切り上げるものとする。) [イ 雨] [20~(7) 略] [8] (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種型(上にデータ系サービスに係るもの(企製社により第定するものとする。)を陰論し、心数比により密格ごとに配試したものと当な。)を登論したものを主称でより表したものを主称です。)を控論したものを主称です。となび権別ごと言事系光ケーブル成端架製数及び音声系光ケーブル成場架を必要なら、光 I P 電話に係るもの(企数比により第定するものともる。)を確心したものをそれぞれ当該局の階格こと及び機別とと音声系光ケーブル成端架を数及び音声系光ケーブル成端架を多数とする。 [9] 機械と及及び種別と音声系光ケーブル成端架を数及び音声系光ケーブル成端架を表とする。 [4] 中語光ケーブル成端架を発数とする。 [4] 中語光ケーブル成端架を表といる。 I P 電話に係るもの(企数比により第定するものともる。)を控制したものを主れぞれ当該内部を表と及び音声系光ケーブル成端架を表といる。 (新設) 上 P 音声系光ケーブル成端架を表といる。 (新設) 上 P 音声系光ケーブル成端架を表といる。 (新設) 上 P 音声系光ケーブル成端架 (大型) 架 製 大 P 一 ア 中 大 P 音声系光ケーブル成端架 (大型) 架 製 大 P 一 ア 中 大 P 音声系光ケーブル成端架 (大型) 架 製 大 P 一 ア 中 大 P 音声系光ケーブル成端架 (小型) 業 当 たり単価	の合計を光ケーブル成端架収容率で除したもの (1に満た	。)
(2)~(7) 隔3 (8) (1)から印までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの(企 <u>敷</u> 生により算定するものとする。)を整除し、心敷比により算施すとに配賦したものを当該身の保験でと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架を数及び音声系光ケーブルの環境を受ける。 (9) 階種ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架を数及び音声系光ケーブルでは一点を表しました。 (1) 整種ごと及び種別ごと音声系光ケーブルでは一点を表しました。 (2) と表して一方のでは一点を表しました。(2) を整体により算定するものとする。(3) と整体により算定するものとする。(4) を表して、一方で、大力を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	ない端数は、切り上げるものとする。)	
(8) (1)から(7)までにより束めた架敷及び心線敷から、 <u>陸側ごと</u> にデータ系サービスに係るもの(企 <u>物飲比</u> により算定するものとする。)を整除し、心敷比により強能之とに配献したもの を当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架製 数反び音声系光ケーブル成端架と被数とする。 (9) 医椎ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架を数及び音声系光ケーブル成端架と検数とする。(2) を控除したものをえる。)を控除したものを、メタル1P音声系光ケーブル成端架と検数とする。 (9) 医椎ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架と数及び音声系光ケーブル成端架と検数とする。 (9) 医椎ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架を数及び音声系光ケーブル成端架と検数とする。 (1) を対比により顔定するものとする。)を控除したものを、メタル1P音声系光ケーブル成端架と検数とする。 (1) を対していて当該投資額を含棄し、光ケーブル成端架投質額を求め、全ての局について当該投資額を育定する。 (2) 投資額の算定 (2) 投資額の算定 (2) 投資額の算定 (3) とかり、アーブル成端架と大型・アーブル成端架(大型)・単数×光ケーブル成端架(大型)単当たり単値 ・当該路梯シタル1P音声系光ケーブル成端架(中型) 架数×光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単値 ・当該路梯とタル1P音声系光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端線(中型)架数×光ケーブル成端線(中型)架数×光ケーブル成端線(中型)架数×光ケーブル成端線(中型)線当たり単値 ・当該路梯をタル1P音声系光ケーブル成端架(小型 1) 架数×光ケーブル成端線(小型 1) 単衡により単値 ・当該路梯を直手系光ケーブル成端線(大型) 心線当たり単値 ・・当該路梯を直手系光ケーブル成端線(中型) 心線数×光ケーブル成端線(中型) 心線数(中型) 心線音を記述さればいるに対しているに対しないるに対しているに対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しない	[イ 略]	[イ 同左]
にデータ系サービスに係るもの (企 <u>散</u> 性により算定するものとする。) を控除し、企数比により開始ことに配賦したもの全当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成編架を繋及び音声系光ケーブルで開墾架を繋及び音声系光ケーブル成編架を繋を及び音声系光ケーブル成編架を繋を及び音声系光ケーブルの開墾架を数及び音声系光ケーブル成編架を構造していていて、1 P 音声系光ケーブル成編架を数及び音声系光ケーブル成編架を構造したものを、メタル1 P 音声系光ケーブル成編架を接数とする。 「一般批により算定するものとする。) を控除したものを、メタル1 P 音声系 光ケーブル成編架と検数とする。 「一般批により算定するものとする。) を控除したものを、メタル T P 音声系 光ケーブル成編架を検験とする。 「一般批により算定するものとする。) を控除したものを、メタル T P 音声系 光ケーブル成編架を検験とする。 「一般批により算定するものとする。) を控除したものを、メタル T P 音声系 光ケーブル成編架を検験とする。 「一般	[(2)~(7) 略]	[(2)~(7) 同左]
とする。) を控除し、心数比により発酵ごとに配賦したものを当時局の階種ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架で解数とする。 ②	(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごと	(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごと
 <u>を</u>当該局の陪棒ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架 数及び音声系光ケーブル成端架を終数とする。 <u>回</u> 陪練ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架を終数とする。 <u>回</u> 陪練ごと及び機関と音声系光ケーブル成端架を終数とする。 <u>の</u> 政化により算定するものとする。) を確除したものを、メタル I P 音声系 光ケーブル成端架と検数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに陪棒ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を実定する。 席棒ごと光ケーブル成端架投資額 = 当該陪棒メタル I P 音声系光ケーブル成端架(大型) 架数×光ケーブル成端架(大型) 架数×光ケーブル成端架(大型) 架勢でカーブル成端架(大型) 架勢でカーブル成端架(大型) 架勢でカーブル成端架(大型) 架勢でカーブル成端架(大型) 架当たり単価 + 当該陪棒メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 1) 架当たり単価 + 当該陪棒メタル I P 音声系光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(小型 2) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(小型 2) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	にデータ系サービスに係るもの(<u>心数比</u> により算定するもの	にデータ系サービスに係るもの(<u>心線数比</u> により算定するも
数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。 (9) 陸様ごと及び種別こと音声系光ケーブル成端架製数及び音声系光ケーブル成端架や数数とで音声系光ケーブル成端架数及び多か。 光 I P 電話に係るもの (とする。)を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したもの	のとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及
 (9) 酷極ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光 1 P電話に係るもの(心数比により算定するものとする。) を検配とものを、メタル1 P音声系光ケーブル成端架や数及びメタル1 P音声系 光ケーブル成端架や数とする。 (2) 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階様ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を含算し、光ケーブル成端架投資額を変すする。 (国を記しいて当該投資額を含算し、光ケーブル成端架(大型)架数×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価 + 当該階梯メタル1 P音声系光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯メタル1 P音声系光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯メタル1 P音声系光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯メタル1 P音声系光ケーブル成端架(小型 2)架動×光ケーブル成端架(小型 2)架動×光ケーブル成端架(中型)架動×光ケーブル成端架(小型 2)架動×光ケーブル成端架(小型 2)架動×光ケーブル成端架(小型 1)架動×光ケーブル成端架(小型 1)架動×光ケーブル成端架(大型)心線動×光ケーブル成端架(大型)心線動×光ケーブル成端架(中型)心線動×光ケーブル成端架(中型)心線動×光ケーブル成端架(中型)心線動×光ケーブル成端架(中型)心線動×光ケーブル成端架(中型)心線動×光ケーブル成端架(中型)心線動×光ケーブル成端架(中型)心線動×光ケーブル成端架(小型 2)心線数 	<u>を</u> 当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架	び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブ
 产系光ケーブル成端架心線数から、光 I P電話に係るもの(心数比により算定するものとする。) を控除したものを、メ タル I P 音声系光ケーブル成端架架数及びメタル I P 音声系 光ケーブル破端架心線数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額 を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成	数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。	ル成端架心線数とする。
 心数比により算定するものとする。) を控除したものを、メ タル1P音声系光ケーブル成端架楽数及びメタル1P音声系 光ケーブル成端架を数及でメタル1P音声系 光ケーブル成端架と破数とする。 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額 を求め、全ての局について当該投資額を含算し、光ケーブル成 端架投資額を算定する。 階梯ごと光ケーブル成端架(大型)架当たり単値 +当該階梯2クル1P音声系光ケーブル成端架(大型) 架当たり単値 +当該階梯2クル1P音声系光ケーブル成端架(中型) 架当たり単値 +当該階梯2クル1P音声系光ケーブル成端架(小型 2) 架当とり単値 +当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型 1) 架数×光ケーブル成端架(小型 1) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(小型 2) 心線数 	(9) 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音	[新設]
タル I P 音声系光ケーブル成端架製数及びメタル I P 音声系 光ケーブル成端架と譲数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額 を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架(大型) 線数を第たケーブル成端架投資額 = 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(大型) 架数×光ケーブル成端架(大型) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(中型))架数×光ケーブル成端架(中型) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 2) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 2) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 1) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 1) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 1) 架数×光ケーブル成端架(小型 1) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	声系光ケーブル成端架心線数から、光 I P 電話に係るもの (
光ケーブル成端架心線数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を育し、光ケーブル成端架(大型) 線数を発定する。 「陪棒ごと光ケーブル成端架投資額 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型) 架当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型) 架当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型) 架当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型) 架当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型2) 架当たり単価 +当該階梯金方子、アーブル成端架(小型2)架当たり単価 (所型2) 架当たり単価 +当該階梯金方系光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価 +当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線数ととかーブル成端架(中型) 心線当たり単価 +当該階梯子方子子が成端架(中型) 心線当たり単価 +当該階梯音声系光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線数×光ケーブル成端架(小型2) 心線数	心数比により算定するものとする。) を控除したものを、メ	
2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を享定する。	タル I P音声系光ケーブル成端架架数及びメタル I P音声系	
次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架(大型) 端架投資額を算定する。 「勝榑ごと光ケーブル成端架(大型) 架当たり単価 = 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型 2) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型 2) 架当たり単価 + 当該階梯とタルIP音声系光ケーブル成端架(小型 1) 架数×光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 2) 架数×光ケーブル成端架(小型 1) 架当たり単価 + 当該階梯子タルIP音声系光ケーブル成端架(大型)心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線当たり単価 + 当該階梯子タルIP音声系光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価 + 当該階梯子のエIP音声系光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(小型 2) 心線数	光ケーブル成端架心線数とする。_	
を求め、全ての局について当該投資額を含算し、光ケーブル成端架(大型)	2 投資額の算定	2 投資額の算定
端架投資額を算定する。 階梯ごと光ケーブル成端架投資額	次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額	[同左]
陪構ごと光ケーブル成端架投資額 = 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(大型)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(中型) 架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(中型) 架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 2)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 2)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 1)架数×光ケーブル成端架(小型 1)架数×光ケーブル成端架(大型)心線数×光ケーブル成端架(大型)心線数×光ケーブル成端架(大型)心線数×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価 - 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価 - 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 2)心線数×光ケーブル成端架(小型 2)心線数	を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成	
= 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(大型)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(小型 2)架数×光ケーブル成端架(小型 2)架数×光ケーブル成端架(小型 2)架数×光ケーブル成端架(小型 1)架当たり単価	端架投資額を算定する。	
架数×光ケーブル成端架 (大型) 架当たり単価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (中型) 架当たり単価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 2) 架数×光ケーブル成端架 (小型 2) 架数×光ケーブル成端架 (小型 2) 架数×光ケーブル成端架 (小型 2) 架数×光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 - 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 - 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 - 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 - 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価 - 一ブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 - 一ブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 - 半当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 1) 架数×光ケーブル成端架 (小型 1) 架数×光ケーブル成端架 (大型) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価 - 一道、	階梯ごと光ケーブル成端架投資額	階梯ごと光ケーブル成端架投資額
+ 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (中型) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 (=当該階梯 <u>メタルIP音声系</u> 光ケーブル成端架(大型)	= 当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(大型)架数×光ケ
 2 ※数×光ケーブル成端架 (中型) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (大型) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯全タルIP音声系光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯全タルIP音声系光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯全タルIP音声系光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯全方系光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯全方系光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯全方系光ケーブル成端架 (中型) 心線数 	架数×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価	7,7 - 1,1 - 1, - 1, - 1, - 1, - 1, - 1,
+ 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 2) 架数× 2) 架数×光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 一 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 一 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 一 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (大型) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線数 × 光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 一 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 2) 心線数 + 当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型 2) 心線数	+当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (中型	+ 当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(中型)架数×光
2) 架数 米ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価 (個))架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価	ケーブル成端架(中型)架当たり単価
価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (小型 1) 架数×光ケーブル成端架 (小型 1) 架数× 光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価	+当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型	+ 当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(小型 2)架数×
+ 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(小型 1)架数×光ケーブル成端架(小型 1)架当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(中型)) 心線数×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(中型)) 心線数×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(中型)心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(中型)心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(小型 2)心線数	2) 架数×光ケーブル成端架 (小型2) 架当たり単	光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価
1) 架数×光ケーブル成端架 (小型1) 架当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (大型) 心線数×) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価 +当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 - おきないでは、中型) 心線が大ケーブル成端架 (中型) 心線数×光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価 - おきないでは、中型) 心線当たり単価 - おきないでは、中型) 心線当たり単価 - おきないでは、アーブルが、アー	価	
価 + 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型) 心線数×光ケーブル成端架(大型)心線数× 光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価	+当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (小型	+ 当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(小型1)架数×
+ 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(大型) 心線数×) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(中型) 心線数×) 心線数×光ケーブル成端架(中型) 心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(中型) 心線当たり単 価 + 当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架(小型	1) 架数×光ケーブル成端架(小型1) 架当たり単	光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価
) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価 価	価	
価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架(中型 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(中型)心線数×	+当該階梯 <u>メタル I P 音声系</u> 光ケーブル成端架 (大型	+ 当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(大型)心線数×
+ 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (中型) 心線数×光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単 価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (小型)心線数×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単	光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価
) 心線数×光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単 光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価	価	
価 +当該階梯メタル I P音声系光ケーブル成端架(小型 +当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(小型 2) 心線数		
+ 当該階梯 <u>メタルIP音声系</u> 光ケーブル成端架(小型 + 当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(小型 2) 心線数		光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価
	E)ANI	
- 9) 心現粉××ケーブルは堤辺(小刑9) 心線当た ××ケーブルは堤辺(小刑9) 心線当たり単価		
2) 心脉致入元ケーノル成満末(小主2)心脈当たり手順	2) 心線数×光ケーブル成端架(小型2) 心線当た	×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価

11+1

		1.4	
	り単価		
	+当該階梯 <u>メタルIP音声系</u> 光ケーブル成端架(小型		+当該階梯 <u>音声系</u> 光ケーブル成端架(小型1)心線数
	1) 心線数×光ケーブル成端架(小型1) 心線当た		×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価
	り単価		
共用コアルータ	1 設備量の算定	共用コアルータ	1 設備量の算定
	(1) コア局ごとに、次のアからエまで (共用コアルータが100		(1) コア局ごとに、CWDM10Gインタフェース数、共用収容
	 Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。) により求		ー ルータ対向10Gインタフェース数 (当該局が収容局兼コア局
	めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局		の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェー
	の共用コアルータユニット数とする。		ス数及びデータ系 I P装置対向10Gインタフェース数の合計
			を共用コアルータ10Gインタフェース数とする。また、接続
			する伝送装置(CWDM)、共用収容ルータ、コア局用L2
			SW及びデータ系IP装置の最繁時呼量帯域及び最繁時呼量
			パケット数から、共用コアルータ最繁時呼量帯域及び共用コ
			アルータ最繁時呼量パケット数を算定する。
	ア データ系 I P装置対向100Gインタフェース数を共用コ		77 7 M SK 11 1 1 7 7 1 3M C 3F /C 7 00
	アルータ100 G ボード当たり最大収容インタフェース数で		
	除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする		
	。) を共用コアルータ100 G ボード数とし、これを共用コ		
	アルータ1ユニット当たり最大100Gボード数で除したも		
	の (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)		
	イ 共用コアルータ10Gインタフェース数 (CWDM10Gイ		
	ンタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース		
	数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用		
	L2SW対向10Gインタフェース数、データ系IP装置対		
	向10 G インタフェース数 (共用コアルータが100 G インタ		
	フェースを有する場合を除く。)及び関門系ルータ対向10		
	Gインタフェース数の合計) を共用コアルータ10Gボード		
	当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満た		
	ない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ		
	10Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当た		
	り最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、		
	切り上げるものとする。)		
	ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル		
	通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及		
	び光地域IPサービスの最繁時帯域の合計を共用コアルー		
	タ最繁時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用		
	コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除した		
	<u>コノル フェーッドコにソ取入地理取祭时市場で除した</u>	11	

11+1 🖂

工 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル
通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及
び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共用コ
アルータ最繁時パケット数とし、これを共用コアルータ収
容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時
パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ
るものとする。)
(2) (1)イのCWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対
向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に
限る。)及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数か
ら、それぞれデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数
を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び
光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものと
する。)を控除したものの合計をメタル I P 音声系共用コア
ルータ (ユニット部) 10 Gインタフェース数とする。
7 7 (PP) 100 1 7 7 7 7 MC 7 0 8
(a) (1) (a) HH H Z (a) A W C 10 C (A) A D D D D D D D D D D D D D D D D D
(3) (1)イの関門系ルータ対向10Gインタフェース数から光 I P
電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。
) を控除したものをメタル I P音声系共用コアルータ (関門
系ルータ対向部) 10Gインタフェース数とする。
(1)イの共用コアルータ10Gボード数からデータ系サービス
に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比)及び
光 I P電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものと

もの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

する。) を控除し、インタフェース数比によりユニット部及

び関門系ルータ対向部に配賦したものを、メタル I P音声系 共用コアルータ (ユニット部) 10Gボード数及びメタル I P

- (2) (1)の共用コアルータ10G インタフェース数を共用コアルータ10G ボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。
 - ア 共用コアルータ10Gボード数を共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
 - 本は、ガンエいるものよう。。 オ 共用コアルータ最繁時呼量帯域を共用コアルータ収容率 及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量 帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるもの とする。)
 - ウ 共用収容ルータ最繁時呼量パケット数を共用コアルータ 収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁 時呼量パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切 り上げるものとする。)
- ③ (2)の共用コアルータユニット数から1を減じたものを共用 コアルータ渡り10Gインタフェース数とし、これを共用コア ルータ10Gインタフェース数に加える。
- (4) (1)から(3)までにより求めた共用コアルータ10Gインタフェース数、共用コアルータ10Gボード数及び共用コアルータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。) を控除し、たむのをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアルー

1 | + 1 | | | |

音声系共用コアルータ (関門系ルータ対向部) 10Gボード数 タ10Gボード数及び音声系冗長化後共用コアルータユニット とする。 数とする。 投資額の算定 投資額の算定 次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全 [同左] ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を 0年する。 品ごと共用コアルータ投資額 =メタルIP音声系共用コアルータユニット数×共用コ =<u>音声系冗長化後</u>共用コアルータユニット数×共用コア アルータユニット単価 ルータユニット単価 + (メタル I P音声系共用コアルータ (ユニット部) +音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数×共用 10Gボード数+メタル I P音声系共用コアルータ (コアルータ10Gボード単価 関門系ルータ対向部)10Gボード数)×共用コアル ータ10Gボード単価 + (メタル I P音声系共用コアルータ (ユニット部) +音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース 数×共用コアルータ10Gインタフェース単価 10Gインタフェース数+メタル I P音声系共用コア ルータ(関門系ルータ対向部)10Gインタフェー 数)×共用コアルータ10Gインタフェース単価 +<u>メタルIP音声系</u>共用コアルータユニット数×共用 +音声系冗長化後共用コアルータユニット数×共用コ コアルータソフトウェア単価 アルータソフトウェア単価 設備量の算定 コア局用 L 2 S W 設備量の算定 (1) コア局ごとに、PTN1Gポート数及びCS1Gポート数 コア局ごとに、PTN1Gポート数、CS1Gポート数。 の合計をコア局用し2SW1Gインタフェース数とし、共用 MGW1Gポート数、SGW1Gポート数及びMGC1Gポ コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェー ート数の合計をコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数とし ス数をコア局用 L 2 S W 10 G インタフェース数とする。 共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタ (2) (1)のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数及びコア局用 フェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1 ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1 (2) (1)のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数及びコア局用 に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局用し L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1 2 S Wユニット数とする。 ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1 (3) (1)及び(2)で算定したコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局用し 数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L 2SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN 2 S Wユニット数とする。 (3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース 経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味 数. コア局用 L 2 S W 10 G インタフェース数及びコア局用 L した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光IP 2 SWユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、P 電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。 TN経由のADSL地域IPサービスに係るもの(最繁時呼 量帯域比により算定するものとする。) を控除したものをそ) を控除したものを、当該局のメタル I P音声系冗長化後コ ア局用L2SW1Gインタフェース数、メタルIP音声系冗 れぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタ

11+111=

長化後コア局用L	2 SW10Gインタフェー	-ス数及びメタル I
P音声系冗長化後	コア局用L2SWユニッ	ト数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。

局ごとコア局用L2SW投資額

- =メタル I P音声系冗長化後コア局用 L 2 S Wユニット 数×コア局用 L 2 S Wユニット単価
 - +メタル I P音声系冗長化後コア局用 L 2 SW10Gインタフェース数×コア局用 L 2 SW10Gインタフェース単価
 - +メタル I P 音声系冗長化後コア局用L 2 SW1 G インタフェース数×コア局用L 2 SW1 G インタフェース単価

フェース数、音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及び音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。

局ごとコア局用L2SW投資額

- =音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数×コア局 用L2SWユニット単価
 - +音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数×コア局用L2SW10Gインタフェース単価 +音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェー
 - + 肯声糸几長化後コア局用L2SW1Gインタフェ ス数×コア局用L2SW1Gインタフェース単価

MGW

1 設備量の算定

- (1) コア局ごとに、コア局ごとIC接続回線数から定まるMG W S T M-1 ポート数について冗長化考慮したものを冗長化 後 MG W S T M-1 ポート数とする。
- (2) (1)の冗長化後MGWS TM-1ポート数をMGW収容率及 びMGW1ユニット当たり最大S TM-1ポート数で除した もの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を冗 長化後MGWユニット数とする。
- 2 投資額の算定

次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。

局ごとMGW投資額

- = (MGWユニット部投資額+MGWユニット部ソフト ウェア投資額)
 - + (MGW回線依存部投資額+MGW回線依存部ソフトウェア投資額)
- = (冗長化後MGWユニット数×MGWユニット単価+ 冗長化後MGWユニット数×MGWユニットソフトウェア単価)
 - + (冗長化後MGWSTM-1ポート数×MGWST M-1ポート単価+冗長化後MGWSTM-1ポート数×MGWSTM-1ポート数×MGWSTM-1ポートソフトウェア単価)

11+81

11十年度

ŀ		イ 冗長化後MGWユニット数をコア局当たりポイントコー
1		ド数とし、これをSGW収容率及びSGW1ユニット当た
1		り最大処理ポイントコード数で除したもの(1に満たない
!		端数は、切り上げるものとする。)
ŀ		2 投資額の算定
į		次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局につ
į	li.	いて当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。
1		局ごとSGW投資額
1		= 冗長化後SGWユニット数×SGWユニット単価
ľ		+ 冗長化後 S G W ユニット数× S G W ソフトウェア単
į		価
į	信号用中継交換機	1 設備量の算定
1		(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの
1		最繁時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計
		を最繁時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをIC
į		接続呼最繁時信号数とする。
į		(2) (1)の I C接続呼最繁時信号数に I C トランジット呼最繁時
1		信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域
1		数で除したものをSTP(信号用中継交換機をいう。以下同
į		じ。) 最繁時信号数とする。
į.		(3) コア局当たり接続呼最繁時信号数から算定したコア局当た
ĺ		り信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信
1		号区域数で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。
!		(4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット
į		
į		数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数と
į		する。
1		ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数をS
!		TP収容率及びSTP1ユニット当たり最大リンク数(S
ŀ		TP対当たり渡りリンク数を減じたもの。) で除したもの
į		(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
ĺ		イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁時信号数をSTP
1		1 ユニット当たり処理信号数で除したもの(1 に満たない
ľ		端数は、切り上げるものとする。)
		(5) STP設置局ごとに、STPユニット数にSTP対当たり
į.	l i	渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数と
1		する。
ľ	13	(6) STP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号

11十六厘

					区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア局の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リンク数を減じたものをSTPリンク数とする。 2 投資額の算定次の算定式により局ごとSTP投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、STP投資額を算定する。局ごとSTP投資額。 =STPユニット数×STPユニット単価+STPリンク数×STPリンク単価
伝送装置	[1 略] 2 PTNの設備量算定 (1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、専用線サービス、光IP電話及び光地域IPサービス(PTN設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。)の最繁時帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの(ポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系元長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。	*	伝送	Š. iž	[1 同左] 2 PTNの設備量算定 (1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び専用線サービスの最繁時呼量帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系に係るもの(ポート容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。
	[(2) 略] (3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、データ系サービス及び光 I P電話に係るもの(当該局が属するループごとにボート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P音声系冗長化後PTNユニット数とする。 [(4) 略] (5) (4)のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数ので見を発しているのを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とび冗長				[(2) 同左] (3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、ADSL地域IPサービス及び専用線サービスに係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTNユニット数とする。 [(4) 同左] (5) (4)のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数のぞれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数及び冗長

11十十三

れぞれ<u>データ系サービス及び光 I P電話に係るもの(当該局が属するループごとにボート容量比及びQ o S 制御係数を加<u>味した最繁時帯域比</u>により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタル I P音声系冗長化後 P T N I N I P I</u>

- 3 収容局設置CWDMの設備量算定
- (1) CWDM設置収容局ごとに、CWDMが接続する<u>共用収容ルータ</u>の設備量からCWDM10Gインタフェース数及びCWDM6域10Gカード数を算定する。また、当該CWDMが接続する専用線装置の設備量からCWDMS TM-1インタフェース数及びCWDM低速STM-1カード数を算定する。CWDM低速10Gカード数及びCWDM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWDM高速インタフェース波長数とする。

[(2) 略]

- ③ ②のCWDMユニット数からデータ系サービスに係るもの (QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)及び専用線サービスに係るもの(波長数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系CWDMユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数とする。

- 3 収容局設置CWDMの設備量算定
- (1) CWDM設置収容局ごとに、CWDMが接続する共用収容 ルータ及び光地域 I P 装置の設備量からCWDM10Gインタ フェース数及びCWDM低速10Gカード数を算定する。また 、当該CWDMが接続する専用線装置の設備量からCWDM S TM-1インタフェース数及びCWDM低速S TM-1カード数を算定する。CWDM低速10Gカード数及びCWDM 低速S TM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局の CWDM高速インタフェース波長数とする。

[(2) 同左]

- ③ (2)のCWDMユニット数を冗長化考慮したものを当該局の 冗長化後CWDMユニット数とし、これから光地域IP装置 (音声非共用分に限る。)及び専用線装置に係るもの(被長 数比により算定するものとする。)を控除し、さらにADS L装置及び光地域IP装置(音声共用分に限る。)に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除 したものを当該局の音声系冗長化後CWDMユニット数とする。
- $\underline{(4)} \quad (1) O C W D M 低速 10 G カード 数及 び C W D M 10 G インタフェース数についてそれぞれ 冗長化 考慮したものを当該局の冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数とし、これらからそれぞれ 光地域 I P 装置 (音声非共用分に限る。)に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。)を控除し、さらにADSL装置及 び 光地域 I P 装置 (音声共用分に限る。)に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後 C W D M 低速 10 G カード 数及 び 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数とする。$

[新設]

11+<=

算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系CWDM10Gインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。

- 4 コア局設置CWDMの設備量算定
- □ フア局ごとに、当該局に属するCWDM設置収容局のメタルIP音声系CWDM10Gインタフェース数、メタルIP音声系CWDM低速10Gカード数及びメタルIP音声系CWDMユニット数(当該コア局設置CWDMに対向するものに限る。)を、それぞれ全ての当該局に属するCWDM設置収容局について合算したものを、当該局のメタルIP音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、メタルIP音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数及びメタルIP音声系収容局対向CWDMのエニット数とする。
- [2] コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスの<u>最繁時帯域</u>から定まるコア局渡りCWDMSTM-1インタフェース数をCWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速STM-1カード数とする。
- ⑤ 2)のコア局渡りCWDM10Gインタフェース数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した長繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDM10Gインタフェース数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。

4 コア局設置 CWDMの設備量算定

- (1) CWDM設置収容局は2つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するCWDM設置収容局のCWDM10Gインタフェース数、CWDM低速10Gカード数及びCWDMユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数及び音声系収容局対向CWDMユニット数とする。
- (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス 及び光地域IPサービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局 渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカー ド当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満た ない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWD M低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスの<u>最繁時呼量帯域</u>から定まるコア局渡りCWDMSTM-1インタフェース数をCWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速STM-1カード数とする。
- [(4) 同左]
- (5) (2)及び(4)で算定したコア局渡りCWDM10Gインタフェース数、コア局渡りCWDM低速10Gカード数及びコア局渡りCWDMユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(インタフェース数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを育声系コア局渡りCWDM低速10Gカード数及び音声系コア局渡りCWDMユニット数とする。

二十九頁

- (6) ②のコア局渡りCWDM低速10Gカード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDM低速10Gカード数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数とする。
- (7) (4)のコア局護りCWDMユニット数からデータ系サービス に係るもの(QοS制御係数を加味した最繁時帯域比により 算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)をび専用繰サービスに係 るもの(被長数比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系で局護りCWDMユニット数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDMユニット数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CW DMユニット数とする。

<u>DN</u> [削る]

<u>5</u> 投資額の算定

次の算定式により局ごとPTN投資額及び局ごとCWDM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額及びCWDM投資額を算定する。

局ごとPTN投資額

 $\frac{6}{0} \quad \text{局ごとに、} (1)及び(5)で算定した音声系CWDM<math>10G$ インタフェース数、音声系CWDM低速10Gカード数及び音声系CWDM2-2、ト数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数、音声系冗長化後CWDM2-2、小数とする。

[新設]

- $\underline{\underline{5}}$ XCM (クロスコネクト装置をいう。以下同じ。) の設備量 算定
- (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のIC接続回線数とし、これをチャネル切上単位(52M)、伝送装置収容率及びXCM1ユニット当たり52Mパス数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のXCMユニット数とする。
- (2) (1)の I C接続回線数及びX C Mユニット数を基に、X C M 局内156Mインタフェース数、X C M局間52Mインタフェース数、X C M周間156Mインタフェース数、X C M増設リンク数、X C M空間スイッチユニット数、X C M基本架数及び X C M接続架数を算定する。
- <u>6</u> 投資額の算定

次の算定式により局ごとPTN投資額、局ごとCWDM投資額及び局ごとXCM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額、CWDM投資額及びXCM投資額を算定する。

局ごとPTN投資額

111+12

中間中継伝送装置 1 収容局とコア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の 中間中継伝送装置 1 収容局とコア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の	中間中継伝送装置	= (メタル I P音声系冗長化後 P T N 低速インタフェースボード単価 +メタル I P音声系冗長化後 P T Nユニット数× P T Nユニット単価 +メタル I P音声系冗長化後 P T N 2. 4 G 高速インタフェース ボート単価 +メタル I P音声系冗長化後 P T N 10 G 高速インタフェース ボート単価 +メタル I P音声系冗長化後 P T N 10 G 高速インタフェース 表 × P T N 10 G 高速インタフェースボート単価 × (1+クロック供給装置投資額加算率) 局ごと C W D M 投資額 = (メタル I P音声系冗長化後 C W D M ユニット数 × C W D M ユニット単価 +メタル I P音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース単価) × メタル I P音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数 × C W D M 10 G インタフェース単価) × (1+クロック供給装置投資額加算率) 1 収容局とコア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の	中間中継伝送装置	= (音声系元長化後PTN低速インタフェース混在ボード数×PTN低速混在インタフェースボード単価 +音声系元長化後PTNユニット数×PTNユニット単価 +音声系元長化後PTN2.4G高速インタフェース数×PTN2.4G高速インタフェース数×PTN10G高速インタフェース数×PTN10G高速インタフェース数×PTN10G高速インタフェース数×とPTN10G高速インタフェース数×とPTN10G高速インタフェース数をとりを発養である。 (1+クロック供給装置投資額加算率) 局ごとCWDM投資額 = (音声系元長化後CWDMユニット数×CWDMユニット単価 +音声系元長化後CWDM10Gインタフェース数×CWDM10Gインタフェース数をCWDM10Gインタフェース数をCWDM10Gインタフェース数をCWDM10Gインタフェース数をCWDM10Gインタフェース数をCWDM10Gインタフェース数をCWDM10Gインタフェース数をMが投資額 = X CM基本架数×X CM基本架単価 + X CM接続架数×X CM基本架単価 + X CM M局間52Mインタフェース数×X CM局間52Mインタフェース単価 + X C M局間156Mインタフェース数×X CM局間156Mインタフェース数をMが開設リンク単価 + X C M増設リンク数×X CM増設リンク単価 + X C M増設リンク単価 + X C M増設リンク数×X CM型設リンク単価 + X C M空間スイッチュニット数 * X C M型に対して、 * X C M型に対して、 * X C M型に対して、 * X C M型に対して、 * X C M型に対しの、 * X C M を対しの、 * X C M型に対しの、 <t< th=""></t<>
設備量の算定		100 Marie 100 Ma		100 Marie 100 Ma

111+1 🖂

伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)に、メタル I P音声系冗長化後CWDMユニット数を乗じたものを当該局のメタル I P音声系冗長化後CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とする。

2 コア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の 算定

CWDMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に滴たない端数は、切り捨てるものとする。)に、当該区間のメタルIP音声系CWDMコニット数を乗じたものを当該区間のメタルIP音声系CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。

3 PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定

PTNによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長をPTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置とり距離で除した中間中継伝送装置数に、切り捨てるものとする。)から当該ループに属するPTN設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数(データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した長繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものとする。)を乗じたものを当該ループのメタルIP音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。

中間中継伝送装置の設備量の算定

1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のメタルIP音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。

5 投資額の算定

次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全 ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額 を算定する。

を昇足する。 局ごと中間中継伝送装置投資額

=メタル I P音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間

伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)に、音声系冗長化後CWDMコニット数を乗じたものを当該局の音声系冗長化後CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とする。

2 コア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の

CWDMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に滴たない端数は、切り捨てるものとする。)に、当該区間の音声系コア局渡りCWDMユニット数を乗じたものを当該区間の音声系CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。

3 PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定

PTNを設置するループごとに、ループ延長をPTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) から当該ループに属するPTN局数を減じ、当該ループのPTNリング心線数 (音声系に係るものに限る。) を乗じたものを当該ループの音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループののPTN局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。

4 中間中継伝送装置の設備量の算定

1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする

5 投資額の算定

次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全 ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額 を算定する。

局ごと中間中継伝送装置投資額

=音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価

111+11||||(

2 S	中継伝送装置ユニット単価
	(1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数(音声サービス(ア
	ナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光IP電話をい
	う。)の回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコ
	ア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音
	声サービス回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユニッ
	ト当たり最大処理回線数で除したもの(1に満たない端数は
	、切り上げるものとする。) を当該区域に属するコア局のC
	Sユニット数とする。
	(2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該
	区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光IP
	電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を
	控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系
	冗長化後CSユニット数とする。
	(3) 中継区域ごとに、メタル I P 電話回線数 (アナログ電話及
	び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。)を当
	該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属す
	るコア局のCS収容メタルIP電話回線数とし、これにCS
	後CS収容メタルIP電話回線数とする。
	2 CS用データベース(以下「CS用DB」という。)の設備
	量の算定
	(1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁時呼数を当該中継区
	域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局
	のCS音声サービス最繁時呼数とし、これをCS用DB収容
	率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除
	したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。
	(2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じ
	たものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニ
	ット数とし、光IP電話に係るもの(最繁時呼数比により算
	定するものとする。)を控除したものを当該区域に属するコ
	ア局のメタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とす
	3.
	3 投資額の算定

111+11111

	て当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額(光
	I P電話に係るものを控除したもの。) を加え、C S投資額を
	算定する。
	局ごとCS投資額
	=メタルIP音声系冗長化後CSユニット数×CSユニ
	ット単価
	+ 冗長化後 C S 収容メタル I P 電話回線数× C S 1 回
	線当たり単価
	+メタル I P音声系冗長化後CS用DBユニット数×
	CS用DBユニット単価
関門系ルータ	1 設備量の算定
	(1) 相互接続局ごとに、次のアからウまでにより求めた関門系
	ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の関門系ルー
	タユニット数とする。
	ア 関門系ルータ10Gインタフェース数 (コア局対向10Gイ
	ンタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタ
	フェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SB
lil	C対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gイ
[1]	ンタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数
	及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合
	計をいう。)を関門系ルータ10Gボード当たり最大収容イ
1	ンタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り
	上げるものとする。)を関門系ルータ10Gボード数とし、
	関門系ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除した
lil	もの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	イ 当該相互接続局の最繁時帯域を関門系ルータ収容率及び
	関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除し
	たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	ウ 当該相互接続局の最繁時パケット数を関門系ルータ収容
[1]	率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時パケ
	ット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるも
[]	のとする。)
:	(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、 <mark>同一局内</mark> 共用コ
	アルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gイ
	ンタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENU
	Mサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10G
11	インタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタ

t à	i ii
	フェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの(最繁時帯
li	域比により算定するものとする。)を控除し、合計したもの
	を、当該局のメタル I P音声系関門系ルータ10Gインタフェ
	ース数とする。
	(3) (1)アの関門系ルータ10Gボード数から光IP電話に係るも
	の(インタフェース数比により算定するものとする。)を控
	除したものを、メタルIP音声系関門系ルータ10Gボード数
	とする。
	(4) (1)の関門系ルータユニット数から光IP電話に係るもの(
	最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したもの
	を、メタルIP音声系関門系ルータユニット数とする。
	2 投資額の算定
	次の算定式により、局ごと関門系ルータ投資額を求め、全て
	の局について当該投資額を合算し、関門系ルータ投資額を算定
	の向についてヨ政技員領を日昇し、国门ホルーク技員領を昇足しする。
	りる。 局ごと関門系ルータ投資額
	=メタルIP音声系関門系ルータユニット数×関門系ルー
	タユニット単価
	+メタルIP音声系関門系ルータ10Gボード数×関門系
	ルータ10Gボード単価
	+メタルIP音声系関門系ルータ10Gインタフェース数
	×関門系ルータ10Gインタフェース単価
	+メタル I P音声系関門系ルータユニット数×関門系ル
	ータソフトウェア単価
相互接続局用 L 2	1 設備量の算定
SW	(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用1Gインタフェー
	ス数に相互接続局用L2SW予備1Gインタフェース数を加
	えたものを当該局の相互接続局用L2SW1Gインタフェー
	ス数とし、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定
1	するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP
	音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とする。
	(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用10Gインタフェー
	ス数及び関門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計に相
	互接続局用L2SW予備10Gインタフェース数を加えたもの
[:]	を当該局の相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とし
[]	、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するもの
	とする。)を控除したものを、当該局のメタル I P音声系相
1.0	ı ı

111十月厘

	互接続局用L2SW10Gインタフェース数とする。
	(3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用L2SW1Gインタフェ
	ース数及び相互接続局用L2SW10Gインタフェース数の合
	計を相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフェ
	ース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるもの
	とする。) を当該局の相互接続局用 L 2 S W ユニット数とし
	、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するもの
	とする。)を控除したものを、当該局のメタル I P音声系相
	互接続局用L2SWユニット数とする。
	2 投資額の算定
	次の算定式により、局ごと相互接続局用L2SW投資額を求
	め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用L2
	SW投資額を算定する。
	局ごと相互接続局用L2SW投資額
	=メタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数×
	相互接続局用L2SWユニット単価
	+メタル I P音声系相互接続局用 L 2 S W 1 G インタ
	フェース数×相互接続局用L2SW1Gインタフェ
	ース単価
	+メタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタ
	フェース数×相互接続局用 L 2 S W10G インタフェ
	ース単価
SBC	1 設備量の算定
0.00	(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るも
	のに限る。)をSBC収容率及びSBC呼処理部1ユニット
	当たり最大処理最繁時呼数で除したものを、当該局のSBC
	ユニット (呼処理部) 数とする。ただし、当該局に設置する
	SBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッショ
	ン数により決定する場合には、SBCユニット(呼処理部)
	数は0とする。
	(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量(接続呼に係るも
	のに限る。) から算定したSBC同時接続数をSBC収容率
	及びSBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時
	接続数で除したものを、当該局のSBCユニット(セッショ
	ン管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設
	備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により
	決定する場合には、SBCユニット(セッション管理部)数

111+4=

は0とする。
(3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量(接続呼に係るも
のに限る。)をSBCセッション数とし、これをSBC収容
率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除し
たものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該
局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大
処理最繁時呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接
続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする
(4) (1)のSBCユニット (呼処理部) 数から光 I P電話に係る
もの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)
を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニッ
ト(呼処理部)数とする。
(5) (2)のSBCユニット(セッション管理部)数及び(3)のSB
Cユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの(当該局
の最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したも
のを、メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部
)数及びメタルIP音声系SBCユニット数とする。
2 投資額の算定
次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局に
ついて当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。
局ごとSBC投資額
= (メタル I P音声系 S B C ユニット (呼処理部) 数×
SBCユニット (呼処理部) 単価
+メタルIP音声系SBCユニット(セッション
管理部)数×SBCユニット(セッション管理
部)単価
+メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユ
ニット単価)
* (1+相互接続局共通設備投資額加算率)
+ (メタル I P 音声系 S B C ユニット (呼処理部) 数
×SBCユニット(呼処理部)ソフトウェア単価
+メタルIP音声系SBCユニット(セッション
管理部)数×SBCユニット(セッション管
理部)ソフトウェア単価
+メタル I P音声系 S B C ユニット数× S B C ユ
ニットソフトウェア単価

1	+ SBC同時接続数×SBC同時接続数当たりソ
	〒SBC同時接続数 <sbc同時接続数目にリノ フトウェア単価)</sbc同時接続数目にリノ
	×(1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加
	算率)
ENUMサーバ	1 設備量の算定
	(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るも
	のに限る。)から算定したENUMクエリ数をENUMサー
	バ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該
	局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にE
	NUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサ
	ーバユニット数は0とする。
	(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るも
	のに限る。)から算定したENUMクエリ数及びDNSクエ
	リ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニッ
	ト当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENU
	M・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局に
	ENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、EN
	UM・DNS共通サーバユニット数は0とする。
	(3) (1)のENUMサーバユニット数から光 I P 電話に係るもの
	(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控
	除したものを、当該局のメタルIP音声系ENUMサーバユ
	ニット数とする。
	(4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに
	係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光
	I P電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定する
	ものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENU
	M・DNS共通サーバユニット数(ENUM相当分)とする
	in bitoxia y y x x y y x x bitoining y y c y v
	。 2 投資額の算定
	次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全
	ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を
	算定する。
	昇たりる。 局ごとENUMサーバ投資額
	同ことRUMリーハ投資額= (メタルIP音声系ENUMサーバユニット数×EN
	= (メタルIP音戸系ENUMサーハユニット数×EN UMユニット単価
	+メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバ
	ユニット数(ENUM相当分)×ENUM・D

111+<||

	N S 共通サーバユニット単価) × (1+相互接続局共通設備投資額加算率)	
	+ (メタルIP音声系ENUMサーバユニット数×E	
	NUMユニット当たりソフトウェア単価	
	+メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバ	,
	ユニット数 (ENUM相当分) ×ENUM・D	
	NS共通サーバユニットソフトウェア単価	
	+ENUMクエリ数×ENUMクエリ当たりソフ	
	トウェア単価)	
	×(1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加	
	算率)	
VSサーバ	1 設備量の算定	
	(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るも	
	のに限る。)から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1	
	ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局の	
	DNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM	
	・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニ	
	ット数は0とする。	
	(2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(
	当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除	
	したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニッ	
	ト数とする。	
	(3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・	
	DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの (クエ	,
	リ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係る	
	もの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)	
	を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通	
	サーバユニット数(DNS相当分)とする。	
	2 投資額の算定	
	次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定	
	の局について自該权責領を音算し、DNSリーハ权責領を昇足する。	
	9 つ。 局ごとDNSサーバ投資額	
	同ことDNSリーハ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS	
	- (メラルIF盲戸ボDNSリーハユニット数入DNS	
	ユニット単価 +メタル I P音声系E NUM・D N S 共通サーバ	
	ユニット数 (DNS相当分)×ENUM・DN	

三十九頁

	S 共通サーバユニット単価)		1	
	× (1+相互接続局共通設備投資額加算率)			
	+ (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DN			
	Sユニット当たりソフトウェア単価			
	+メタル I P音声系E NUM・D N S 共通サーバ			1
	ユニット数 (DNS相当分) ×ENUM・DN	-		I
	S共通サーバユニットソフトウェア単価		1	
	+DNSクエリ数×DNSクエリ当たりソフトウ			
	ェア単価)			
	× (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加			
	(1 1 相互政権の未通政備ファドラエア 収責報が	-		I
メタルケーブル	# 1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の篁定		メタルケーブル	1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定
79709-370	[(1)~(3) 略]		77109- 710	「(1)~(3) 同左]
	(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの			(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの
	延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び			延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを
	光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの			控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブ
	メタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声			ル対km、音声系架空メタルケーブル延長km、音声系地下メタ
	系架空メタルケーブル延長km、メタルIP音声系地下メタル			ルケーブル対km及び <u>音声系</u> 地下メタルケーブル延長kmとする
	ケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長			0
	kmとする。			
	2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定			2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定
	[(1)~(5) 略]			[(1)~(5) 同左]
	(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの			(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの
	延長km及び対kmのそれぞれの合計から <u>データ系サービス及び</u>			延長km及び対kmのそれぞれの合計から <u>データ系</u> に係るものを
	<u>光 I P電話</u> に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの			控除したものを当該局の種別ごとの <u>音声系</u> 架空メタルケーブ
	メタル I P音声系架空メタルケーブル対km、メタル I P音声			ル対km、 <u>音声系</u> 架空メタルケーブル延長km、 <u>音声系</u> 地下メタ
	<u>系</u> 架空メタルケーブル延長km、 <u>メタルIP音声系</u> 地下メタル			ルケーブル対km及び <u>音声系</u> 地下メタルケーブル延長kmとする
	ケーブル対km及び <u>メタルIP音声系</u> 地下メタルケーブル延長			0
	kmとする。			
	3 投資額の算定			3 投資額の算定
	次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全			[同左]
	ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を			
	算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府			
	県の値とする。			
	局ごと種別ごとメタルケーブル投資額			局ごと種別ごとメタルケーブル投資額
	=当該種別メタル I P音声系架空メタルケーブル対km×			= 当該種別音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架
	当該種別架空メタルケーブル対km単価			空メタルケーブル対km単価
1.0		1 1	1	

1				
	+当該種別 <u>メタルIP音声系</u> 架空メタルケーブル延長			+当該種別 <u>音声系</u> 架空メタルケーブル延長km×当該種
	km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価			別架空メタルケーブル延長km単価
	+当該種別メタル I P音声系地下メタルケーブル対			+ 当該種別音声系地下メタルケーブル対km×当該種別
	km×当該種別地下メタルケーブル対km単価			地下メタルケーブル対km単価
	+当該種別メタル I P音声系地下メタルケーブル延長			+当該種別音声系地下メタルケーブル延長km×当該種
	km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価			別地下メタルケーブル延長km単価
加入系光ケーブル		.	And the state of t	
加入糸光クーノル			加入系光ケーブル	
	2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定			2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定
	[(1)~(5) 略]			[(1)~(5) 同左]
	(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及			(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及
	び心kmのそれぞれの合計から <u>データ系サービス及び光IP電</u>			び心kmのそれぞれの合計から <u>データ系</u> に係るものを控除した
	<u>話</u> に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの <u>メタル I</u>			ものを当該局の種別ごとの <u>音声系</u> 架空光ケーブル心km、 <u>音声</u>
	P音声系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系架空光ケー			<u>系</u> 架空光ケーブル延長km、 <u>音声系</u> 地下光ケーブル心km及び <u>音</u>
	ブル延長km、メタルIP音声系地下光ケーブル心km及びメタ			声系地下光ケーブル延長kmとする。
	ルIP音声系地下光ケーブル延長kmとする。			
	3 投資額の算定			3 投資額の算定
	次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての			「同左」
	局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する			£1. 4-mm 3
	。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値と			
	する。			日ブルルト デュ机次報
	局ごと光ケーブル投資額			局ごと光ケーブル投資額
	=メタルIP音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系			= 音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケー
	架空光ケーブル心km単価			ブル心km単価
	+ <u>メタルIP音声系</u> 加入系架空光ケーブル延長km× <u>(</u>			+ <u>音声系</u> 加入系架空光ケーブル延長km× <u>加入系架空光</u>
	加入系架空光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブ			ケーブル延長km単価
	ル延長km災害対策増分単価)			
	+メタルIP音声系加入系地下光ケーブル心km×加入			+音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケ
	系地下光ケーブル心km単価			ーブル心km単価
	+メタル I P 音声系加入系地下光ケーブル延長km× (+音声系加入系地下光ケーブル延長km×加入系地下光
	加入系地下光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブ			<u></u>
	ル延長km災害対策増分単価)			<u> </u>
中継系光ケーブル			中継系光ケーブル	1 設備量の算定
1 112/11/20 2 /**	(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全ての		1 /100/11/2017 2 /*	(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全ての
	ループについて、当該収容局のCWDMユニット数にCWD			ループについて、冗長化後CWDMユニット数にCWDM1
	M 1 ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定す			ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。
				ユーットコにり心際数及びU.3を米した心際数を昇足する。
	る。 「(a) (a) m#7			[(0) (0) = +]
[1	[(2) • (3) 略]			[(2)・(3) 同左]

四十1厘

(4) ルーフ	ブごとに、PT	`Nリング数にPT	N高速インタフェー
ス当たり	心線数を乗じ	こたものを当該ルー	プのPTNリング心
線数と <u>す</u>	<u>る。</u>		

- (5) (3)のCWDM心線数、(4)のPTNリング心線数、中継ダー クファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当 該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線 数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとす る。)を光ケーブル条数とする。
- (6) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大 規格心線数を乗じ、これと5回必要心線数との差分である余 り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたもの を光ケーブル心線数とする。
- (7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び 光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該 ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。
- 8 (7)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、<u>中継線路</u>架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。
- 9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。
- 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全て のループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算

(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェー ス当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心 線数とし、これら心線数と、PTNを共有しないデータ系心 線数、(3)のCWDM心線数、中継ダークファイバ分の心線数 及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数 とする。

[新設]

- (5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を光ケー ブル条数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差 分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を 加えたものを光ケーブル心線数とする。
- ⑥ ループごとに、⑤の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれルーブ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。
- [7] (6)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからぞれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブルが展km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。
- 中継系地下光ケーブル延長kmとする。

 | M ループごとに、「①の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル位長kmとする。
- 2 投資額の算定 [同左]

日十11厘

11	定する。	- 11		
	ループごと光ケーブル投資額			ループごと光ケーブル投資額
	=メタル I P音声系中継系架空光ケーブル心km×中継系			=音声系中継系架空光ケーブル心km×中継系架空光ケー
	架空光ケーブル心km単価			ブル小km単価
	+メタル I P音声系中継系架空光ケーブル延長km×中			+音声系中継系架空光ケーブル延長km×中継系架空光
	継系架空光ケーブル延長km単価			ケーブル延長km単価
	+メタル I P音声系中継系地下光ケーブル心km×中継			+音声系中継系地下光ケーブル心km×中継系地下光ケ
	系地下光ケーブル心km単価			ーブル心km単価
	+メタル I P音声系中継系地下光ケーブル延長km×中			+音声系中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光
	継系地下光ケーブル延長km単価			ケーブル延長km単価
海底光ケーブル	1 設備量の算定		海底光ケーブル	1 設備量の算定
	[(1)~(5) 略]			[(1)~(5) 同左]
	(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル			(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル
	心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル			心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル
	心km及び無中継海底光ケーブル延長km(それぞれ当該ループ			心km及び無中継海底光ケーブル延長km(それぞれ当該ループ
	が属する全ての区間について合計したもの。) からそれぞれ			が属する全ての区間について合計したもの。) からそれぞれ
	データ系サービスに係るもの及び光 I P電話に係るもの(心			データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。
	数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定) を控除したものを当該ループの <u>音声系</u> 有中継海底光ケーブ
	するものとする。)を控除したものを当該ループの <u>メタル I</u>			ル心km、 <u>音声系</u> 有中継海底光ケーブル延長km、 <u>音声系</u> 無中継
	P音声系有中継海底光ケーブル心km、メタルIP音声系有中			海底光ケーブル心km及び <u>音声系</u> 無中継海底光ケーブル延長km
	継海底光ケーブル延長km、 <u>メタルIP音声系</u> 無中継海底光ケ			とする。
	ーブル心km及びメタルIP音声系無中継海底光ケーブル延長			
	kmとする。			
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、			[同左]
	全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投			
	資額を算定する。			
	ループごと海底光ケーブル投資額			ループごと海底光ケーブル投資額
	= <u>メタルIP音声系</u> 有中継海底光ケーブル心km×(有中			= <u>音声系</u> 有中継海底光ケーブル心km
	継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心			×(有中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケ
	km当たり漁業補償費)			ーブル心km当たり漁業補償費)
	+ <u>メタルIP音声系</u> 有中継海底光ケーブル延長km×有			+ <u>音声系</u> 有中継海底光ケーブル延長km
	中継海底光ケーブル延長km当たり単価			×有中継海底光ケーブル延長km当たり単価
	+メタルIP音声系無中継海底光ケーブル心km× (無			+ 音声系無中継海底光ケーブル心km
	中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブ			×(無中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光
	ル心km当たり漁業補償費)			ケーブル心km当たり漁業補償費)
11	+ <u>メタルIP音声系</u> 無中継海底光ケーブル延長km×無	- []		+ <u>音声系</u> 無中継海底光ケーブル延長km×無中継海底光

	中継海底光ケーブル延長km当たり単価		ケーブル延長km当たり単価
毎底中間中継伝送	1 設備量の算定	海底中間中継伝送	1 設備量の算定
装置	[(1) 略]	装置	[(1) 同左]
	(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループ		(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ルー)
	が属する全ての区間について合計したもの。) からデータ系		が属する全ての区間について合計したもの。) からデータ
	サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御		に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控
	係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)		したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。
	を控除したものを当該ループのメタルIP音声系海底中間中		
	継伝送装置数とする。		
	「(3) 略]		[(3) 同左]
	(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該		(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当
	局が属する全てのループについて合計したもの。)からデー		局が属する全てのループについて合計したもの。)からデ
	タ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとに心数		タ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)
	比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定す		クポに振るもの (心縁致ににより鼻足りるものとりる。) 控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給
	20人のよう 5 同脚係数を加水した取案所所域比により昇足り るものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声		程序 じたものを 当該周の <u>自戸京</u> 海底中间中継仏区委員用和 装置数とする。
			表直気とする。
	<u>系</u> 海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。		a All Stee dell's on letter of a
	2 投資額の算定		2 投資額の算定
	次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を		次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額
	求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中		求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継
	継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送		送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装
	装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を		用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合
	合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。		し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。
	ループごと海底中間中継伝送装置投資額		ループごと海底中間中継伝送装置投資額
	= <u>メタルIP音声系</u> 海底中間中継伝送装置数×海底中間		= <u>音声系</u> 海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送
	中継伝送装置単価		置単価
	局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額		局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額
	=メタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数		= 音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数×海底中
	×海底中間中継伝送装置用給電装置単価		中継伝送装置用給電装置単価
無線伝送装置	1 設備量の算定	無線伝送装置	1 設備量の算定
	[(1) • (2) 略[]		[(1)・(2) 同左]
	(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニッ		(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニ
	ト数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数		ト数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット
	及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービス及び		及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの
	光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味		最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除し
	した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除した		ものを当該局の音声系変復調回線切替装置ユニット数、音
	ものを当該局のメタルIP音声系変復調回線切替装置ユニッ	11	系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置ユニッ

ト数、メタルIP音声系変復調回線切替装置架数、メタルI P音声系無線送受信装置ユニット数及びメタルIP音声系無 線送受信装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての 局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。 局ごと無線伝送装置投資額 =メタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数×変 復調回線切替装置ユニット単価 +メタルIP音声系変復調回線切替装置架数×変復調 回線切替装置架・共通部単価 +メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数×無線 送受信装置ユニット単価 +メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数×無線 よ受り工字音声系無線送受信装置ユニット数×無線		数及び音声系無線送受信装置架数とする。 2 投資額の算定 [同左] 局ごと無線伝送装置投資額 =音声系変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切替装置ユニット単価 +音声系変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架・共通部単価 +音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価 +音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価 +音声系無線送受信装置発数×無線送受信装置架・共
る。)をインタフェース変換装置インタフェース数とする。 [2] 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数 (それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタルIP音声系インタフェース変換装置フェース数とする。		る。)をインタフェース変換装置インタフェース数とする。 [2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのルーブについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系</u> インタフェース変換装置ユニット数及び <u>音声系</u> インタフェース変換装置インタフェース数とする。
2 投資額の算定 次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。 局ごとインタフェース変換装置投資額 = メタル 1 P音声系インタフェース変換装置ユニット数		 2 投資額の算定 [同左] 局ごとインタフェース変換装置投資額 =音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフ

四十五頁

	×インタフェース変換装置ユニット単価 + <u>メタル I P 音声系</u> インタフェース変換装置インタフ ェース数×インタフェース変換装置インタフェース ボート単価		ェース変換装置ユニット単価 + <u>音声系</u> インタフェース変換装置インタフェース数× インタフェース変換装置インタフェースポート単価
無線アンテナ	1 設備量の算定 [(1) 略] (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。) からデータ系サービス及び光 I P電話に係るもの (ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P音声系無線アンテナ数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。	無線アンテナ	1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数 (当該局が属する全てのループについて合計したもの。) から <u>データ系に係るもの(最繁時呼量帯域比</u> により算定するものとする。) を控除したものを当該局の <u>音声系</u> 無線アンテナ数とする。 2 投資額の算定 [同左]
	。。 局ごと無線アンテナ投資額 = <u>メタルIP音声系</u> 無線アンテナ 数×アンテナ単価		局ごと無線アンテナ投資額= <u>音声系</u> 無線アンテナ数×アンテナ単価
無線鉄塔	1 設備量の算定 [(1) 略] (2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯城比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。	無線鉄塔	1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数から それぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域上により算定 するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系</u> 地上設 置用無線鉄塔数及び <u>音声系</u> 屋上設置用無線鉄塔数とする。
	2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと無線鉄塔投資額 = メタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用 鉄塔単価 +メタルIP音声系量上設置用無線鉄塔数×屋上設置		 2 投資額の算定 [同左] 局ごと無線鉄塔投資額 =音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価 +音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価
衛星通信設備	用鉄塔単価 1 設備量の算定 [(1)~(3) 略] (4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ	衛星通信設備	1 設備量の算定 [(1)~(3) 同左] (4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ 数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ

四十六頁

	数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系サービス及び光1P電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯城上により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル1P音声系トランスポング数、メタル1P音声系TDMA装置架数、メタル1P音声系衛星送受信装置架数、メタル1P音声系衛星部で表別である。2 投資額の算定次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての		数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に 係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の <u>音声系</u> トランスポンダ数、 <u>音声系</u> TDMA装置架数、 <u>音声系</u> 衛星送受信装置架数、音 <u>声系</u> 衛星 アンテナ数及び <u>音声系</u> 衛星回線制御装置架数とする。
	局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。 局ごと衛星通信設備投資額 = メタルI P音声系トランスポンダ数×トランスポンダ 単価 + メタルI P音声系 T D M A 装置架数×T D M A 装置 架単価 + メタルI P音声系 衛星送受信装置架数×衛星送受信 装置架単価		局ごと衛星通信設備投資額 = <u>音声系</u> トランスポンダ数×トランスポンダ単価 + <u>音声系</u> TDMA装置架数×TDMA装置架単価 + <u>音声系</u> 衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価
加入系電柱	+ <u>メタル I P 音声系</u> 衛星アンテナ数×衛星アンテナ単 価 + <u>メタル I P 音声系</u> 衛星回線制御装置架数×衛星回線 制御装置架単価 1 診備最の簋定	加入系電柱	+ <u>音声系</u> 衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価 + <u>音声系</u> 衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架 単価 1 設備量の算定
加八尔电红	日本の関連の身に 同ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区 同里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系 電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものを 控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とす る。	加入示电红	日では無め事に 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区 間里程の総和を <u>電柱</u> 間隔で除したものを当該局の <u>電柱本数</u> とす る。
	2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局 について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。 局ごと加入系電柱投資額=メタルIP音声系加入系電柱本数 × <u>電柱</u> 単価×電柱共架率		 2 投資額の算定 [同左] 局ごと加入系電柱投資額=<u>音声系</u>加入系電柱本数×<u>加入系電</u> <u>柱</u>単価×電柱共架率
中継系電柱	1 設備量の算定 ループごとに、中継系管路亘長km(離島設備の適用区間を除 く。) に中継線路架空比率を乗じて <u>中継系電柱</u> 間隔で除したも	中継系電柱	1 設備量の算定 ループごとに、中継系管路亘長km(離島設備の適用区間を除 く。) に中継線路架空比率を乗じて <u>電柱</u> 間隔で除したもの(1

国十十国

	の(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系電柱本数とする。 2 投資額の算定次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。 ループごと中継系電柱投資額=メタルIP音声系中継系電柱本数×電柱単価		に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの <u>音声系</u> 中継系電柱本数とする。 2 投資額の算定 [同左] ループごと中継系電柱投資額= <u>音声系</u> 中継系電柱本数× <u>中継</u> 系電柱単価
加入系管路	1 設備量の算定 [(1)~(3) 略] (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び(2)のインナーバイブ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光 I P電話に係るもの (メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P音声系加入系管路条km、メタル I P音声系加入系管路条km、メタル I P音声系加入系管路投資級を求め、全ての局について当該投資額を含算し、加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。 この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。	加入蒸管路	1 設備正学師 1 設備という。 1 設備という。 [(1)~(3) 同左] (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路直長km及び(2)のインナーバイブ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系</u> 加入系管路条km、 <u>音声系</u> 加入系管路直長km及び <u>音声系</u> インナーバイブ延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により同ごと加入系管路投資額を求め、全ての同について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。
中継系管路	局ごと加入系管路投資額	中継系管路	同ごと加入系管路投資額 = 音声系加入系管路条km× (加入系管路条km当たり単価 + 管路条km当たり災害対策増分単価) + 音声系加入系管路互長km×加入系管路互長km当たり 単価 + 音声系インナーバイブ延長km×インナーバイブ延長 km当たり単価 1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km (離島設備及び架空設備の適 用区間を除く。)を中継系管路互長kmとし、光ケーブル条数 を1管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たな い端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、中継 系管路互長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとす

四十八頁

Li		Li	
	(2) 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を 管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継 系管路条kmとする。		<u>る。</u> [新設]
	③ (1)及び(2)で算定した中継系管路条km及び中継系管路 亘長km からそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービス及び光 I P電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯破比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタル I P音声系中継系管路系km及びメタル I P音声系中継系管路直長kmと		(2) (1)の中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条km及び音声系中継系管路亘長kmとする。
	する。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全て のループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算 定する。この場合に使用する単価は、当該ループ が属する都道 府県の値とする。 ループごと中継系管路投資額 =メタルIP音声系中継系管路条km×(中継系管路条km 当たり単価+管路条km当たり災害対策増分単価) +メタルIP音声系中継系管路直長km×中継系管路 長km×中継系管路 長km×中継系管路		2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定す る。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値 とする。 ループごと中継系管路投資額 = <u>音声系</u> 中継系管路条km× (中継系管路条km当たり単価 + 管路条km当たり災害対策増分単価) + <u>音声系</u> 中継系管路直長km×中継系管路直長km当たり 単価
加入系中口径管路	日 設備量の算定 [(1)・(2) 略] (3) 局ごとに、中口径管路亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系中口径管路直長kmとする。 2 投資額の算定次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。 ニと加入系中口径管路投資額 ニメタルIP音声系加入系中口径管路百長km×中口径管	加入系中口径管路	— ibs
	= <u>メ</u> ダル I P 音声系加入系甲 I 径官路 I 長 km× 甲 I 径官 路 I 長 km当たり 単価		= 官声系加入糸中口往官路且長km×中口往官路且長km当 たり単価

四十九頁

中継系中口径管路	(1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを <u>管路条数</u> 比率により 当該局が属する各ループに <u>案分したものを局ごと及びループ</u> ごと中口径管路亘長kmとする。	中継系中口径管路	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを <u>条数</u> 比率により当該局が属する各ループに <u>案分する。</u>
	(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと中口経管路直長 kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する 全ての局について合計し、デーク系サービス及び光 I P 電話 に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯 域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ル ープのメタル I P音声系中継系中口径管路直長kmとする。		(2) <u>ループごと及び局ごと</u> に、(1)の <u>中口径管路互長km</u> に中継系 管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局に ついて合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定す るものとする。) を控除したものを当該ループの <u>音声系</u> 中継 系中口径管路亘長kmとする。
	2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を募定する。		2 投資額の算定 [同左]
	ループごと中継系中口径管路投資額 = <u>メタルIP音声系</u> 中継系中口径管路亘長km×中口径管 路亘長km当たり単価		ループごと中継系中口径管路投資額 <u>音声系</u> 中継系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当 たり単価
加入系共同溝	1 設備量の算定 [(1) 略] (2) 局ごとに、共同溝亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系共同溝重長版とする。 2 投資額の算定次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。	加入系共同溝	設備量の算定 [(1) 同左] [2) 局ごとに、共同溝亘長kmから中継系共同溝亘長kmを控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝亘長kmとする。 投資額の算定 [同左]
	局ごと加入系共同溝投資額 = <u>メタルIP音声系</u> 加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km 当たり単価		局ごと加入系共同溝投資額 = <u>音声系</u> 加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価
中継系共同溝	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、 <u>管路条数</u> 比率により当該局が属する各ループに <u>案分したものを局ごと及びループごと共同溝亘長kmとする。</u> (2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと共同溝亘長kmに	中継系共同溝	お
	中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全て		条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局につい

五十寅

	の局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係 <u>るもの</u> (心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯城比 により算定するものとする。)を控除したものを当該ループ のメタルIP音声系中継系共同溝直長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全 てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額 を算定する。 ループごと中継系共同溝投資額 = メタルIP音声系中継系共同溝直長km×共同溝直長km 当たり単価		て合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝亘長kmとする。 2 投資額の算定 [同左] ループごと中継系共同溝投資額 =音声系中継系共同溝貫夏km×共同溝亘長km当たり単価
加入系とう道	1 設備量の算定 [(1) 略] (2) 局ごとに、とう道亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。 局ごと加入系とう道投資額 =メタルIP音声系加入系とう道亘長km×(とう道亘長km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価)	加入系とう道	1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) 局ごとに、とう道亘長kmから中継系とう道亘長kmを控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系加入系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 [同左] 局ごと加入系とう道投資額 = 音声系加入系とう道亘長km× (とう道亘長km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価)
中継系とう道	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、 <u>管路条数</u> 比率により当該局が属する各ループに <u>密分したものを局ごと及びループごととう道亘長kmとする。</u> (2) ループごとに、(1)の局ごとループごととう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を健除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定	中継系とう道	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに <u>案分する。</u> (2) ループごと及び局ごとに、(1)のとう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定

	次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全 てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額 を算定する。 ループごと中継系とう道投資額 = <u>メタル I P音声系</u> 中継系とう道亘長km× (とう道亘長 km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価)		[同左] ループごと中継系とう道投資額 = <u>音声系</u> 中継系とう道直長km× (とう道亘長km当たり単 価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価)
電線共同溝	1 設備量の算定 [(1・(2) 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系電線共同溝延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。局ごと電線共同溝投資額 = メタルIP音声系電線共同溝投資額を算定する。	電線共同溝	1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系電線共同溝延長kmとする。 2 投資額の算定 [同左] 局ごと電線共同溝投資額 =音声系電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単価
自治体管路	1 設備量の算定 [(1)・(2) 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系自治体管路延長kmとする。 [2 略]	自治体管路	1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系</u> 自治体管路延長kmとする。 [2 同左]
情報ボックス	1 設備量の算定 [(1)・(2) 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及 び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メ タル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系情	情報ボックス	1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の <u>音声系</u> 情報ボックス延長kmとする。

	報ボックス延長kmとする。		
	[2 略]		[2 同左]
空調設備	1 RT一BOX (収容局(メタル回線収容装置架数及びFTT	空調設備	1 RT一BOX (収容局(音声収容装置架数、総合デジタル通 信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ1以下のものに 限る。) 又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。) に 設置する場合の設備量の算定
	[略] 2 R T一B O X 以外の局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごと及び空調区画ごとに <u>設置される設備の電力容量</u> の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1 台当たりの能力で除した値(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備(程別(空調設備(大)又は空調設備((小))を選択する。 (2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(電力容量比により算定するものとする。) を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごとメタル I P 音声系空		[同左] 2 RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係 数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値(1に満 たない端数は、切り上げるものとする。) に空調設備予備台 数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、 投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大) 又は空調設備(小))を選択する。 (2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系に係るもの(電力容量比により算定するものとする。) を控除し、全ての空調区価でいて合計したものを当 該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。
	調設備台数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局に ついて当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。 局ごと空調設備投資額		3 投資額の算定 [同左] 局ごと空調設備投資額
電力設備(整流装	= メタルIP音声系空調設備(大)台数×空調設備(大)) 1台当たり単価 +メタルIP音声系空調設備(小)台数×空調設備(小)1台当たり単価 1 設備量の算定	電力設備(整流装	= <u>音声系</u> 空調設備 (大) 台数×空調設備 (大) 1台当た り単価 + <u>音声系</u> 空調設備 (小) 台数×空調設備 (小) 1台当 たり単価
電力設備(整流装置)	1 設備董の身定 (1) 大規模局(相互接続局、コア局及び収容局(緊急通報受付	電力設備 (整流装置)	1 設備盤の身定 (1) 大規模局 (ユア局及び収容局(緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。)をいう。以下同じ。)ごとに、当該局に設置される設備(整流装置を要するものに限る。)の所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の整流装置系統数とする。 (2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したもの(1に満たない端数は、

用十三百

	整流器数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整 <u>流装置</u> 1系統当たり増設架数とする。 (4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり整 <u>流器コニット数</u> のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを整 <u>流装置増設架数</u> 及び整流器コニット数とする。 (5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器コニット数からそれぞれデータ系サービス及び光 I P電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除し、全て		数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。 (4) (1)の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数と <u>する。</u> (2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。 (5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系整流装
	の整流装置区画について合計したものを当該局のメタルIP 音声系整流装置基本部数、メタルIP音声系整流装置増設架 数及びメタルIP音声系整流器ユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局に		 置基本部数、<u>音声系整</u>流装置増設架数及び<u>音声系整</u>流器ユニット数とする。 投資額の算定 [同左]
	ついて当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額 = メタル I P 音声系整流装置基本部数×整流装置基本部 単価 + メタル I P 音声系整流装置増設架数×整流装置増設 架単価 + メタル I P 音声系整流器 2 ニット数×整流器 2 ニット ト単価		局ごと整流装置投資額 = <u>育声系</u> 整流装置基本部数×整流装置基本部単価 + <u>音声系</u> 整流装置増設架数×整流装置増設架単価 + <u>音声系</u> 整流器ユニット数×整流器ユニット単価
電力設備(直流変換電源装置)	1 — IM	電力設備(直流変換電源装置)	1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置 1 架最 大電流で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるもの とする。)を当該局の音声系直流変換電源装置架数とする。 2 投資額の算定 [同左]

五十四頁

ĺ	= 直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当たり単	-11		= 音声系直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当
	<u>————————————————————————————————————</u>			<u></u>
電力設備(交流無	1 設備量の算定	15	電力設備 (交流無	1 設備量の算定
停雷雷源装置)	(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する		停雷雷源装置)	(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する
17 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -	設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし		17 - 12 - 12 - 13 - 14 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15	設備の交流100V所要容量の合計を交流無停電電源装置 (100
	、これを交流無停電電源装置 (100V用最大規格) の規定容			V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数
	量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとす			は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装
	る。) を当該局の交流無停電電源装置 (100 V 用最大規格)			置(100V) 台数とする。また、それによって生じた交流100
	台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電			V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(100
	力の余りから交流無停電電源装置 (100V用直近上位規格)			V用直近上位規格) 台数を交流無停電電源装置 (100 V) 台
	を選定し、当該交流無停電電源装置(100V用直近上位規格			数に加える。
) の台数を1とする。			
	(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する			(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する
	設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし			設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置(200
	、これを交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容			V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数
	量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとす			は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装
	る。) を当該局の交流無停電電源装置 (200V用最大規格)			置(200V)台数とする。また、それによって生じた交流200
	台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電			V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(200
	力の余りから交流無停電電源装置 (200V用直近上位規格)			V用直近上位規格) 台数を交流無停電電源装置 (200 V) 台
	を選定し、当該交流無停電電源装置 (200 V 用直近上位規格			数に加える。
) の台数を1とする。			
	(3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置 (100			(3) (1)及び(2)で算定した <u>交流無停電電源装置</u> (100V)台数及
	V) 台数及び <u>規格ごとの交流無停電電源装置</u> (200V) 台数			び <u>交流無停電電源装置</u> (200V) 台数からそれぞれ <u>データ系</u>
	からそれぞれ <u>データ系サービス及び光IP電話</u> に係るもの(に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする
	当該局の電力容量比により算定するものとする。) を控除し			。)を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置(
	たものを当該局の規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源			100V) 台数及び <u>音声系</u> 交流無停電電源装置 (200V) 台数と
	装置 (100 V) 台数及び <u>規格ごとメタル I P音声系</u> 交流無停			する。
	電電源装置 (200V) 台数とする。			
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式により局ごとに規格ごと交流無停電電源装置 (次の算定式により局ごとに種別ごと交流無停電電源装置投資
	100V) 投資額及び規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 投資			額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電
	額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電			電源装置投資額を算定する。
	電源装置投資額を算定する。			
	規格ごと交流無停電電源装置 (100V) 投資額			種別ごと交流無停電電源装置投資額
	=当該規格メタル I P音声系交流無停電電源装置 (100			=当該種別音声系交流無停電電源装置台数×当該種別交
	V) 台数×当該規格交流無停電電源装置(100V) 単			流無停電電源装置単価
	<u>価</u>			

	規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 投資額 =当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (200 V) 台数×当該規格交流無停電電源装置 (200V) 単		
	<u>価</u>		
電力設備(蓄電池	1 大規模局に設置する場合の設備量の算定	電力設備(蓄電池	
1	(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合)	(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の台
	計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを		計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを
	当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電		当該局の整流装置用蓄電池容量と <u>する。</u>
	池 (最大規格) の規定容量で除したもの (1に満たない端数		
	は、切り捨てるものとする。) を当該局の整流装置用蓄電池		
	(最大規格) 組数とする。また、それによって生じた整流装		
	置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池(直近上位規格		
) を選定し、当該整流装置用蓄電池(直近上位規格)の組数		
	<u>を1とする。</u>		
	(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100		(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (10
	V) の所要電流値の合計に大規模局 <u>整流装置用</u> 蓄電池容量算		V) の所要電流値の合計に大規模局 <u>交流無停電電源装置用</u> 書
	出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (100 V		電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源等
) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (100 V)		置(100V)用蓄電池容量とする。また、当該局に設置され
	用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したもの (1に満たな		る交流無停電電源装置 (200V) の所要電流値の合計に大規
	い端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電		模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたもの
	電源装置(100V)用蓄電池(最大規格)組数とする。また		を当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量とす
	、それによって生じた交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電		<u>る。</u>
	池容量の余りから交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(
	直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(
	100V) 用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。		
	(3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (200		(3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池(利
	V)の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算		
	出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200 V		数は、切り捨てるものとする。)を当該局の種別ごと蓄電流
) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (200 V)		(最大規格)組数とする。また、それによって生じた蓄電流
	用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したもの (1に満たな		容量の余りから選定される蓄電池(種別ごと直近上位規格)
	い端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電		組数を種別ごと蓄電池組数に加える。
	電源装置 (200V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また		
	、それによって生じた交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電		
	池容量の余りから交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(
	直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(
	200V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を1とする。		
	(4) (1)から(3)までで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数		(4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの(当

五十六頁

交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数及び交流無停 電電源装置(200V)用蓄電池組数からそれぞれデータ系サ -ビス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比によ り算定するものとする。) を控除したものを当該局の規格ご とメタルIP音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタル I P音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数及び 規格ごとメタル I P 音声系交流無停電電源装置 (200 V) 用 蓄電池組数とする。 小規模局 (大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置す (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要 電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を 乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし これを小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)の規定容

る場合の設備量の算定

量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとす る。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格) 組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置 用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池(直近 上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池(直 近上位規格)の組数を1とする。

(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数 から<u>データ系サービス及び光IP電話</u>に係るもの(当該局の 電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該 局の規格ごとメタル I P音声系小規模局用電源装置用蓄電池 組数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額 規格ごと交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池投資額、規 格ごと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額及び規格 ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局につ いて当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。

該局の電力容量比により算定するものとする。) を控除した ものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。

2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置す る場合の設備量の算定

(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電 池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算 出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池 容量とする。

(2) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したもの (1に満たない端数は 切り捨てるものとする。) を当該局の小規模局用電源装置 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じ た蓄電池容量の余りから選定される蓄電池(整流装置用直近 上位規格)組数を蓄電池組数に加える。

(3) (2)の蓄電池組数から<u>データ系</u>に係るもの(当該局の電流比 により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音 声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全 ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する

五十七百

=当該規格メタルIP音声系整流	装置用蓄電池組数×当
該規格整流装置用蓄電池単価	
規格ごと交流無停電電源装置 (100 V)	用蓄電池投資額
=当該規格メタルIP音声系交流	充無停電電源装置 (100
V) 用蓄電池組数×当該規格	交流無停電電源装置 (
100 V) 用蓄電池単価	
規格ごと交流無停電電源装置 (200 V)	用蓄電池投資額
=当該規格メタルIP音声系交流	充無停電電源装置 (200
V) 用蓄電池組数×当該規格	交流無停電電源装置 (
<u>200V</u>) 用蓄電池単価	

規格ごと整流装置用蓄電池投資額

規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額

=当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電 池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価

雷力設備 (受雷装 置)

設備量の算定

(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設 備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合 効率で除したものを整流装置受電容量とする。

(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100 V) <u>を要する設備の所要電力容量</u>及び交流無停電電源 装置 (200 V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無 停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電 力容量とする。

大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種 別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての 種別について合計したものを空調設備電力容量とする

(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電 装置所要容量とし、これを受電装置(最大規格)の規定容量 で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする) を当該局の受電装置(最大規格)台数とする。また、そ れによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置(直 近上位規格)を選定し、当該受電装置(直近上位規格)の台

(5) (1)から(4)までにおいて、 $\underline{\mathsf{YPNIP}}$ 配話相当分の所要電力

種別ごと蓄電池投資額

= 当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄電池単価

電力設備 (受雷装 1 設備量の算定

(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流 値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除した ものを整流装置受電容量とする。

大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) <u>の所要容量</u>及び交流無停電電源装置(200V) <u>の所</u> 要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを 交流無停電電源装置容量とする。

(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと 電力容量の合計を空調設備電力容量とする。

(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当 -たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電 容量とする。

(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電 装置所要容量とし、これを受電装置(最大規格)の規定容量 で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする) を当該局の受電装置(最大規格) 台数とする。また、そ れによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受 電装置(直近上位規格)台数を受電装置台数に加える。

(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分の所要容量により算定

五十八頁

	容量により算定した受電装置所要容量を当該局のメタルIP 音声系受電装置所要容量とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局に ついて当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。 局ごと受電装置投資額 = メタルIP音声系 量当たり単価		2	した受電装置所要容量を当該局の <u>音声系</u> 受電装置所要容量と する。 投資額の算定 [同左] 局ごと受電装置投資額 = <u>音声系</u> 受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単 価
電力設備(発電装置)	1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置とする。 (3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備自分と当該種別ごとの空調設備自分当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。 [前る] (4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置(直近上位規格)の台数を1とする。 (5) (1)から(4)までにおいて、メタル1P電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタル1P音声系発電装置所要容量とする。 2 投資額の算定次の算定式により局ごと発電装置投資額を算定する。	電力設備(発電装置)	(; (<u>;</u>	設備量の算定 1 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット 数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電 圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容 量とする。 2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要登量及び交流無停電電源装置(200V) の所 要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを 交流無停電電源装置容量とする。 3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと 電力容量の合計を空調設備電力容量とする。 4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当 たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。 (4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当 たり提物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。 (5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電 装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量 で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の発電装置(最大規格) 台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから適定される発電装置(直近上位規格) 台数を発電装置台数に加える。 (6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量とする。 投資額の算定 [同左]

五十九頁

	局ごと発電装置投資額 = <u>メタル I P 音声系</u> 発電装置所要容量× (発電装置単位 容量当たり単価+発電装置単位容量当たり停電対策増 分単価)		局ごと発電装置投資額 = <u>音声系</u> 発電装置所要容量× (発電装置単位容量当たり 単価+発電装置単位容量当たり停電対策増分単価)
電力設備 (小規模局用電源装置)	1 RT―BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT―BOX以外の小規模局用)の1台当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置(RT―BOX以外の小規模局用)台数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系小規模局用電源装置(RT	電力設備 (小規模局用電源装置)	1 RT一BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の1台当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置台数とし、データ系に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。
	— BOX以外の小規模局用)台数とする。 2 RT一BOXに設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を 小規模局用電源装置(RT一BOX用最大規格)1台当たり 最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるも のとする。)を当該局の小規模局用電源装置(RT一BOX 用最大規格)台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置(RT一BOX用直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置(RT一BOX用直近上位規格)の台数を1台とする。		② RT一BOXに設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置 (RT一BOX用最大規格) の1台当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから避定される小規模局用電源装置(RT一BOX用直近上位規格)台数を小規模局用電源装置台数に加え、データ系に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。
	(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置(RT-BO X用) 台数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの (電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置(RT-BOX用)台数とする。 3 投資額の算定		3 投資額の算定
	次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置 (RT-BO X以外の小規模局用) 投資額及び規格ごと小規模局用電源装置 (RT-BOX用) 投資額を求め、全ての局について当該投資 額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。		次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資 額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用 電源装置投資額を算定する。
	<u>小規模局用電源装置(RT−BOX以外の小規模局用)投資額</u> <u>=メタルIP音声系小規模局用電源装置(RT−BOX</u> <u>以外の小規模局用</u>)台数×小規模局用電源装置(RT		種別ごと小規模局用電源装置投資額 = 当該種別音声系小規模局用電源装置台数×当該種別小 規模局用電源装置単価

厘

	<u> BOX以外の小規模局用) 単価</u> 規格ごと小規模局用電源装置(RTBOX用)投資額		
	= 当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置(RT		
	T-BOX用) 単価		
電力設備(可搬型	1 設備量の算定	電力設備(可搬型	1 設備量の算定
発動発電機)	(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発	発動発電機)	(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発
元 奶元 电1双/	動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計し	元蚁元电(双)	動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計し
	(2) 可搬型発動発電機所要容量を小規模局ごとの総電流比によ		
	2) 可飯至完勤完 电機所安谷里を小規模向ことの総 电流比により配試したものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とし、		(2) 小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合に
			応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機 <u>容量としてある。 いまた日の電力の関連を関係する。</u>
	データ系サービス及び光IP電話に係るもの (当該局の電力		、データ系に係るもの (当該局の電力容量比により算定する
	容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該		ものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系可搬型発動</u>
	局のメタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量とする。		発電機容量とする。
	2 投資額の算定		2 投資額の算定
	次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、		[同左]
	全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資		
	額を算定する。		
	可搬型発動発電機投資額		可搬型発動発電機投資額
	=メタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型		= <u>音声系</u> 可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機
	発動発電機単位容量当たり単価		単位容量当たり単価
機械室建物	1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定	機械室建物	1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定
	(1) 局ごとに、次のアからスまでにより求めた面積の合計を当		(1) 局ごとに、次のアから <u>エ</u> までにより求めた面積の合計を当
	該局のネットワーク設備面積とする。		該局のネットワーク設備面積とする。
	<u>ア</u> メタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を		<u>ア</u> 専用架搭載設備(音声収容装置、総合デジタル通信回線
	乗じたもの		収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、C
			S、MGW、XCM、無線伝送装置、衛星通信設備、消防
			警察トランク、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換
			機)ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを
			全ての設備について合計したもの
	<u>イ</u> CSの架数及びCS用DBの架数に、それぞれ当該設備		<u>イ</u> 単独設置設備(主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間
	の架当たり面積を乗じたものを合計したもの		中継伝送装置及びオペレーション設備)ごとに当該設備の
			ユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての
			設備について合計したもの
	ウ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受		[新設]
	立 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受 信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じ		[新設]

六十1 🖂

Ti i	
衛星通信設備のTDMA装置の架数、衛星送受信装置の 架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の 架当たり面積を乗じたものを合計したもの	[新設]
<u>オ</u> 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗 じたもの	[新設]
カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの	[新設]
生 SBCの契数、ENUMサーバの架数、DNSサーバの	[新設]
ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの	[新設]
	[新設]
<u>一 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送</u> <u>装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの</u> サ オペレーション設備の所要面積	[新設]
	ウェスコ ウェ 大用架搭載設備 (音声収容装置用L2SW、音声収容ル ータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2S
L 2 SW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、 <u>インタ</u> フェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L 2 S W) ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当た り最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計し たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	W、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、 <u>SGW、MG</u> <u>C及びインタフェース変換装置</u>)ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の共用架数とし、これに共用
たもの(1 に個にない端板は、切り上りるものとする。) を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を	切るものとする。) を当該面の共用来数とし、これに共用 架当たり所要面積を乗じたもの

七十11厘

乗じたもの

- (2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。

[ア・イ 略]

- ウ 交流無停電電源装置<u>種別及び規格</u>ごとに、交流無停電電 源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの 合計
- エ 蓄電池<u>種別及び規格</u>ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面 積を乗じたものの合計
- オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積 を乗じたものの合計
- カ 発電装置<u>規格</u>ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積 を乗じたものの合計
- キ 小規模局用電源装置<u>種別及び規格</u>ごとに、小規模局用電 源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの 合計
- ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び 小規模局用電源装置の各設備の<u>更改のための面積</u>の合計 [3] 略]
- (4) 局ごとに、(<u>1)クで算定した面積</u>を当該局のケーブル室面積 とする。 [(5) 略]
- (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積と<u>する</u>。
- [7] (1)から(6)までにおいて、メタル I P電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタル I P音声系機械室建物面積とする。
- 2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系サービス及び光IP電話 に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとす

- <u>声</u> 音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CS、MGW、XC M、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のもの
- 2) 「同左〕

[ア・イ 同左]

- ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台 数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計
- エ 蓄電池<u>種別</u>ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計
- オ 受電装置<u>種別</u>ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積 を乗じたものの合計
- カ 発電装置<u>種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積</u> を乗じたものの合計
- キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台 数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計
- ク整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び 小規模局用電源装置の各設備の更改面積の合計
- [(3) 同左]
- (4) 局ごとに、(1)の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブル室面積とする。
- [(5) 同左]
- (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。 [新設]
- 2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系に係るもの(機械室建物 面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局

J/ ___1111m/

る。)	を控防	ミした	もの	を	当該	局の	メ	タル	/ I	Ρ	音	声系	R	Τ-	- B	О
X数	ع ۽	する。															

3 投資額の算定

次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局 について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。

(1) 局舎種別が複数階局の場合

局ごと機械室建物投資額

- = <u>メタルIP音声系機械室建物面積×(複数階局機械室建物</u>建設単価+<u>複数階局機械室建物</u>災害対策増分単価
- (2) 局舎種別が<u>無線単独局又は衛星通信単独局</u>の場合 局ごと機械室建物投資額
 - = <u>メタルIP音声系</u>機械室建物面積×<u>局舎種別ごと機械</u> 室建物建設単価
- (3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合

局ごと機械室建物投資額

- = <u>メタルIP音声系</u>機械室建物面積×(<u>平屋局機械室建</u> <u>物</u>建設単価+<u>平屋局機械室建物</u>災害対策増分単価)
- (4) 局舎種別がRT-BOXの場合
- 局ごと機械室建物投資額
- = <u>メ</u>タルIP音声系RT-BOX数×RT-BOX単価 局舎種別の選定基準

機械室土地

- (1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局含種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局含種別は平屋局とする。
- ② その他の局(RTーBOXを除く。)の局舎種別は、複数 階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物 及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、利益対応税及び 固定資産税の合計をいう。)及び保守コスト(施設保全費及 び撤去費用の合計をいう。)の合計を比較し、より安価なも のを選択する。

[削る]

の音声系RT-BOX数とする。

3 投資額の算定

[同左]

(1) 局舎種別が複数階局の場合

局ごと機械室建物投資額

- = <u>音声系</u>機械室建物面積× (機械室建物建設単価+機械 <u>室建物</u>災害対策増分単価)
- (2) 局舎種別が<u>平屋局であって離島単独局</u>の場合

局ごと機械室建物投資額

- = 音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価
- (3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合

局ごと機械室建物投資額

- =<u>音声系</u>機械室建物面積×(<u>機械室建物</u>建設単価+<u>機械</u> <u>室建物</u>災害対策増分単価)
- (4) 局舎種別がRT-BOXの場合

局ごと機械室建物投資額

=<u>音声系</u>RT-BOX数×RT-BOX単価

機械室土地 1 RT一BOX以外の局の機械室土地の設備量の算定

- (1) 大規模局の局含種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局含種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。
- ② 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積 を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積と する。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械 室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室 土地面積とする。
- (3) 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を 平屋局容積率で除したもの、駐車スペース等土地面積及び地 上鉄塔土地面積(無線伝送装置を設置する場合に限る。)の 合計を当該局の機械室土地面積とする。

大十四頁

「削る〕 (2)及び(3)で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積 -のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものと する。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に 係るもの (機械室建物面積比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。 2 複数階局の機械室土地の設備量の算定 「新設] (1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したもの を、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積 率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率 で除したものを当該局の機械室土地面積とする。 (2) (1)の機械室土地面積から、データ系サービス及び光 I P電 話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するもの とする。)を控除したものを、当該局のメタル I P音声系機 | <u>械室土地面積とする。</u> 3 | 平屋局の機械室土地の設備量の算定 [新設] (1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、 駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積(無線伝送装 置を設置する場合に限る。) の合計を当該局の機械室土地面 積とする。 (2) (1)の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ 系サービス及び光 I P電話に係るもの(回線数比により算定 するものとする。) 及び駐車スペース以外の土地面積のうち データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(機械室建物の 所要面積比により算定するものとする。) を控除したものを 当該局のメタルIP音声系機械室十地面積とする。 4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定 2 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定 局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積 局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積 とし、駐車スペース面積のうち<u>データ系サービス及び光IP電</u> とし、駐車スペース面積のうち<u>データ系</u>に係るもの(回線数比 話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐 により算定するものとする。) $\overline{\mathbf{D}^{U}\mathbf{E}\mathbf{n}}$ スペース以外の土地面 — 車スペース以外の土地面積のうち<u>データ系サービス及び光ⅠP</u> 積のうちデータ系に係るもの (機械室建物面積比により算定す るものとする。) を控除したものを当該局の音声系機械室土地 電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するもの 面積とする。 とする。)を控除したものを当該局のメタル I P音声系機械室 土地面積とする。 5 投資額の算定 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局 [同左] について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。 この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する

大十五頁

	押学内側のはし 上マ
	都道府県の値とする。
	局ごと機械室土地投資額
	= <u>メタル I P音声系</u> 機械室土地面積× (固定資産評価額
	÷土地単価時価補正係数)×土地単価時点補正係数
[略]	
監視設備(収	F局 監視設備(収容局設備)投資額
設備)	= (音声収容ルータ投資額+共用収容ルータ投資額+メタル
	回線収容装置投資額+メタル回線収容装置用L2SW投資
	額
	+消防警察トランク投資額+警察消防用回線集約装置投
	資額)
	×監視設備(収容局設備)対投資額比率
監視設備(コ	プ局 監視設備(コア局設備)投資額
設備)	= (共用コアルータ投資額+コア局用L2SW投資額+CS
	投資額)
	×監視設備(コア局設備)対投資額比率
[略]	

附則別表第3(附則第3条関係)

第1 固定資産明細表

为 1 回足貝座切削X	-														
	[略]	タル回線収容装置	メタル回線収容装置用L2SW	コア局用 L 2 S W	[略]	中間中継伝送装置	Cs	関門系ルータ	相互接続局用L2SW	S B C	E N U M サーバ	DNSサーバ	[略]	アナログ・デジタル回線共通部	[略]

局ごと機械室土地投資額	
同 _ C 微 (株主 上地 女 資 組	
= <u>音声系</u> 機械室土地面積×(固定資産評価額÷土地単	価
時価補正係数)×土地単価時点補正係数	
[同左]	
監視設備(収容局 監視設備(収容局設備)投資額	
設備) = (音声収容ルータ投資額+共用収容ルータ投資額+音声	収
容装置投資額	
+音声収容装置用L2SW投資額+総合デジタル通信	口
線収容交換機投資額	
+消防警察トランク投資額+警察消防用回線集約装置	投
資額)	
×監視設備(収容局設備)対投資額比率	
監視設備(コア局 監視設備(コア局設備)投資額	
設備) = (共用コアルータ投資額+コア局用 L 2 S W 投資額+ C	S
投資額	
+ M G W 投資額 + M G C 投資額 + X C M 投資額 + S G	W
投資額)	
×監視設備(コア局設備)対投資額比率	
[同左]	

附則別表第3 (附則第3条関係)

第1 固定資産明細表

[同左]	音声収容装	音声収容装置用	C S	総合デジタ	総合デジタ	[同左]	コア局用し	M G W	M G C	[同左]	中間中継伝	[同左]	アナログ・	S G W	号用	[同左]
	装置	置用 L 2 S W		ル通信回線	ル通信回線収容交換機用		2 S W				送装置		デジタル回線サ		交換機	
				収容交換機	A交換機用D								共通部			

14十六百

正味固定資産価	定額沿定率沿																						正味固定資産価		定額法定率法																			
額						- 1		ŀ									ŀ	Ì	ŀ				額										-	1					-	l			į	
第2 固定資	産帰属!	明細	表				<u> </u>	'	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								_''		_',	_		第	2	固定	資産帰	属明	細表						- 5	2					-'-				<u>,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	
	音声収容パータ		112	フタバ回線収容装置月I25V	2	当方客祭トランフ	答案肖方 用 可 泉 集 的 表 置	き線点室 隔収容接置	線盤	ル成	共用コアルータ	コア局用 L 2 S W	伝送装置	中間中継伝送装置	Cs	関門系ルータ	相互接続局用L2SW	S B C	ENUMサーバ	サーバ						音声収容ルータ	共用収容ルータ	音声収容装置	音声収容装置用L2SW	CS	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	共用コアルータ	コア局用 L 2 S W	M G W	M G C	伝送装置	中間中継伝送装置	プタルケーフル 1
端末系伝送路設	は備			T																		端	末系信	云送足	格設備																		_	t
端末系伝送路記	と 備																					端	末系	云送日	路設 備																			Γ
(アナログ電話																									電話用																			
設備に係るもの	ンに																							系る	ものに																			
限る。)					4	4																_	る。)														L	L					!	Ļ
端末系伝送路記																									格設備																			
(第一種公衆電																									衆電話																			
機に係るものに	- 限																							5 も (のに限																			
る。)	- 11.		-	-		_													-	-	-	る。															<u> </u>						!	ļ
メタル回線収零	张 4																					収率	容ルー	- <i>9</i>																				
置等		\perp	+	+	+	+	-	-	-										-	+		lσ				-	-										⊨	-				-		+
メタル回線																									タに係																			
装置等に係																									分のう																			
備区分のう 回線数の増																									数の増て当該																			
凹腺数の増	敗に	I	U	- 1	- 1	ı	ı	ı	- 1	J	Į.	I			l	l	ļ.	ļ	l	1	П	l l'	(戌 (二	Mi U	(۲)	l	l	l	l	l	ļ.	ļ.	l	l	l	l	l	l		ı	Į.	1 - >	ı

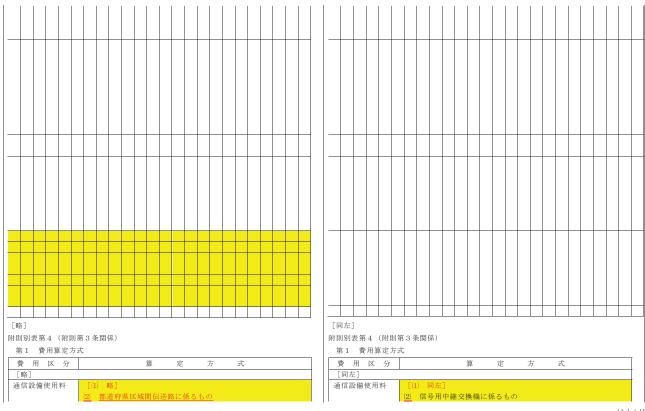
	設備に係る費用
に係る費用が増	が増減するもの
減するもの	N 28194 7 W 0 92
メタル回線収容	収容ルータに係
装置等に係る設	収 谷 ルーク に 徐 る 設 備 区 分 の う
	る設備に対しりました。回線数の増
回線数の増減に	減に応じて当該
応じて当該設備	設備に係る費用
に係る費用が増	が増減するもの
減するもの(ア	(アナログ電話)
ナログ電話用設	用設備に係るも
備に係るものに	のに限る。)
限る。)	
メタル回線収容	収容ルータに係
装置等に係る設	る設備区分のう
備区分のうち、	ち、回線数の増
回線数の増減に	減に応じて当該
応じて当該設備	設備に係る費用
に係る費用が増	が増減するもの
減するもの(第	(第一種公衆電
一種公衆電話機	話機に係るもの
に係るものに限	に限る。)
(る。)	
関門系ルータ以外	世 共用コアルータ
の共用コアルータ	
中継系伝送路設備	中継系伝送路設
であって、メタル	備等であって、
回線収容装置等と	収容ルータと共
関門系ルータ以外	用コアルータと
の共用コアルータ	の間に設置され
との間に設置され	
るもの	
SIPサーバ	信号用伝送路設備
関門系ルータ	及び信号用中継交
セッションボーダ	換機
コントローラ	
E NUM#-/	
2.00.007	

大十八頁

I P間サーノ	<) N	S																																	1												
公來百	色祜	機			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>																		2	:衆1	電話	機									_												
会 オタルケーブル	日本の主義の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本	海底光ケーブ	維	無緒位送装置	インタフューフ変換装置		無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	総合デジタル通信局内回線終端装置	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共通部	公衆電話機端末	<u> 4</u> 加入系光ケーブル	常中継系光ケーブル	電 海底光ケーブル	т	無線伝送装置	インタフェース変換装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	総合デジタル通信局内回線終端装置	アナログ局内回線収容部	グ・ゴ	S G W	信号用中継交換機
																																															1	<u> </u>	- 大 =



工具、器具及(() () () () () () () () () () () () ()			空調設備
大良 (
(
((() () () () () () () () ()			
 			機械室建物
			機械室土地
(市外線路) ((地合監視) ((地合正成) ((地合正			
(日内保管) (1 内内保管) (1 内内保管) (2 h内保管) (2			
東及び備品 東皮が備品 東皮が伸電源装置) 東皮が伸電が開きまた。 東皮が伸尾が発音を表する。 東皮が伸尾が発音を表する。 東皮が伸尾が発音を表する。 東皮が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上			
(中外 (市内 ()) () () () () () () () ()			
(中内線路) (1 中内線路) (1 中内線路路) (1 中内線路路) (1 中内線路路) (1 中内線路路) (2 中内 線型発動発電機) (2 中内 線型 発動 発電機) (2 中内 線型 発動 2 中内 (2 中内 km 2 中内 km 2 中内 km 2 中内 (2 中内 km 2 中			
対			共通用建物
(市内線路) (市内線路路) (市内線型発動発電機) (可搬型発動発電機) (可搬型発動発電機) (交流無停電電源装置) (受電装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電電源装置) (交流量源度) (交流無停電電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電源装置) (交流無停電電源装置) (交流量源度) (交流度源度) (交流度度) (交流度源度) (交流度度) (交流度度			共通用土地
(市外線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (京海県線機材) (京海県線機材) (京海県線機材) (京藤型産動発電機) (京流無停電電源装置) (京流無停電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電電源装置) (京流無停電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電電源表置) (京流無停電源表置) (京流無原電源度) (京流無原度) (京流展度) (京流展度度) (京流展度) (京流展度) (京流展度) (京流展度) (京			構築物
((機械及び装置
(市内線路) (((((((((((((((((((車両
(市内線路) ((云) ((云) ((云) ((云) ((云) ((云) ((云) ((云			
((
(((((((((((((((((((
((_	公衆電話機端末
(空調設備
(市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (市外線路) (市外線路) (市外線路) (河縣型発動発電機) (可搬型発動発電機) (可搬型発動発電機) (受電装置) (受電装置) (交流無停電電源装置) (交流無停電電源装置)			
(市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) (市内線路) ((江) ((((((((((((((((((
(
(交電装置) (交面装置) (
(
(((((((((((((((((((
(可搬型発動発電機) (可搬型発動発電機)			
東及び備品			司
現成び備品			機械室建物
資産 (総合監視) (総合監視)			機械室土地
資産 具及び備品 具及び備品 (市内線路) (石下角線路) (日本外線路) (日本外線 日本外線 日本外線 日本外線 日本外線 日本外線 日本外線 日本外線			
(コア局設備) (日本外線路) (日本外線路) (日本外線路)			
(((((((((((((((((((l
(市外線路) (市内線路) (市内線路)			
(市内線路) 地 地 地 地			
び備品			監視設備 (市内線路)
び備品			共通用建物
び備品			共通用土地
び備品			韓樂物
び備品			機械及び装置
び備品			車両
	1		工具、器具及び備品
	. 1 1		無形固定資産



11十十二年

	都道府県区域間伝送路の最繁時帯域(メタル	
Embr 3	のに限る。) ×都道府県区域間伝送路設備帯:	<u> </u>
<u>[略]</u> 試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費=減価償却費+通信設備使用料+固定資 +道路占用料+撤去費用	産税+施設保全費
管理共通費	(施設保全費+試験研究費) ×管理共通費比率	
[略]		
第2 共通費等の	配賦基準	
区分		配賦基準
試験研究費	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	直接費比
管理共通費	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+ 試験研究費の 合計額比
[略]		
共通用建物	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+ <u>試験研究費</u> の 合計額比
共通用土地	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+ 試験研究費の 合計額比
[略]		
機械及び装置	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+ <u>試験研究費</u> の 合計額比
[略]		
工具、器具及び 備品	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+ 試験研究費の 合計額比

	信号用中離交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価
[同左]	
試験研究費	直接費×対直接費比率
	直接費=減価償却費+通信設備使用料+固定資産税+施設保全費
	+ 道路占用料+撤去費用
接続関連事務費	加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費
管理共通費	(施設保全費+ <u>試験研究費+接続関連事務費</u>)×管理共通費比率
[同左]	

第2 共通費等の配賦基準

第2 共通費等	の配賦基準	
区分	帰 展 対 象 設 備	配賦基準
試験研究費	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	直接費比
接続関連事務費	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	投資額比
管理共通費	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+
		試験研究費+
		接続関連事務
		費の合計額比
[同左]		
共通用建物	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+
		試験研究費+
		接続関連事務
		<u>費</u> の合計額比
共通用土地	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+
		試験研究費+
		接続関連事務
		費の合計額比
[同左]		
機械及び装置	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+
		試験研究費+
		接続関連事務
		費の合計額比
[同左]		
工具、器具及び	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+
備品		試験研究費+
		接続関連事務
		費の合計額比

十三三

[略]			
空調設備	le region de la companya de la compa	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	
電力設備	整流装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバ	*
	蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	
	交流無 停電電 源装置	音声収容ルータ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、関門系ルータ、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	•
	受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース	

[同左]			
空調設備	i i	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置 、音声収容装置用 L 2 S W、総合デジタル通信回 線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機 用 D B、消防警察トランク、警察消防用回線集約 装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 S W、 C S 、 M G W、 X C M、 M G C、 伝送装置、中間中継 伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装 置、衛星通信設備、信号用中継交換機、 S G W 及	[同左]
電力設備	整流装置	びオペレーション設備 音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回 線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機 用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約 装置、共用コアルータ、CS、MGW、XCM、 MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送 装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、 信号用中継交換機及びSGW	
	蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置</u> 、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回 <u>線収容交換機</u> 、総合デジタル通信回 <u>線収容交換機</u> 用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約 装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、 <u>CS</u> 、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継 伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及 びオペレーション設備	
	交流無停電電源装置	<u>音声収容装置用L2SW、</u> 警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、 <u>CS、MGC、</u> 伝送装置、中間中継伝送装置、 <u>信号用中継交換機、SGW</u> 及びオペレーション設備	
	受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置</u> <u>・音声収容装置用 L 2 S W</u> 、総合デジタル通信回 <u>線収容交換機</u> 、総合デジタル通信回線収容交換機 <u>用 D B、</u> 消防警察トランク 、警察消防用回線集 約装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 S W、 <u>C</u>	

11日三

		変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接				S、MGW、XCM、MGC、 伝送装置、中間中	
		続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DN				継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換	
		<u>S サーバ</u> 及びオペレーション設備				装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW	
						及びオペレーション設備	
	発電装	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収			発電装	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置	
	置	容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警			置	、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回	
		察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コア				線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機	
		ルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中				用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約	
		間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース				装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS	
		変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接				、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継	
		続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DN				伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装	
		Sサーバ及びオペレーション設備				置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及	
						びオペレーション設備	
	小規模	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収			小規模	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置	
	局用電	容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装			局用電	、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回	
	源装置	置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフ			源装置	線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機	
		ェース変換装置及び衛星通信設備				用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送	
						装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
	小規模	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収			小規模	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置	
	局用蓄	容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装			局用蓄	、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回	
	電池	置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフ			電池	線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機	
		ェース変換装置及び衛星通信設備				用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送	
						装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
	可搬型	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収			可搬型	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置	
	発動発	容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装			発動発	、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回	
	電機	置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフ			電機	線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機	
		ェース変換装置及び衛星通信設備				<u>用DB、</u> 伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送	
11 .						装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
	[略]				[同左]		
機械室建	物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、	[略]	機械室建	物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、	[同左]
		共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回				共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用	
		線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察				L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総	
		消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用				合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察	
11		L 2 S W 、 C S 、 伝送装置、中間中継伝送装置、				トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアル	
		無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通				ータ、コア局用L2SW、 <u>CS、MGW、XCM</u>	
11		信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、				<u>、MGC、</u> 伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝	
		SBC、 $ENUMサーバ$ 、 $DNSサーバ$ DVS				送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛	

国工十十十

	レーション設備		П	星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペ	
				レーション設備	
機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、		機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、	
	共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回			共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用	
	線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察			L 2 S W、総合デジタル通信回線収容交換機、総	
	消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用			合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察	
	L 2 S W 、 C S 、 伝送装置、中間中継伝送装置、			トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアル	
	無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装			ータ、コア局用L2SW、 <u>CS、MGW、XCM</u>	
	置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用			<u>、MGC、</u> 伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝	
	L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサー			送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛	
	<u>バ</u> 及びオペレーション設備			星通信設備、 <u>信号用中継交換機、SGW</u> 及びオペ	
				レーション設備	
注 資本コスト=	= 減価償却費+自己資本費用+他人資本費用+利益対	応税+通信設備使	[新設]		
	用料+固定資産税				
保守コスト=	=施設保全費+道路占用料+撤去費用				
附則別表第5 (附則	リ第3条関係)		附則別表第5 (附則	則第3条関係)	
第1 設備区分別	川費用明細表		第1 設備区分別	削費用明細表	

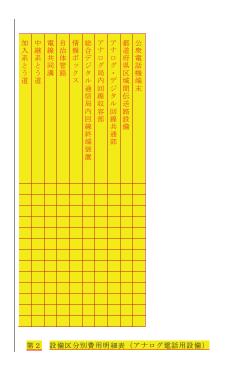
附則別表第5(附則第3条関係)															
第1 設備区分別費用明細表															
	音声収容ルータ	共用収容ルータ	メタル回線収容装置	メタル回線収容装置用L2SW	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	緊急通報用専用線	緊急通報用総合デジタル通信サービス	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	共用コアルータ	コア局用L2SW	伝送装置	中間中継伝送装置
設備区分直接の減価償却費															
設備区分直接の通信設備使用料															
設備区分直接の固定資産税															
設備区分直接の施設保全費															
設備区分直接の道路占用料															

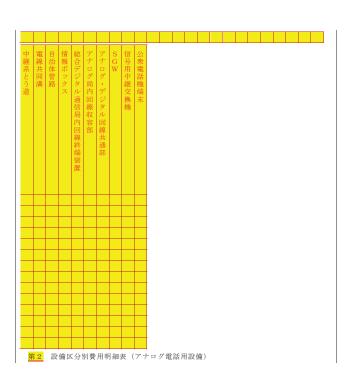
<u>第</u> 故偏区分別實用明細表															
	音声収容ルータ	共用収容ルータ	音声収容装置	音声収容装置用L2SW	CS	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	緊急通報用専用線	緊急通報用総合デジタル通信サービス	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	共用コアルータ
設備区分直接の減価償却費															
設備区分直接の通信設備使用料															
設備区分直接の固定資産税															
設備区分直接の施設保全費															
設備区分直接の道路占用料															

国子十六

段備区分直接の撤去費用 財展設備の減価償却費 財展設備の固定資産税 財展設備の施設保全費 財展設備の撤去費用 式験研究費 管理共通費 受備区分ごとの費用合計		設備区分直接の撤去費用 附属設備の減価償却費 附属設備の固定資産税 附属設備の施設保全費 附属設備の施設保全費 財馬設備の施設保全費 対験研究費 接続関連事務費 管理共通費 設備区分ごとの費用合計
B	産廃・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	コ M M 伝 法 サ m 加 入系 管路 中 継系 音路 中 世

厘





=++

	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	メタルケーブル	加入系光ケーブル	加入系電柱	加入系管路	加入系中口径管路	加入系共同溝	加入系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共通部
設備区分直接の減価償却費															
設備区分直接の通信設備使用料															
設備区分直接の固定資産税															
設備区分直接の施設保全費															
設備区分直接の道路占用料															
設備区分直接の撤去費用															
附属設備の減価償却費															
附属設備の固定資産税															
附属設備の施設保全費															
附属設備の撤去費用															
試験研究費															
管理共通費															
設備区分ごとの費用合計															

	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	中間中継伝送装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	インタフェース変換装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	加入系電柱
設備区分直接の減価償却費															
設備区分直接の通信設備使用料															
設備区分直接の固定資産税															
設備区分直接の施設保全費															
設備区分直接の道路占用料															
設備区分直接の撤去費用															
附属設備の減価償却費															
附属設備の固定資産税															
附属設備の施設保全費															
附属設備の撤去費用															
試験研究費															
接続関連事務費															
管理共通費															
設備区分ごとの費用合計															

七十九頁

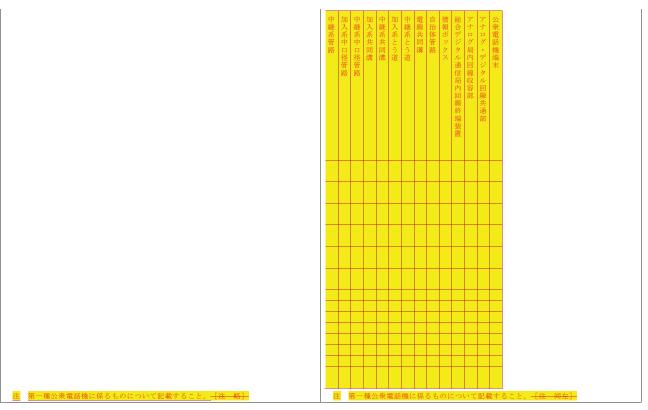


 ${<}{+}{\sqsubseteq}$

	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	メタルケーブル	加入系光ケーブル	加入系電柱	加入系管路	加入系中口径管路	加入系共同溝	加入系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	総合デジタル通信局内回線終端装置	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共通部	公衆電話機端末
設備区分直接の減価償 却費																	
設備区分直接の通信設 備使用料																	
設備区分直接の固定資 産税																	
設備区分直接の施設保 全費																	
設備区分直接の道路占 用料																	
設備区分直接の撤去費 用																	
附属設備の減価償却費 附属設備の固定資産税																	
附属設備の施設保全費																	
附属設備の撤去費用																	
試験研究費																	
管理共通費																	
設備区分ごとの費用合																	
計																	

	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	中間中継伝送装置	メタルケーブル	加入系光ケーブ	中継系光ケーブ	海底光ケーブル	海底中間中継伝	無線伝送装置	インタフェース	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路
	装置		架	置		ル	ル		伝送装置		ス変換装置						
設備区分直接の減価償 却費 設備区分直接の通信設																	
備使用料 設備区分直接の固定資 産税 設備区分直接の施設保																	
全費 設備区分直接の道路占 用料 設備区分直接の撤去費																	
用 附属設備の減価償却費 附属設備の固定資産税																	
附属設備の施設保全費 附属設備の撤去費用 試験研究費 接続関連事務費																	
管理共通費設備区分ごとの費用合計																	

<+1≡



 $\prec +11 \mathbb{I} \mathbb{I}$

$\prec + \mathbb{I}$	হা 1⊞

室 三 この省令は、公布の日から施行する。

46

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を 改正する省令の一部を改正する省令案

─ I P網への移行に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備 ─

概要

令和5年7月6日

改正の概要

IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定に用いるLRIC (長期増分費用) モデルの反映【公布日施行】

- ■ユニバーサルサービス補填額の算定に、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを併用する場合に用いられる規定のうち、
 IP-LRICモデルに基づく原価の算定を規定している、令和2年総務省令第53号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令)の附則別表を改正し、第9次IP-LRICモデルに対応したものとする。
- ■第9次IP-LRICモデルにおける回線需要(メタルIP電話(加入電話)、ISDN、公衆電話及び光IP電話)や、ネットワーク構成(収容局、コア局及び相互接続局による構成)に対応するため、対象設備や固定資産価額の算定方法等を改正する。

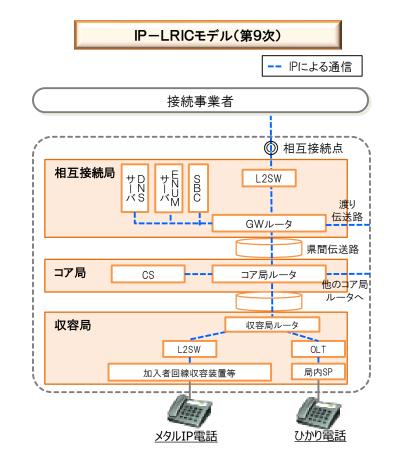
48

※諮問第3159号(令和5年3月24日答申)において、IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定方法については、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルによる各補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とすること、また、加重平均の比率は、接続料算定時と同一の比率を適用することとしている。

<令和2年総務省令第53号の附則別表の概要>

附則別表第1	対象設備、附属設備等に係る設備等区分
附則別表第2	正味固定資産価額算定方法 設備区分ごとの投資額の算定方法
附則別表第3	固定資産明細表、固定資産帰属明細表
附則別表第4	費用区分ごとの費用算定方式 共通費等の配賦基準
附則別表第5	設備区分別費用明細表 (設備区分ごとの減価償却費、固定資産税、 施設保全費等を記載)

- ·SBC(Session Border Controller):網内の信号を網間で流通可能なSIP信号に変換する装置
- ·ENUM (E.164 Number Mapping):電話番号とインターネット上のIPアドレスの対応関係を管理するサーバ。
- ·CS(Call Server):呼制御、加入者端末制御、経路選択、課金管理等の機能を持つ装置
- ·OLT(Optical Line Terminal):電気通信事業者側に設置される光回線の終端装置
- ・L2SW(Layer 2 Switch):データリンク層におけるパケットの経路を判断し、転送する装置



令和5年5月26日

• 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に、本改正について諮問

令和5年5月27日~同年6月26日

本省令案の意見募集

令和5年6月30日~同年7月3日

• 意見募集の結果を踏まえたユニバーサルサービス委員会における調査・検討

令和5年7月6日

• 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)からの答申

令和5年8月

• 改正省令を公布

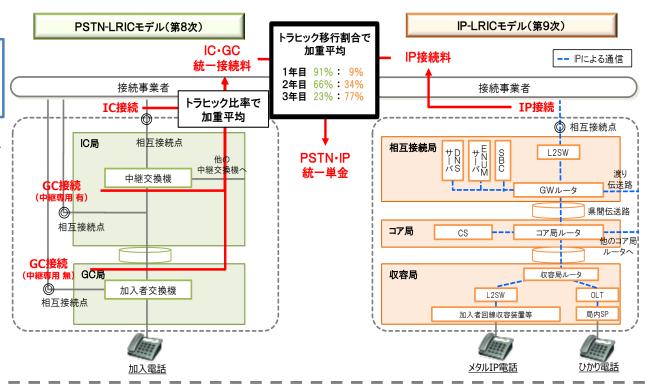
(参考) 改正省令公布後

- 総務大臣からNTT東日本・西日本へユニバーサルサービス交付金算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- NTT東日本・西日本がユニバーサルサービス交付金算定に係る費用整理を行い、TCAへ資料提出(令和4年度分)※令和5年8月まで
- TCAから総務大臣へ交付金の認可申請(令和4年度分)※令和5年9月まで
- 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に認可に係る諮問・意見募集
- 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)からの答申
- 総務大臣による認可

■ 接続料の算定(制度整備済)

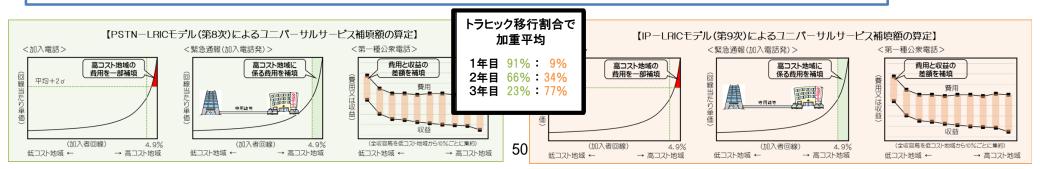
第8次PSTN-LRICモデルと 第9次IP-LRICモデルを組み合わせて使用。 (令和3年9月 情報通信審議会答申)

※加重平均の比率については、上記答申において、「(前略)加重平均比率は、IP網への移行の計画的・段階的実施を反映して、実際に予定されている移行工程・スケジュールから予測される年度ごとのトラヒック移行割合に基づき、あらかじめ定めておくことが適当」とされており、トラヒック移行割合を予測して規定されたもの。



■ ユニバーサルサービス補填額の算定(今般の改正事項)

接続料の算定との整合をとるため、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせて使用。 (加重平均の比率も接続料の算定と同一)



○ 総務省令第 中

令を吹のように定める。的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省合の一部を改正する省電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を

改正する省令

務省令第五十三号)の一部を次のように改正する。基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令(令和二年総

後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前前側に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が正後欄に掲げる規定の下線を付しては破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後		Т		改 正 前		
附則別表第1(附則第3条関	係)		附則別表第1 (附則第3条関係)				
第1 対象設備に係る設備	区分			第1 対象設備に係る設備区分			
対 象 設 備	設 備	区 分		対 象 設 備	設 備	i 🗵	分
端末系伝送路設備(加入者	[略]			端末系伝送路設備(加入者	[同左]		
側終端装置及び端末系交換	メタルケーブル	[略]		側終端装置及び端末系交換	メタルケーブル	[同差	E]
等設備との間等に設置され		加入者側終端装置~メタル		等設備との間に設置される		加入和	者側終端装置~ <u>収容ル</u>
る伝送装置等を除く。)		回線収容装置間(き線点遠		伝送装置等を除く。)		<u>ータ</u> [引(き線点遠隔収容装
		隔収容装置を経由しない場				置を給	蚤由しない場合に限る
		合に限る。) に設置するも				.) (こ設置するもの
		0					
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置~メタ			加入系光ケーブル	き線点	点遠隔収容装置~収容
		ル回線収容装置間に設置す				ルー	7間に設置するもの
		るもの					_
	加入系電柱	加入者側終端装置~メタル			加入系電柱	加入を	首側終端装置~収容ル
		回線収容装置間に設置する				一 タ目	引に設置するもの
		\$. Ø					
	加入系管路	加入者側終端装置~メタル			加入系管路	加入和	・ ・ ・ ・ は ・ は ・ は に ・ に を ・ に ・ に ・ に に に に に に に に に に に に に
	700 V/N E PH	回線収容装置間に設置する			77F7 17K E PH		引に設置するもの
		50					410 KE / 0 0 1
	加入系中口径管路	加入者側終端装置~メタル			加入系中口径管路	加入る	・
	7317 CAN 1 1 1 11 11 11 11 11	回線収容装置間に設置する			7007 C/N P IZ B MI		引に設置するもの
		50				<u></u> '	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	加入系共同溝	加入者側終端装置~メタル			加入系共同溝	加入和	首側終端装置~収容ル
	3403 33113 11 4111	回線収容装置間に設置する			74-2 -211.2 17 111.1		引に設置するもの
		50					VI-10(12) W O I
	加入系とう道	加入者側終端装置~メタル			加入系とう道	加入る	首側終端装置~収容ル
	75.7 C 7 Z	回線収容装置間に設置する			7,17 t/1 C 7 /2		引に設置するもの
		50					410 KE / 0 0 1
	雷線共同溝	加入者側終端装置~メタル			雷線共同盪	加入る	・
	AE AND AND THE	回線収容装置間に設置する			ATM STATE		引に設置するもの
		<u> </u>					71-KE / 0 0 0 0
	自治体管路	加入者側終端装置~メタル			自治体管路	⊅n 3. a	・ ・ ・ ・ は ・ は ・ は に ・ に を ・ に ・ に ・ に に に に に に に に に に に に に
	日日代日和	回線収容装置間に設置する			H 1H M* B MI		引に設置するもの
		<u>国際収合家</u> 国内に成員する					引に以直りるもの
	情報ボックス	0 -			情報ボックス	nn → =	X加纳州北里。 巾索。
	1月 牧 小 ツ ク 人	加入者側終端装置~ <u>メタル</u>		l	1月 牧 ル ツ ク ム	加入1	者側終端装置~ <u>収容ル</u>

11||=(

- 1	1	I .	I.	1	1		i e
			回線収容装置間に設置する				
			60				
		総合デジタル通信局内回線	[略]	4			総合デジタル通信局内回線
		終端装置	き線点遠隔収容装置~メタ				終端装置
			ル回線収容装置間に設置す				
			るもの	1			
			加入者側終端装置~ <u>メタル</u>				
			回線収容装置間(き線点遠				
			隔収容装置を経由しない場				
			合に限る。) に設置するも				
			の				
	メタル回線収容装置等(端	[略]			ήZ	【容ルータ (端末系伝送路	[同左]
	末系伝送路設備との間に設	メタル回線収容装置	収容局に設置するもの (<u>ア</u>			は備との間に設置される伝	音声収容装置
	置される伝送装置等を含む		ナログ局内回線収容部及び		送	送装置等を含む。)	
	。)		総合デジタル通信局内回線				
			終端装置を除く。)	<u> </u> .			
		メタル回線収容装置用レイ	収容局に設置するもの	li l			音声収容装置用レイヤ2ス
		ヤ2スイッチ(以下「メタ					イッチ(以下「音声収容装
		ル回線収容装置用L2SW					置用L2SW」という。)
		」という。)		l l			
							コールサーバ(以下「CS
				!			」という。)
				!			総合デジタル通信回線収容
				i I			交換機
				i I			
				!			総合デジタル通信回線収容
				!			交換機用データベース(以
				i I			下「総合デジタル通信回網
				i l		:	収容交換機用DB」という
				<u> </u>			。)
		[略]		[[同左]
	メタル回線収容装置等	[略]				収容ルータに係る設備	[同左]
	に係る設備区分のうち	アナログ局内回線収容部	[略]			区分のうち、回線数の	アナログ局内回線収容部
	、回線数の増減に応じ		き線点遠隔収容装置~ <u>メタ</u>			増減に応じて当該設備	
	て当該設備に係る費用		<u>ル回線収容装置</u> 間に設置す			に係る費用が増減する	
	が増減するもの		るもの			もの	
			加入者側終端装置~メタル				
Į.				,	•	•	

		<u>ータ</u> 間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線 終端装置	[同左] き線点遠隔収容装置~ <u>収容</u> ルータ間に設置するもの
		加入者側終端装置〜 <u>収容ル</u> <u>一夕</u> 間(き線点遠隔収容装 置を経由しない場合に限る 。) に設置するもの
収容ルータ (端末系伝送路	[同左]	
設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	音声収容装置	収容局に設置するもの(<u>ア</u> ナログ局内回線収容部を除 く。)
	音声収容装置用レイヤ2ス イッチ(以下「音声収容装 置用L2SW」という。)	収容局に設置するもの
	コールサーバ (以下「CS」という。)	コア局に設置するもの
	総合デジタル通信回線収容 交換機	収容局に設置するもの (総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。)
	総合デジタル通信回線収容 交換機用データベース (以 下「総合デジタル通信回線	収容局に設置するもの
	収容交換機用DB」という。)	
	[同左]	
収容ルータに係る設備	[同左]	
区分のうち、回線数の 増減に応じて当該設備	アナログ局内回線収容部	[同左]
増減に応じて当該設備 に係る費用が増減する もの		き線点遠隔収容装置~ <u>収容</u> ルータ間に設置するもの
		加入者側終端装置~収容ル

		回線収容装置間(き線点遠
		隔収容装置を経由しない場
		合に限る。) に設置するも
		D
	「略]	
	主配線盤	メタル回線収容装置等に属
		する部分に限る。
	光ケーブル成端架	メタル回線収容装置等に属
		する部分に限る。
関門系ルータ以外の共用コ	[略]	
アルータ	コア局用レイヤ2スイッチ	コア局に設置するもの
	(以下「コア局用L2SW	[
	」という。)	
		l [
中継系伝送路設備であって	光ケーブル成端架	音声収容ルータ又は共用収
、メタル回線収容装置等と	76 7 7 MANUA	容ルータ~共用コアルータ
関門系ルータ以外の共用コ		間に設置するもの
アルータとの間に設置され	伝送装置	
	伝达装直	音声収容ルータ又は共用収容・クロータスは共用収容・クロータスは共用収容・クロータスは共用収容・クロータスは共用収容・クロータスは共用収容・クロータスは大力を表現している。
るもの (中継系伝送路設備		容ルータ〜共用コアルータ
の両端に対向して設置され		間に設置するもの
る伝送装置等を含む。)		[略]
	中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収
		<u>容ルータ</u> ~共用コアルータ
		間に設置するもの
		[略]
	中継系光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収
		容ルータ~共用コアルータ
		間に設置するもの
		「略」
	海底光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収
	1時度が1つ フル	容ルータ~共用コアルータ
1.1	1	45/12 7 × × m = 1 /2 = 2
		間に設置するもの

			<u>-夕</u> 間 (き線点遠隔収容装 置を経由しない場合に限る 。) に設置するもの
		「同左〕	
		2	55 LER LE 45 LE
		主配線盤	<u>収容ルータ</u> に属する部分に
		光ケーブル成端架	限る。 収容ルータに属する部分に
		尤クーノル风端条	収容ルータに属する部分に 限る。
H	共用コアルータ	「同左〕	124 0 0
	<u> </u>	コア局用レイヤ2スイッチ	コア局に設置するもの
		(以下「コア局用L2SW	コノ向に放直するもの
	;	」という。)	
		メディアゲートウェイ(以	コア局に設置するもの
		下「MGW」という。)	コノ向に改直するもの
		メディアゲートウェイコン	コア局に設置するもの
		メティアクートリェイコン トローラ (MGWを制御す	コノ向に設直するもの
		る装置。以下「MGC」と	
Н	+ 40b = 5 12 136 pp = 0, 144 pp = 0, 1	いう。)	de de la
	中継系伝送路設備等であっ	光ケーブル成端架	収容ルータ〜共用コアルー
	て、収容ルータと共用コア		夕間に設置するもの
	ルータとの間に設置される	had NV MA PRO	de de la
	もの(中継系伝送路設備等	伝送装置	収容ルータ~共用コアルー
	の両端に対向して設置され		夕間に設置するもの
	る伝送装置等を含む。)及		
	び共用コアルータと他の電		[同左]
	気通信事業者の電気通信設	中間中継伝送装置	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー
	備との間に設置されるもの		夕間に設置するもの
	(共用コアルータと他の電		
	気通信事業者の電気通信設		[同左]
	備との間に設置される伝送	中継系光ケーブル	<u>収容ルータ</u> ~共用コアルー
П	装置等を含む。)		夕間に設置するもの
П			[同左]
		海底光ケーブル	収容ルータ~共用コアルー
			夕間に設置するもの
П			
1.7		•	

HI

	[略]
海底中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
無線伝送装置	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
インタフェース変換装置	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
無線アンテナ	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
無線鉄塔	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
衛星通信設備	音声収容ルータ又は共用収
	容ルータ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
中継系電柱	音声収容ルータ又は共用収
	<u>容ルータ</u> ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
中継系管路	音声収容ルータ又は共用収
	<u>容ルータ</u> ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]
中継系中口径管路	音声収容ルータ又は共用収
	<u>容ルータ</u> ~共用コアルータ
	間に設置するもの
	[略]

	[同左]
海底中間中継伝送装置	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
無線伝送装置	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
インタフェース変換装置	収容ルータ〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
無線アンテナ	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
無線鉄塔	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
衛星通信設備	収容ルータ〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
中継系電柱	収容ルータ〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
中継系管路	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]
中継系中口径管路	収容ルータ〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	[同左]

六声

	中継系共同溝	音声収容ルータ又は共用収
		容ルータ〜共用コアルータ
		間に設置するもの
		[略]
	中継系とう道	音声収容ルータ又は共用収
		容ルータ〜共用コアルータ
		間に設置するもの
1		[略]
SIPサーバ	コールサーバ (以下「CS	コア局に設置するもの
	」という。)	
関門系ルータ	関門系ルータ	相互接続局に設置するもの
	相互接続局用レイヤ2スイ	相互接続局に設置するもの
	ッチ(以下「相互接続局用	
	L2SW」という。)	
セッションボーダコントロ	セッションボーダコントロ	相互接続局に設置するもの
ーラ	ーラ (以下「SBC」とい	
	う。)	
ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
[略]		

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設 備 等 区 分
[略]	
無形固定資産 (ソフトウェアを除く。)	無形固定資産 (ソフトウェアを除く。)

附則別表第2 (附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

[略]

設 備 区 分	算 定 方 法
音声収容ルータ	1 音声収容ルータの設置基準
	収容局であって、収容回線に光地域IP回線が含まれないも
	の又はコア局との間の伝送(離島設備の適用区間に限る。)を
	無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの(以下「離島局
	<u>」という。)</u> には、音声収容ルータを設置する。
	2 設備量の算定
	(1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求
	めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータ
	ユニット数とする。

	中継系共同溝	<u>収容ルータ</u> 〜共用コアルー 夕間に設置するもの
	中継系とう道	[同左] 収容ルータ〜共用コアルー
		夕間に設置するもの [同左]
信号用伝送路設備及び信号 用中継交換機	シグナリングゲートウェイ (以下「SGW」という。	
/II T ME C IXIX)	
	信号用中継交換機	
「同左〕		

第2 附属設備等に係る設備等区分

	附	属	設	備	等			設	備	等	区	分	
[同左]													
無形固定資	育産	(7)	フトロ	ウェ	アを除く	.)	無形固定	資産					

附則別表第2 (附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

[同左]

[INÆ]				
設 備 区 分	9	章 定	方	法
音声収容ルータ	の又はコア局との	、収容回線 の間の伝送 は衛星通信部	泉に光地域 I (離島設備の	P回線が含まれない。 適用区間に限る。) ? うものには、音声収%

七戸

- ア メタル回線収容装置用L2SW対向1Gボート数、OLT (光回線終端装置をいう。以下同じ。) 対向1Gボート数 (当該局が離島局の場合に限る。)、ADSL地域IP 1Gボート数及び音声収容ルータPTN (パケット伝送装置をいう。以下同じ。) 対向1Gボート数の合計を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- イ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービス(当該局が離島局の場合に限る。)の最繁時帯域の合計を音声収容ルータの最繁時帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- ウ アナログ電話<u>総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービス(当</u>該局が離島局の場合に限る。)の最繁時パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最</u>繁時パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

- ア 音声1Gポート数、ADSL地域IP1Gポート数及び音声収容ルータPTN(パケット伝送装置をいう。以下同じ。)対向1Gポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域(最繁時呼量に1接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。)並びにADS1地域 IPサービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数(最繁時呼量に1接続1秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。)並びにADSL地域IPサービスの最繁時呼量パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを音声収容ルータの収容率及び音声収容ルータ1コニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの(最繁時呼量構故比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

[新設]

 $\prec \mathbb{H}$

(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数及 び(3)のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該 局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算 定する。

- 局ごと音声収容ルータ投資額
 - = メタル I P音声系 冗長化後音声収容ルータユニット数 ×音声収容ルータユニット単価
 - + <u>メタル I P音声系</u>冗長化後音声収容ルータインタフ ェース数×音声収容ルータインタフェース単価
 - +メタル I P音声系 冗長化後音声収容ルータユニット 数×音声収容ルータソフトウェア単価

共用収容ルータ

- [1 略] 2 設備量の算定
- (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求
- めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局 の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1 Gインタフェース数 (メタル回線収容
 - 装置用L2SW対向1Gボート数、OLT対向1Gボート数及びADSL地域1P1Gボート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
 - イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数 (共用収容ルータ <u>CWDM</u> (波長分割多重装置をいう。以下同じ。) 対向10 Gポート数 (当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。) <u>及び</u>共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。) <u>の合計</u>) を共用 収容ルータ10Gポード当たり最大収容インタフェース数か 5共用収容ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたも

- (3) (1)アの音声収容ルータインタフェース数に音声収容ルータ 冗長化係数を乗じたものを当該局の<u>冗長化後音声収容ルータ</u> インタフェース数とし、ADSL地域IPサービスに係るも の (ボート数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものと する。)を終したものを当該局の音声系冗長化後音声収容 ルータインタフェース数とする。
- 3 投資額の算定 [同左]
 - 局ごと音声収容ルータ投資額
 - = <u>音声系</u>冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容 ルータユニット単価
 - +<u>音声系</u>冗長化後音声収容ルータインタフェース数× 音声収容ルータインタフェース単価
 - +<u>音声系</u>冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価

共用収容ルータ

- [1 同左]
- 2 設備量の算定
- (1) [同左]
- ア 共用収容ルータ1 Gインタフェース数 (音声1 G ポート数及びADSL地域 1 P 1 G ポート数の合計)を共用収容ルータ1 G ポード当たり最大収容インタフェース数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ 1 G ボード数とし、これを共用収容ルータ 1 C ポード数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数 (光地域 I P 10G ボート数、共用収容ルータ C W D M (波長分割多重装置をいう。以下同じ。) 対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。) 、共用収容ルータ井用コアルータ対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。) 及び共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計)を共用収容ルータ10Gポード当たり最大収容インタフェー

九寅

- ので除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- ウ アナログ電話<u>総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最</u>繁時帯域の合計を共用収容ルータの最繁時帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータIユニット当たり最大処理<u>最繁時帯域</u>で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最繁時パケット数</u>で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (2) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数を 冗長化考慮したものをメタル1P音声系冗長化後共用収容ル ータ1Gインタフェース数とする。
- (3) (1)アの共用収容ルータ1 Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1 Gボード数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(Q o S 制御係数を加味した最繁時帯域比及びボート数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P \hat{e} $\hat{e$
- (5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したもの

- <u>不数</u>で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス(共用収容ルータに収容するものに限る。)の最繁時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最繁時呼量帯域</u>で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)エアナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼
- (2) (1)アの<u>音声1 Gポート数</u>を冗長化考慮したものを<u>音声系</u>冗 長化後共用収容ルータ1 Gインタフェース数とする。
- (3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、AD <u>SL地域1</u>Pサービスに係るもの(ボート数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系</u>冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とする。
- (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、これから光地域IP10Gボート数相当分を減じ、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス (共用収容ルータに収容するものに限る。)に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。
- (5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したもの

+III(

	を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、 <u>デー</u>		を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、AD
	タ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時		SL地域IPサービス及び光地域IPサービス(共用収容ル
	帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係る		ータに収容するものに限る。) に係るもの (インタフェース
	もの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除し		数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局
	たものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ		の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。
	10 G ボード数とする。		<u> </u>
	(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当		(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当
	該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サ		該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ADSL地
	ービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比		域 I Pサービス及び光地域 I Pサービス (共用収容ルータに
	により算定するものとする。) 及び光 I P電話に係るもの(収容するものに限る。)に係るもの(最繁時呼量帯域比によ
	最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したもの		り算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系
	を当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニッ		冗長化後共用収容ルータユニット数とする。
	を 当該周の <u>アクル 1 F 目 戸 末</u> 元 長 七 後 共		几女化板共用収存ルークユーット数とする。
	3 投資額の算定		3 投資額の算定
	3 投資額の昇足 次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全て		5 仅質額の昇足 「同左」
	次の昇足式により同こと共用収容ルータ投資額を求め、主じの局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算		[同在]
	定する。		
	局ごと共用収容ルータ投資額		局ごと共用収容ルータ投資額
	=メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数		= 音声系冗長化後共用収容ルータユニット数×共用収容
	×共用収容ルータユニット単価		ルータユニット単価
	+ メタル I P音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボー		+ <u>音声系</u> 冗長化後共用収容ルータ10Gボード数×共用
	ド数×共用収容ルータ10Gボード単価		収容ルータ10Gボード単価
	+ メタル I P音声系冗長化後共用収容ルータ10Gイン		+ <u>音声系</u> 冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース
	タフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース		数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価
	単価		
	+ <u>メタルIP音声系</u> 冗長化後共用収容ルータ1Gボー		+ <u>音声系</u> 冗長化後共用収容ルータ1Gボード数×共用
	ド数×共用収容ルータ1Gボード単価		収容ルータ1Gボード単価
	+ <u>メタルIP音声系</u> 冗長化後共用収容ルータ1Gイン		+ <u>音声系</u> 冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース
	タフェース数×共用収容ルータ1Gインタフェース		数×共用収容ルータ1Gインタフェース単価
	単価		
メタル回線収容装	1 設備量の算定	音声収容装置	1 設備量の算定
置	(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サ		(1) 収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収
	ビス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、そ		容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数で
	れぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに		除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。
	係るボード1枚当たり最大収容回線数で除したもの(1に満) を音声収容装置ラインカード数とする。
	たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局のアナロ		
	グ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボー		

 $+1 \equiv$

ド数及て	ド第二 種糸	8台デジ	タル通	信サーヒ	: ス用ボー	ド数とする

(2) (1)のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サ ロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当 該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回 線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したも の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該 局のメタル回線収容装置ユニット数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、 全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収 容装置ソフトウェア投資額((3)に係るものを除く。)を加え、 メタル回線収容装置投資額を算定する。

(1) メタル回線収容装置(回線収容部)投資額

=アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単 価 -+第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第

一種総合デジタル通信サービス用ボード単価 + 第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第

二種総合デジタル通信サービス用ボード単価 (2) メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額

=メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装 置ユニット単価

(3) メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額 = (メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容

装置ソフトウェア単価) ×メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額 ÷ (メタル回線収容装置(回線収容部)投資額+メ

タル回線収容装置 (ユニット部) 投資額) (4) 局ごとメタル回線収容装置投資額

=メタル回線収容装置(ユニット部)投資額+メタル 回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額

- (2) (1)の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ = 当たり最大収容ラインカード数で除したもの(1に満たない 端数は、切り上げるものとする。) を音声収容装置シェルフ
- (3) (2)の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大 --収容シェルフ数で除したもの(1に満たない端数は、切り上 げるものとする。) を音声収容装置架数とする。
- 2 投資額の算定

次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての 局について当該投資額を合算し、音声収容装置投資額を算定す

(1) 音声収容装置(回線収容部)投資額

= 音声収容装置ラインカード数×音声収容装置ライン カード単価

(2) 音声収容装置 (ユニット部) 投資額

=音声収容装置シェルフ数×音声収容装置シェルフ単 価+音声収容装置架数×音声収容装置架単価

(3) 音声収容装置 (ソフトウェアユニット部相当) 投資額 = (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウ

ェア単価)×音声収容装置 (ユニット部) 投資額÷ (音声収容装置(回線収容部)投資額+音声収容装 置 (ユニット部) 投資額)

(4) 局ごと音声収容装置投資額

=音声収容装置 (ユニット部) 投資額+音声収容装置 (ソフトウェアユニット部相当) 投資額

十11厘

メタル回線収容装	1 設備量の算定	î l	会 市 巾 宏 生 署 田 T	1 音声収容装置用L2SWの設置基準
置用L2SW	(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のう		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 育戸収谷装直用し23Wの設直差単 収容局に設置する音声収容装置シェルフ数が3以上の場合に
EUL 728M	ちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用L2	í l	23 W	は、当該局には音声収容装置用L2SWを設置する。
	SWユニット数とする。	i I		2 設備量の算定
1		ĺ	1	= 100 Mar - 51 7c
1	ア メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回	ľ	1	(1) 音声収容装置用L2SW設置局ごとに、次のア及びイによ
	線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル	i l		り求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音
	回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、こ	í l		声収容装置用L2SWユニット数とする。
	れをメタル回線収容装置用 L2 SW1 ユニット当たり最大	í l		ア 音声収容装置シェルフ数及び収容ルータユニット数の合
	インタフェース数からメタル回線収容装置用 L 2 S W 1 ユ	i l		計を音声収容装置用L2SWポート収容率及び音声収容装
	ニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除した	ľ	1	置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除
	もの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	ľ		したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。
	イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼)
	量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線	i l		イ アナログ電話の最繁時呼量に1接続当たり音声パケット
1	収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2	i	1	数を乗じ、音声収容装置用L2SWポート収容率及び音声
1	SW最大処理最繁時パケット数で除したもの(1に満たな	ľ	1	収容装置用L2SW最大処理最繁時呼量パケット数で除し
	い端数は、切り上げるものとする。)	ľ		たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	(2) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回	l l		(2) (1)の音声収容装置用 L 2 S Wユニット数に音声収容装置用
i	線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗	í l		L 2 SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収
	長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。	í l		容装置用L2SWユニット数とする。
1	(3) (1)のメタル回線収容装置用 L 2 S W ユニット数にメタル回	ĺ	1	3 投資額の算定
	線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続	ľ		次の算定式により局ごと音声収容装置用L2SW投資額を求
	数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたも	í l		め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用L
i	のを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gイ	i I		2 S W投資額を算定する。
	ンタフェース数とする。	Ė		局ごと音声収容装置用L2SW投資額
:	(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェー	ľ	1	= 冗長化後音声収容装置用 L 2 S W ユニット数×音声収
	ス数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたも	i l		容装置用L2SWユニット単価
	のを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100M	i I		
	インタフェース数とする。	í l		
	2 投資額の算定	ĺ	1	
	次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資	ľ		
	額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線	i l		
	収容装置用L2SW投資額を算定する。	i l		
:	局ごとメタル回線収容装置用 L 2 S W投資額	i l	1	
	= 冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数×		1	
]	メタル回線収容装置用L2SWユニット単価			
	+ 冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mイン			
	タフェース数×メタル回線収容装置用L2SW100			
1	, , ,	1 1	ı,	!
				+

C S の設備量の算定	(ンタフェース単価 長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタ エース数×メタル回線収容装置用L2SW1Gイ ワェース単価		
総合デジタル通信 1 設備量の算定		C S	(1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCS収容アナログ電話回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユニット当たり最大処理回線数で除したもの(1に満する局ごとCSユニット数とする。)を当該区域に属する局ごとCSユニット数とする。 (2) (1)のCSユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CSユニット数とすう。) の設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、アナログ電話の景勢時呼数を当該中継区域に属する同ごと冗長化後CSユニット数という。) の設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、アナログ電話の景勢時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する同ごとCSアナログ電話最繁時呼数とし、これをCS用DB以容等及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属する局ごとCS用DBユニット数とする。 (2) (1)のCS用DBユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を含算し、CS投資額を求め、全ての局について当該投資額を含算し、CS投資額を第定する。局ごとCS投資額 ニ冗長化後CSユニット数×CSコニット単価+CS収容アナログ電話回線数×CS1回線当たり単価
回線収容交換機 (1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービ		総合デジタル通信	1 設備量の算定
ス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び		回線収容交換機	

	総合デジタル通信用ボード1枚当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機はコニット当たりスロット数で除したもの(1に合うで、2000年では、1000
--	--

十五頁

消防警察トランク	1 設備量の算定 (1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に2を加えた値と <u>する。</u> 当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。 [(2) 略] [2 略]	DB 消防警察トランク	合デジタル通信回線収容交換機用DBの収容率及び1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数とする。 2 投資額の算定次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額を求め、全ての局について当該投資額を含算し、総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額 = 冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額 = 冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数 ※総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数 (周別収容回線収容で達機用DBユニット数 (周別収容回線収容で達機用DBユニット数 (別等を)が、1万で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク設置収容局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。[2] 同左]
[略]	1 同類粉の管守	[同左]	1 同绝粉の質ウ
き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定 する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業 者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率 は1となる。 世帯自県案分率(県、調査区)=世帯数(県、調査区)÷総 世帯数(調査区) 就業者自県案分率(県、調査区)=就業者数(県、調査区)	き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定 [同左]

+ \times \mathbb{H}

L.			
	÷総就業者数 (調査区)		
	[(1) • (2) 略]		[(1)・(2) 同左]
	(3) 住宅用光地域 I P回線数		[新設]
	 = 局ごと住宅用光地域 I P回線数÷調査区ごと世帯数		
	の局ごと合計		
	×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率		
	(4) 事務用光地域 I P 回線数		「新設」
	= 局ごと事務用光地域 I P回線数÷調査区ごと就業者		
	数の局ごと合計		
	×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率		
	(5)~(15) [昭各]		(3)~(13) [同左]
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		[2~4 同左]
	5 投資額の算定		5 投資額の算定
	次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置		[同左]
	投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装		C L A copy 3
	置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点		
	遠隔収容装置投資額を算定する。		
	(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額		(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額
	= (き線点遠隔収容装置ユニット数× (き線点遠隔収		= (き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容
	容装置ユニット単価+き線点遠隔収容装置ユニット		装置ユニット単価
	登表直ユークド単画エさ		+ 専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価
	- 大き) ×き線点遠隔収容装置収容回線数
) × き線点遠隔収容装置収容回線数		・ (き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収
	・ (き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収 ・ (き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収		- (こ M :
	字 (O		台次
			(0) 日义1. * 绝上类原由皮状果机次施
	(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額		(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額
	=き線点遠隔収容装置ユニット数× <u>(き線点遠隔収容</u>		=き線点遠隔収容装置ユニット数× <u>き線点遠隔収容装</u>
	装置ユニット単価+き線点遠隔収容装置ユニット災		置ユニット単価
40 4 - 1 1 4 1 7 4	<u>害対策増分単価)</u>	40 A = 1 1 1 1 1 7 E	
総合デジタル通信	1 設備量の算定	総合デジタル通信	1 設備量の算定
局内回線終端装置	(1) メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル	局内回線終端装置	(1) 総合デジタル通信回線収容交換機の設備量の算定において
	回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニ		求めた総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数を局ごと
	ット数とする。		の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。
	(2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容す		(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合
	<u>る</u> 第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局の		デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収
	き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数と		容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。
	する。		

		Li	
	2 投資額の算定		2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置		[同左]
	投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デ		
	ジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。		
	(1) メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス回線収容		[新設]
	部)投資額		
	=第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一		
	種総合デジタル通信サービス用ボード単価		
	+第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第		
	二種総合デジタル通信サービス用ボード単価		
	(2) メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス回線収容		(1) 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収名
	部ソフトウェア)投資額		 部相当)投資額
			 = (総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×約
	装置ソフトウェア単価)		合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)
			×総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)
	回線収容部)投資額		投資額
	÷ (メタル回線収容装置(回線収容部)投資額+メ		・(総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部
	タル回線収容装置 (ユニット部) 投資額)) 投資額+総合デジタル通信回線収容交換機 (ニ
			ニット部)投資額)
	(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額		(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額
	== = き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス		= き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス
	回線数		回線数
	×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回		×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービスE
	線単価		線単価
	+メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス		+総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)
	回線収容部) 投資額		投資額
	+メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス		+総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェン
	回線収容部ソフトウェア)投資額		回線収容部相当)投資額
プナログ局内回線	1 設備量の算定	アナログ局内回線	
で容部	(1) メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル	収容部	(1) 音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置
	回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニ		シェルフ数を局ごとの音声収容装置シェルフ数とする。
	ット数とする。		V = // XX C/N C C V a/ N d ax E V = // XX C / V 0
	(2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容す		(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ
	るアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置		話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ
	収容アナログ電話回線数とする。		電話回線数とする。
	収存ケケログ电前回線数とする。 2 投資額の算定		2 投資額の算定
	2 投資額の昇足 次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求		2 投資額の昇足 「同左」
	(人の昇に入により向こと) / ロク同門四際収谷前仅頁額を水	[1]	[MT]

 $+{<} \boxtimes$

4				
	め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線			
	収容部投資額を算定する。			
	(1) メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)投資額			[新設]
	==			
	価			
				(1) 音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額
	ア)投資額			<u> </u>
				= (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウ
	装置ソフトウェア単価)			ェア単価)
	×メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)			×音声収容装置(回線収容部)投資額
	投資額			八 <u>百万九年永邑(口亦弘于即)</u> 以具版
	÷ (メタル回線収容装置 (回線収容部) 投資額+メ			÷ (<u>音声収容装置</u> (回線収容部) 投資額+ <u>音声収容</u>
	<u>タル回線収容装置</u> (ユニット部)投資額)			<u>装置</u> (ユニット部) 投資額)
	(3) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額			(<u>2</u>) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額
	=き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数			=き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数
	×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価			×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価
	+メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)			+音声収容装置(回線収容部)投資額
	投資額			
	+メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部ソ			+音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投
	<u>フトウェア)</u> 投資額			資額
アナログ・デジタ	1 設備量の算定		アナログ・デジタ	1 設備量の算定
ル回線共通部	収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する		ル回線共通部	収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デ
	第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線			ジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当
	数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。			該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。
	[2 略]			[2 同左]
[略]			[同左]	
光ケーブル成端架	1 設備量の算定		光ケーブル成端架	1 設備量の算定
7,00	(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該		707	(1) 「同左〕
	局の光ケーブル成端架心線数とする。			(m) (1 4 -one 2
	ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり			ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり
	心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えた			心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えた
	もの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点			もの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点
	遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該			遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光予
	局に帰属する光信号分離装置(通信用建物外に設置される			備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で
	ものに限る。) ユニット数及び光予備心線数を加えたもの			除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする
	の合計を光ケーブル成端架収容率で除したもの(1に満た			(1 に何たない m 数は、959 上に 3 ものとする。)
	ない端数は、切り上げるものとする。)			· /
1.1	*** ****** *** *** *** *** *** *** ***		1	

十九頁

[イ略]
[(2)~(7) 略]
(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごと
にデータ系サービスに係るもの (<u>心数比</u> により算定するもの
とする。)を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したもの
<u>を</u> 当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架
数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。
(9) 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音
声系光ケーブル成端架心線数から、光 I P電話に係るもの (
心数比により算定するものとする。)を控除したものを、メ
タル I P音声系光ケーブル成端架架数及びメタル I P音声系
光ケーブル成端架心線数とする。
2 投資額の算定
次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額
を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成
端架投資額を算定する。
階梯ごと光ケーブル成端架投資額
= 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型)
架数×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価
+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型
) 架数×光ケーブル成端架(中型) 架当たり単価
+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型
2) 架数×光ケーブル成端架 (小型2) 架当たり単
+ 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型
1) 架数×光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単
1) 米数ヘルケーブル放端来(小至1) 米ヨたり単 価
+ 当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型
) 心線数×光ケーブル成端架(大型) 心線当たり単
価
+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型
) 心線数×光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単
価
+当該階梯メタル I P音声系光ケーブル成端架 (小型
2) 心線数×光ケーブル成端架 (小型2) 心線当た
り単価
+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型

[イ 同左]

[(2)~(7) 同左] [(2)~(7) 同左] (8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、<u>階梯ごと</u> にデータ系サービスに係るもの(<u>心線数比</u>により算定するも のとする。)を<u>控除したものをそれぞれ</u>当該局の階梯ごと及 び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブ ル成端架心線数とする。

[新設]

2 投資額の算定

[同左]

階梯ごと光ケーブル成端架投資額

- = 当該階梯<u>音声系</u>光ケーブル成端架 (大型) 架数×光ケ ーブル成端架 (大型) 架当たり単価 +当該階梯<u>音声系</u>光ケーブル成端架 (中型) 架数×光 ケーブル成端架 (中型) 架当たり単価
 - + 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (小型2) 架数× 光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価
 - + 当該階梯<u>音声系</u>光ケーブル成端架(小型 1) 架数× 光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価
 - +当該階梯音声系光ケーブル成端架(大型)心線数× 光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価
 - +当該階梯<u>音声系</u>光ケーブル成端架(中型)心線数× 光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価
 - +当該階梯<u>音声系</u>光ケーブル成端架(小型2)心線数 ×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価
 - +当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型1)心線数

11+12

	1) 心線数×光ケーブル成端架(小型1) 心線当た り単価		×光ケーブル成端架 (小型1) 心線当たり単価
共用コアルータ	1 設備量の算定 (1) コア局ごとに、次のアからエまで(共用コアルータが100 Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。)により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。	共用コアルータ	1 設備量の算定 (1) コア局ごとに、CWDM10Gインタフェース数、共用収容 ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局 の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェー ス数及びデータ系IP装置対向10Gインタフェース数の合計 を共用コアルータ10Gインタフェース数とする。また、接続 する伝送装置(CWDM)、共用収容ルータ、コア局用L2 SW及びデータ系IP装置の最繁時呼量帯域及び最繁時呼量 パケット数から、共用コアルータ最繁時呼量帯域及び共用コ
	ア データ系 I P装置対向100G インタフェース数を共用コアルータ100G ボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ100G ボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大100G ボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) 4 共用コアルータ10Gインタフェース数(CWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用		アルータ最繁時呼量パケット数を算定する。
	L2SW対向10Gインタフェース数、データ系IP装置対向10Gインタフェース数 (共用コアルータが100Gインタフェースを有する場合を除く。)及び関門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計)を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ10Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、		
	切り上げるものとする。) ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル 通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及 び光地域IPサービスの最繁時帯域の合計を共用コアルー タ最繁時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用 コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除した もの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル		

11+1 🖂

通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及
び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共用コ
アルータ最繁時パケット数とし、これを共用コアルータ収
容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時
パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ
るものとする。)_

(2) (1)イのCWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものの合計をメタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gインタフェース数とする。

- (3) (1)イの関門系ルータ対向10Gインタフェースから光 I P電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタル I P音声系共用コアルータ (関門系ルータ対向部)10Gインタフェース数とする。
 (4) (1)イの共用コアルータ10Gボード数からデータ系サービス
- (1) イの共用コアルータ10Gボード数からデータ系サービス に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比)及び 光1P電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものと する。)を控除し、インタフェース数比によりコニット部及 び関門系ルータ対向部に配賦したものを、メタルIP音声系 共用コアルータ (ユニット部)10Gボード数及びメタルIP 音声系共用コアルータ (関門系ルータ対向部)10Gボード数 とする。

- ② (1)の共用コアルータ10G インタフェース数を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。
- ア 共用コアルータ10Gボード数を共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- イ 共用コアルータ最繁時呼量帯域を共用コアルータ収容率 及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量 帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるもの とする。)
- ウ 共用収容ルータ最繁時呼量パケット数を共用コアルータ 収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁 時呼量パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切 り上げるものとする。) (3) (2)の共用コアルータユニット数から1を減じたものを共用
- 31 230 円用コアルータユニット数から1を減したものを共用コアルータ渡り10Gインタフェース数とし、これを共用コアルータ10Gインタフェース数に加える。
- (4) (1)から(3)までにより求めた共用コアルータ10Gインタフェース数、共用コアルータ10Gボード数及び共用コアルータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数及び音声系冗長化後共用コアルータユニット数とする。

11+11=

	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全			[同左]
	ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を			
	算定する。			
	局ごと共用コアルータ投資額			局ごと共用コアルータ投資額
	=メタル I P音声系共用コアルータユニット数×共用コ			=音声系冗長化後共用コアルータユニット数×共用コア
	アルータユニット単価			ルータユニット単価
	+ (メタル I P音声系共用コアルータ (ユニット部)			+音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数×共用
	10Gボード数+メタル I P音声系共用コアルータ (コアルータ10Gボード単価
	関門系ルータ対向部)10Gボード数)×共用コアル			
	ータ10G ボード単価			
	+ (メタル I P音声系共用コアルータ (ユニット部)			+音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース
	10Gインタフェース数+メタルIP音声系共用コア			<u>数</u> ×共用コアルータ10Gインタフェース単価
	<u>ルータ(関門系ルータ対向部)10Gインタフェース</u>			
	<u>数)</u> ×共用コアルータ10Gインタフェース単価			
	+ <u>メタルIP音声系</u> 共用コアルータユニット数×共用			+音声系冗長化後共用コアルータユニット数×共用コ
	コアルータソフトウェア単価			アルータソフトウェア単価
コア局用L2SW	1 設備量の算定	i	コア局用L2SW	1 設備量の算定
	(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数及びCS1Gポート数			(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数、CS1Gポート数、
	の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用	:		MGW1Gポート数、SGW1Gポート数及びMGC1Gポ
	コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェー	:		ート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし
	ス数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。	1		、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタ
	(2) (1)のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数及びコア局用	1		フェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする
	L 2 SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1	:		0
	ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの (1	i		(2) (1)のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース 数及びコア 局用
	に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L			L 2 S W 10 G インタフェース数の合計をコア局用 L 2 S W 1
	2 S Wユニット数とする。	!		ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの (1
	(3) (1)及び(2)で算定したコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース	!		に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局用し
	数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L	:		2 S Wユニット数とする。
	2 SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN	:		(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース
	経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味	i		数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L
	した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光IP	!		2 SWユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、P
	電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。	:		TN経由のADSL地域IPサービスに係るもの(最繁時呼
) を控除したものを、当該局のメタル I P音声系冗長化後コ	i		量帯域比により算定するものとする。) を控除したものをそ
	ア局用L2SW1Gインタフェース数、メタルIP音声系冗			れぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタ
	長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及びメタルI	:		フェース数、音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフ
	P音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。			ェース数及び音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数と
	- 日/ ハ/JKID以一/ M/II D D U W ノ I 纵 C y 切。	!	1	

11+111=

11+212

	域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時呼数とし、これをMGC収容率及びMGC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をMGCユニット数とする。 (2) (1)のMGCユニット数を元長化考慮したものを冗長化後MGCユニット数とする。。) (1)のコア局当たり接続呼最繁時呼数をMGC用データベース(以下「MGC用DB」という。)収容率及びMGC用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をMGC用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後MGC用DBコニット数とする。
	2 投資額の算定 次の算定式により局ごとMGC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGC投資額を算定する。 局ごとMGC投資額 = 冗長化後MGCユニット数×MGCユニット単価 + 冗長化後MGCユニット数×MGCソフトウェア単 価 + 冗長化後MGC用DBユニット数×MGC用DBユニット単価
SGW	1 設備量の算定 (1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時信号数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時信号数とし、これをSGW1リンク当たり信号数で除し(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。 (2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSGWユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SGWユニット数とする。 ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSGW収容率及びSGW1ユニット当たり最大リンク数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 冗長化後MGWユニット数をコア局当たりポイントコード数とし、これをSGW収容率及びSGW1ユニット当た

11+41

	り最大処理ポイントコード数で除したもの(1に満たな
1	端数は、切り上げるものとする。)
1	2 投資額の算定
	次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局に
	いて当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。
	局ごとSGW投資額
1	= 冗長化後SGWユニット数×SGWユニット単価
	+ 冗長化後SGWユニット数×SGWソフトウェア
	価
信号用中継交換機	1 設備量の算定
	(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービス
	最繁時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合
	を最繁時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをI
1	接続呼最繁時信号数とする。
1	(2) (1)のIC接続呼最繁時信号数にICトランジット呼最繁
	信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区:
	数で除したものをSTP(信号用中継交換機をいう。以下
	じ。)最繁時信号数とする。
	(3) コア局当たり接続呼最繁時信号数から算定したコア局当
	り信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、
	号区域数で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。
	(4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニッ
	数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数
	する。
	ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数を
	TP収容率及びSTP1ユニット当たり最大リンク数(
	TP対当たり渡りリンク数を減じたもの。)で除したも
	(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁時信号数をST
	1 ユニット当たり処理信号数で除したもの(1 に満たな
	端数は、切り上げるものとする。)
	(5) STP設置局ごとに、STPユニット数にSTP対当た
	渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数
1	する。
	(6) STP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信
	区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の
	計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア

11十六戸

					の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク 数及びSTP渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当 たり信号リンク数を減じたものをSTPリンク数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとSTP投資額を求め、全ての局につ いて当該投資額を合算し、STP投資額を算定する。 局ごとSTP投資額 =STPユニット数×STPユニット単価 +STPリンク数×STPリンク単価
	伝送装置	[1 略]		伝送装置	[1 同左]
		2 PTNの設備量算定			2 PTNの設備量算定
		(1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、			(1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、
		総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、専			総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス <u>及び</u>
		用線サービス、光IP電話及び光地域IPサービス (PTN 設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限			専用線サービスの最繁時呼量帯域から算定されるPTN低速 インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当
		改画向が離局向又は離局向こ対向するコケ向である場合に限 る。) の最繁時帯域から算定されるPTN低速インタフェー			お局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし
		ス混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化			、データ系に係るもの(ポート容量比により算定するものと
		後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サ			する。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTN低
		ービスに係るもの(ポート容量比及びQoS制御係数を加味			速インタフェース混在ボード数とする。
		した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光IP			
		電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。			
)を控除したものを当該局の <u>メタルIP音声系</u> 冗長化後PT			
		N低速インタフェース混在ボード数とする。			
		[(2) 略]			[(2) 同左]
		(3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局			(3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局
		の冗長化後 P T N ユニット数とし、 <u>データ系サービス及び光</u>			の冗長化後 PTNユニット数とし、ADSL地域 I Pサービ
		IP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容			ス及び専用線サービスに係るもの (最繁時呼量帯域比により
		量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定			算定するものとする。) を控除したものを当該局の <u>音声系</u> 冗
		するものとする。)を控除したものを当該局の <u>メタル I P音</u>			長化後PTNユニット数とする。
		<u>声系</u> 冗長化後PTNユニット数とする。			5(4) = 1.3
		[(4) 略]			[(4) 同左]
		(5) (4)の P T N 10 G 高速インタフェース 数及び P T N 2.4 G 高 速インタフェース数のそれぞれに 冗長化係数を乗じたものを			(5) (4)の P T N 10 G 高速インタフェース数及び P T N 2.4 G 高 速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを
		・ 選インタフェース数のそれぞれに几長化係数を乗したものを 当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長			速インタフェース数のそれぞれに几長化係数を乗じたものを 当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長
		当該同の几長化後PIN10G高速インタフェース数及び几長 化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これらからそ			当該周の几長化後PIN10G高速インタフェース数及び几長 化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これらからそ
		れぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局			れぞれADSL地域IPサービス及び専用線サービスに係る
		が属するループごとにポート容量比及びQoS制御係数を加			もの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控
1.1		※ 海 / シバーン ここにつ、 「 台 型地区 0 後 0 0 間 野 所 数 と 加	Į.	1	5.5 OKSK-17 EH-900 (-0.7 7#C) 500 C) 50 / CIL

11+4||

<u>味した最繁時帯域比</u>により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタル1P音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及 \overline{U} 2DV1P音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。

- 3 収容局設置CWDMの設備量算定

[(2) 略]

- (1)のCWDM低速10Gカード数からデータ系サービスに係 <u>るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定</u> するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域 此により算定するものとする。)を控除したものを当該局の メタルIP音声系CWDM低速10Gカード数とし、これに冗 長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CW DM低速10Gカード数とする。
- (5) [1]のCWDM10Gインタフェース数からデータ系サービス に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により 算定するものとする。)及び光ⅠP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該

除したものを<u>それぞれ当該局の音声系</u>冗長化後 P T N 10 G 高速インタフェース数及び<u>音声系</u>冗長化後 P T N 2.4 G 高速インタフェース数とする。

- 3 収容局設置CWDMの設備量算定

[(2) 同左]

- ③ (2)のCWDMユニット数を冗長化考慮したものを当該局の 冗長化後CWDMユニット数とし、これから光地域 I P装置 (音声非共用分に限る。)及び専用線装置に係るもの(波長 数比により算定するものとする。)を控除し、さらにADS L装置及び光地域 I P装置(音声共用分に限る。)に係るも の(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除 したものを当該局の音声系冗長化後CWDMユニット数とする。。

[新設]

11+<≡

局のメタルIP音声系CWDM10Gインタフェース数とし、 これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長 化後CWDM10Gインタフェース数とする。

- 4 コア局設置CWDMの設備量算定
- □ コア局ごとに、当該局に属するCWDM設置収容局のメタル I P音声系CWDM10Gインタフェース数、メタル I P音声系CWDM(連10G カード数及びメタル I P音声系CWDM ユニット数 (当該コア局設置CWDMに対向するものに限る。)を、それぞれ全ての当該局に属するCWDM設置収容局について合算したものを、当該局のメタル I P音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、メタル I P音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、メタル I P音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、メタル I P音声系収容局対向CWDM12 エット数トせる。
- 容局対向CWDMユニット数とする。
 (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスの<u>最繁時帯域</u>から定まるコア局渡りCWDMSTM-1インタフェース数をCWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速STM-1カード数とする。
- [(4) 略]
- ⑤ 20のコア局渡りCWDM10Gインタフェース数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDM10Gインタフェース数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。
- (<u>6</u>) (<u>2</u>)のコア局渡りCWDM低速10Gカード数からデータ系サ ービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比

- 4 コア局設置CWDMの設備量算定
- (1) CWDM設置収容局は2つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するCWDM設置収容局のCWDM10Gインタフェース数、CWDM低速10Gカード数及びCWDMユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数及び音声系収容局対向CWDMユニット数とする。
- (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスの<u>最繁時呼量帯域</u>から定まるコア局渡りCWDMSTM-1インタフェース数をCWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速STM-1カード数とする。

[4] 同左]

- (5) (2)及び(4)で算定したコア局渡りCWDM10Gインタフェース数、コア局渡りCWDM低速10Gカード数及びコア局渡りCWDMユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(インタフェース数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを音声系コア局渡りCWDM10Gインタフェース数、音声系コア局渡りCWDM低速10Gカード数及び音声系コア局渡りCWDMユニット数とする。
- <u>(6)</u> 局ごとに、(1)及び(5)で算定した音声系CWDM10Gインタフェース数、音声系CWDM低速10Gカード数及び音声系C

(1) (4)のコア局渡りCWDMユニット数からデータ系サービス に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により 算定するものとする。)、光IP電話に係るもの優繁時帯域比により算定するものとする。)及び専用線サービスに係 るもの(波長数比により算定するものとする。)を控除した ものをメタルIP音声系コア局渡りCWDMユニット数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDMユニット数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数とする。

[削る]

WDMユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の 音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数、音声系冗長 化後CWDM低速10Gカード数及び音声系冗長化後CWDM ユニット数とする。

[新設]

- <u>5</u> XCM (クロスコネクト装置をいう。以下同じ。) の設備量 算定
- (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局の I C 接続回線数とし、これをチャネル切上単位(52M)、伝送装置収容率及びX C M 1 ユニット当たり52M パス数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の X C M ユニット数とする。
- (2) (1)のI C接続回線数及びX C Mユニット数を基に、X C M 局内156Mインタフェース数、X C M局間52Mインタフェース数、X C M局間166Mインタフェース数、X C M増設リンク数、X C M空間スイッチユニット数、X C M基本架数及びX C M接続架数を算定する。
- <u>6</u> 投資額の算定

次の算定式により局ごとPTN投資額<u>局ごとCWDM投資額及び局ごとXCM投資額</u>を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額<u>CWDM投資額及びXCM投資額</u>を算定する。

局ごとPTN投資額

= (<u>音声系</u>冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ボー ド数× P T N 低速混在インタフェースボード単価

5 投資額の算定

次の算定式により局ごとPTN投資額及び局ごとCWDM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額及びCWDM投資額を算定する。

局ごとPTN投資額

= (メタル I P音声系 冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ボード数× P T N 低速混在インタフェースボ

111十世

ード単価 +メタル I P音声系冗長化後PTNユニット数×P TNユニット単価 + <u>メタル I P 音声系</u>冗長化後 P T N 2.4G 高速イン タフェース数×PTN2.4G高速インタフェース ポート単価 + メタル I P 音声系冗長化後 P T N 10 G 高速インタ フェース数×PTN10G高速インタフェースポー

- ト単価) × (1+クロック供給装置投資額加算率)
- 局ごとCWDM投資額

設備量の算定

中間中継伝送装置

- = (メタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数×C WDMユニット単価
 - +メタルIP音声系冗長化後CWDM低速10Gカ ド数×CWDM低速10Gカード単価
 - +メタル I P音声系冗長化後CWDM10Gインタフ ェース数×CWDM10Gインタフェース単価)
 - × (1+クロック供給装置投資額加算率)

1 収容局とコア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の

CWDMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送

距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継

伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものと

する。) に、メタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数を

- +音声系冗長化後 PT Nユニット数×PT Nユニッ ト単価
- + <u>音声系</u>冗長化後 P T N 2.4G 高速インタフェース 数×PTN2.4G高速インタフェースポート単価
- + 音声系冗長化後 P T N 10 G 高速インタフェース数 ×PTN10G高速インタフェースポート単価)

× (1+クロック供給装置投資額加算率) 局ごとCWDM投資額

- = (音声系冗長化後CWDMユニット数×CWDMユニ ット単価
 - +音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数×CD WM低速10Gカード単価
 - +音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数× CWDM10Gインタフェース単価)
- × (1+クロック供給装置投資額加算率)

局ごとXCM投資額

- = X C M 基本架数 × X C M 基本架単価
 - + X C M接続架数× X C M接続架単価
 - + X C M 局内 156 M インタフェース数 × X C M 局内 156 Mインタフェース単価
 - + X C M 局間 52M インタフェース数× X C M 局間 52M インタフェース単価
 - + X C M 局間 156 M インタフェース数×X C M 局間 156 Mインタフェース単価
 - + X C M 増設リンク数× X C M 増設リンク単価
 - + X C M空間スイッチユニット数×X C M空間スイッ チユニット単価

中間中継伝送装置

<u>+XCMユニット数×XCMユニット単価</u> 収容局とコア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の 設備量の算定

CWDMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送 距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継 伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものと する。) に、音声系冗長化後CWDMユニット数を乗じたもの

乗じたものを当該局のメタル I P音声系冗長化後CWDM用中 間中継伝送装置ユニット数とする

コア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の

CWDMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送 距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継 伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものと する。) に、当該区間のメタル I P音声系コア局渡りCWDM ユニット数を乗じたものを当該区間のメタルIP音声系CWD M用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置

PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定

PTNによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長を PTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置 設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) から当該ループに属するPTN設置局数を減じ、当該ループ 係る中継伝送用光回線の心線数(データ系サービスに係るもの (QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するもの とする。) 及び光 I P電話に係るもの (最繁時帯域比により算 定するものとする。)を控除したものとする。)を乗じたもの を当該ループのメタルIP音声系PTN用中間中継伝送装置ユ ニット数とし、当該ループ内にPTN設置局がある場合には当 該ループ内PTN設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当 該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内の局の うち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。

4 中間中継伝送装置の設備量の算定

ごとの合計を当該局のメタルIP音声系中間中継伝送装置ユニ ット数とする

5 投資額の質定

C S

ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額 を算定する。

=メタル I P音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間 中継伝送装置ユニット単価 CSの設備量の算定

するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。

1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局

次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全

局ごと中間中継伝送装置投資額

を当該局の音声系冗長化後CWDM用中間中継伝送装置ユニッ ト数とする

2 コア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の

CWDMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送 距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継 伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものと する。) に、当該区間の音声系コア局渡りCWDMユニット数 を乗じたものを当該区間の音声系CWDM用中間中継伝送装置 ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側 の局に設置するものとみなす。

PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定

PTNを設置するループごとに、ループ延長をPTN用中間 中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)から当該ルー プに属するPTN局数を減じ、当該ループのPTNリング心線 数 (音声系に係るものに限る。) を乗じたものを当該ループの 音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ 内のPTN局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものと みなす

4 中間中継伝送装置の設備量の算定

1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局 ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とす

5 投資額の算定

次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全 ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額 を算定する。

局ごと中間中継伝送装置投資額

= 音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装 置ユニット単価

111+111=

- (1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数(音声サービス(アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光IP電話をいう。)の回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音声サービス回線数とし、これをCS収容率及びCSIユニット当たり最大処理回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属するコア局のCSユニット数とする。
- (2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該 区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光IP 電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を 控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系 冗長化後CSユニット数とする。
- 冗長化後 C S ユニット数とする。
 (3) 中継区域ごとに、メタル I P 電話回線数 (アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のC S 収容メタル I P 電話回線数とし、これにC S 冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後 C S 収容メタル I P電話回線数とする。
- 2 CS用データベース (以下「CS用DB」という。) の設備量の算定
- (1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局の C S 音声サービス最繁時呼数とし、これを C S 用 D B Q を平及び C S 用 D B Q 1 エーット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属するコア局の C S 用 D B ユニット数とする。
- (2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの(最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。
- 3 投資額の算定

次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額(光 IP電話に係るものを控除したもの。)を加え、CS投資額を

111+1111=

	i
	算定する。
	局ごとCS投資額
	=メタルIP音声系冗長化後CSユニット数×CSユニ
	ット単価
	+ 冗長化後 C S 収容メタル I P 電話回線数× C S 1 回
	線当たり単価
	+メタル I P音声系冗長化後CS用DBユニット数×
	CS用DBユニット単価
関門系ルータ	1 設備量の算定
	(1) 相互接続局ごとに、次のアからウまでにより求めた関門系
	ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の関門系ルー
	タユニット数とする。
	ア 関門系ルータ10Gインタフェース数 (コア局対向10Gイ
	ンタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタ
	フェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SB
	C対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gイ
	ンタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数
	及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合
	計をいう。)を関門系ルータ10Gボード当たり最大収容イ
	ンタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り
	上げるものとする。)を関門系ルータ10Gボード数とし、
	関門系ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除した
	もの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	イ 当該相互接続局の最繁時帯域を関門系ルータ収容率及び
	関門系ルータ1コニット当たり最大処理最繁時帯域で除し
	たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
	ウ 当該相互接続局の最繁時パケット数を関門系ルータ収容
	率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時パケ
	ット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるも
	のとする。)
	(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、共用コアルータ
	対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェ
	ース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ
	対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフ
	ェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース
	数から、それぞれ光IP電話に係るもの(最繁時帯域比によ
	り算定するものとする。) を控除し、合計したものを、当該

三十四百

	局のメタルIP音声系関門系ルータ10Gインタフェース数と
3	する。
	(3) (1)アの関門系ルータ10Gボード数から光IP電話に係るも
	の(インタフェース数比により算定するものとする。)を控
1	除したものを、メタル I P音声系関門系ルータ10Gボード数
1	とする。
	(4) (1)の関門系ルータユニット数から光IP電話に係るもの(
	最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したもの
	を、メタルIP音声系関門系ルータユニット数とする。
İ	2 投資額の算定
	次の算定式により、局ごと関門系ルータ投資額を求め、全て
	の局について当該投資額を合算し、関門系ルータ投資額を算定
	する。
	局ごと関門系ルータ投資額
	=メタルIP音声系関門系ルータユニット数×関門系ルー!!
	タユニット単価
	+メタルIP音声系関門系ルータ10Gボード数×関門系
	ルータ10Gボード単価
	+メタル I P音声系関門系ルータ10Gインタフェース数 !!!
	×関門系ルータ10Gインタフェース単価
	+メタル I P音声系関門系ルータユニット数×関門系ル
	ータソフトウェア単価
相互接続局用1.2	1 設備量の算定
SW	(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用1Gインタフェー
	ス数に相互接続局用L2SW予備1Gインタフェース数を加
1	えたものを当該局の相互接続局用L2SW1Gインタフェー!!
	ス数とし、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定
	するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP
	音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とする。
	(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用10Gインタフェー!!
	ス数及び関門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計に相
	互接続局用L2SW予備10Gインタフェース数を加えたもの
	を当該局の相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とし
	、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するもの
	とする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相
	互接続局用L2SW10Gインタフェース数とする。
	(3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフェ
Lift.	(a) (a) (b) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c

1	ース数及び相互接続局用L2SW10Gインタフェース数の合
	計を相互接続局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大インタフェ
	ース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるもの
1	とする。) を当該局の相互接続局用L2SWユニット数とし
	、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するもの
1	とする。)を控除したものを、当該局のメタル I P音声系相
	互接続局用L2SWユニット数とする。
	2 投資額の算定
	次の算定式により、局ごと相互接続局用L2SW投資額を求
1	め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用 L 2
	SW投資額を算定する。
	局ごと相互接続局用L2SW投資額
	=メタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数×
	相互接続局用L2SWユニット単価
	+メタル I P音声系相互接続局用 L 2 S W 1 G インタ
	フェース数×相互接続局用L2SW1Gインタフェ
	ース単価
	+メタル I P音声系相互接続局用 L 2 S W 10 G インタ
1	フェース数×相互接続局用L2SW10Gインタフェ
	ース単価
SBC	1 設備量の算定
	(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るも
	のに限る。)をSBC収容率及びSBC呼処理部1ユニット
	当たり最大処理最繁時呼数で除したものを、当該局のSBC
	ユニット (呼処理部) 数とする。ただし、当該局に設置する
	SBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッショ
	ン数により決定する場合には、SBCユニット(呼処理部)
	数は0とする。
	(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量(接続呼に係るも
	のに限る。)から算定したSBC同時接続数をSBC収容率
	及びSBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時
1	及いる日とピクション自在師1コークトヨたり取入処在同時
!	接続数で除したものを 当該局のSRCユーット (ヤッシュ
	接続数で除したものを、当該局のSBCユニット(セッション等理部)数トする。ただし、当該局に設置するSBCの設
	ン管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設
	ン管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により
	ン管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット(セッション管理部)数
	ン管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により

111+4=

のに限る。)をSBCセッション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除し たものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該 局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大 処理最繁時呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接 続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする 。 (4) (1)のSBCユニット (呼処理部) 数から光 I P電話に係る もの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニッ ト (呼処理部) 数とする。 (5) (2)のSBCユニット (セッション管理部) 数及び(3)のSB Cユニット数から、それぞれ光 I P電話に係るもの (当該局の最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したも のを、メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部) 数及びメタル I P音声系 S B Cユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。 局ごとSBC投資額 = (メタル I P音声系 S B C ユニット (呼処理部)数× SBCユニット (呼処理部) 単価 +メタル I P音声系 S B Cユニット (セッション 管理部)数×SBCユニット(セッション管理 部) 単価 +メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユ ニット単価) × (1+相互接続局共通設備投資額加算率) + (メタル I P音声系 S B Cユニット (呼処理部) 数 × S B Cユニット (呼処理部) ソフトウェア単価 +メタル I P音声系 S B C ユニット (セッション 管理部)数×SBCユニット(セッション管 理部)ソフトウェア単価 +メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユニットソフトウェア単価 +SBC同時接続数×SBC同時接続数当たりソ フトウェア単価)

三十十三三

	× (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加 算率)
ENUMサーバ	1 設備量の算定
	(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るも
	のに限る。)から算定したENUMクエリ数をENUMサー
	バ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該
	局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にE
	NUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサ
	ーバユニット数は0とする。
	(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るも
	のに限る。)から算定したENUMクエリ数及びDNSクエ
	リ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニッ
	ト当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENU
	M・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局に
	ENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、EN
	UM・DNS共通サーバユニット数は0とする。
	(3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの
	(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控
	除したものを、当該局のメタルIP音声系ENUMサーバユ
	ニット数とする。
	(4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに
	係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光
	I P電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定する
	ものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENU
	M・DNS共通サーバユニット数 (ENUM相当分) とする
	0
	2 投資額の算定
	次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全
	ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を
	算定する。
	局ごとENUMサーバ投資額
	= (メタルIP音声系ENUMサーバユニット数×EN
	UMユニット単価
	+メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバ
	ユニット数(ENUM相当分)×ENUM・D
	NS共通サーバユニット単価)
	× (1+相互接続局共通設備投資額加算率)

111+<=

+ (メタルIP音声系ENUMサーバユニット数×ENUMユニット当たりソフトウェア単価 + メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバ ユニット数 (ENUM相当分) × ENUM・DNS共通サーバ ユニット数・ENUMクエリ数× ENUMクエリ当たりソフトウェア単価 + ENUMクエリ数× ENUMクエリ当たりソフトウェア単資額加 算率) DNSサーバ 1 設備量の算定 (1) 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加 算率) DNSサーバ コニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバコニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNSサーバユニット数とする。ただし、当該局のENUM・DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数とする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数としたものを、メタルIP音声系DNSサーバユニット数・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 属ごとDNSサーバユニット数×DNS コニット単価
+メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバ ユニット数(ENUM相当分)×ENUM・DNS共通サーバユニットソフトウェア単価+ENUMクエリ数×ENUMクエリ当たりソフトウェア単価() ・ウェア単価 (1) 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率) ** (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1コニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット教はOとする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数はOとする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数はOとする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数はOとする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数とする。 (2) (1)のDNSサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を算定する。 高にいて当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
ユニット数 (ENUM相当分) ×ENUM・D NS共通サーバユニットソフトウェア単価 +ENUMクエリ数×ENUMクエリ当たりソフトウェア単価) × (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率) × (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率) 1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数 (接続呼に係るものに限る。) から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1 ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバュニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額
N S 共通サーバユニットソフトウェア単価 + E N U M クエリ数× E N U M クエリ当たりソフトウェア単価) × (1 + 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率) × (1 + 相互接続局 共通設備ソフトウェア投資額加算率) 1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数 (接続呼に係るものに限る。)から算定したD N S クエリ数をD N S サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数でをD N S サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のD N S サーバユニット数とする。ただし、当該局にE N U M・D N S 共通サーバを設置する場合には、D N S サーバユニット数にという算定するものとする。)を控除したものを、当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系 D N S サーバユニット数とする。 (3) E N U M サーバの設備量の算定において求めたE N U M・D N S 共通サーバニニット数から E N U M に係るもの(少エリ数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタル I P 音声系 E N U M・D N S 共通サーバユニット数 (D N S 和 当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとD N S サーバ投資額を算定する。 局ごとD N S サーバ投資額
+ E N U M ク エリ当たりソフトウェア単価) N と
+ E N U M ク エリ当たりソフトウェア単価) N と
トウェア単価
× (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率) DNSサーバ 1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を算定する。 よの局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
第率) DNSサーバ 1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1コニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を算定する。局ごとDNSサーバ投資額 (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
DNSサーバ 1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1 ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 =(メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENU州サーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバコニット数からENUM・ENE、リ類比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。
のに限る。) から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1 ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局の DNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM ・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数はOとする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。) 及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。
ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局の DNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額
DNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を含算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額
ット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したのを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
(2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの (当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの (クエリ数比により算定するものとする。) 及び光IP電話に係るもの (当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分) とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS和当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの (クェリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの (当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
ト数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。) 算定するものとする。) を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分) とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
(3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの (クエリ数比により算定するものとする。) 及び光 I P電話に係るもの (当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタル I P 音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分) とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタル I P 音声系DNSサーバユニット数×DNS
DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの (クエリ数比により算定するものとする。) 及び光IP電話に係るもの (当該局の風繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分)とする。 2 投資額の算定次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
リ数比により算定するものとする。) 及び光 I P電話に係る もの (当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタル I P音声系E N U M・ D N S 共通 サーバユニット数 (D N S 相当分) とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと D N S サーバ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、D N S サーバ投資額を算定 する。 局ごと D N S サーバ投資額 = (メタル I P 音声系 D N S サーバユニット数 × D N S
リ数比により算定するものとする。) 及び光 I P電話に係る もの (当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタル I P音声系E N U M・ D N S 共通 サーバユニット数 (D N S 相当分) とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと D N S サーバ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、D N S サーバ投資額を算定 する。 局ごと D N S サーバ投資額 = (メタル I P 音声系 D N S サーバユニット数 × D N S
もの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
を控除したものを、メタル I P音声系E NUM・DNS共通 サーバユニット数 (DNS相当分) とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定 する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタル I P音声系DNSサーバユニット数×DNS
サーバユニット数 (DNS相当分) とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定 する。
2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定 する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全て の局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定 する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
の局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定 する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
する。 局ごとDNSサーバ投資額 =(メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
= (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNS
ユニット単価
+メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバ
ユニット数(DNS相当分)×ENUM・DN
S 共通サーバユニット単価)
× (1+相互接続局共通設備投資額加算率)

三十九頁

1.0				
	+ (メタル I P音声系DNSサーバユニット数×DN			
	Sユニット当たりソフトウェア単価			
	+メタル I P音声系ENUM・DNS共通サーバ			
	ユニット数 (DNS相当分)×ENUM・DN			
	S共通サーバユニットソフトウェア単価			
	+DNSクエリ数×DNSクエリ当たりソフトウ			
	ェア単価)			
	×(1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加			
	篁率)			
メタルケーブル	1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定	'	メタルケーブル	1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定
79709-370	「(1)~(3) 略]		79109-310	「(1)~(3) 同左
	(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの			(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの
	1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7			1-7 1-7 1-7 1-7 1-7 1-7 1-7 1-7 1-7 1-7
	延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び			延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを
	光 I P電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの			控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブ
	メタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声			ル対km、音声系架空メタルケーブル延長km、音声系地下メタ
	系架空メタルケーブル延長km、メタルIP音声系地下メタル			ルケーブル対km及び <u>音声系</u> 地下メタルケーブル延長kmとする
	ケーブル対km及びメタル I P音声系地下メタルケーブル延長			0
	kmとする。			
	2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定			2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定
	[(1)~(5) 略]			[(1)~(5) 同左]
	(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの			(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの
	延長km及び対kmのそれぞれの合計から <u>データ系サービス及び</u>			延長km及び対kmのそれぞれの合計から <u>データ系</u> に係るものを
	<u>光 I P電話</u> に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの			控除したものを当該局の種別ごとの <u>音声系</u> 架空メタルケーブ
	メタル I P音声系架空メタルケーブル対km、メタル I P音声			ル対km、 <u>音声系</u> 架空メタルケーブル延長km、 <u>音声系</u> 地下メタ
	<u>系</u> 架空メタルケーブル延長km、 <u>メタルIP音声系</u> 地下メタル			ルケーブル対km及び <u>音声系</u> 地下メタルケーブル延長kmとする
	ケーブル対km及び <u>メタルIP音声系</u> 地下メタルケーブル延長			0
	kmとする。			
	3 投資額の算定			3 投資額の算定
	次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全			[同左]
	ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を			
	算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府			
	県の値とする。			
	局ごと種別ごとメタルケーブル投資額			局ごと種別ごとメタルケーブル投資額
	= 当該種別メタル I P音声系架空メタルケーブル対km×			= 当該種別音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架
	当該種別架空メタルケーブル対km単価			空メタルケーブル対km単価
	+ 当該種別メタル I P音声系架空メタルケーブル延長			+ 当該種別音声系架空メタルケーブル延長km×当該種
	km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価			別架空メタルケーブル延長km単価
11	100 E04/N-1/ / / / / / EXTERNIE	ı	I	加木工///バリーノル及以配手間

T. A.		1.1	
	+ 当該種別 <u>メタルIP音声系</u> 地下メタルケーブル対		+当該種別 <u>音声系</u> 地下メタルケーブル対km×当該種別
	km×当該種別地下メタルケーブル対km単価		地下メタルケーブル対km単価
	+当該種別 <u>メタルIP音声系</u> 地下メタルケーブル延長		+当該種別 <u>音声系</u> 地下メタルケーブル延長km×当該種
	km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価		別地下メタルケーブル延長km単価
加入系光ケーブル	[1 略]	加入系光ケーブル	[1 同左]
	2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定		2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定
	[(1)~(5) 略]		[(1)~(5) 同左]
	(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及		(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及
	び心kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電		び心kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除した
	話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルI		ものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心km、音声
	P音声系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系架空光ケー		系架空光ケーブル延長km、音声系地下光ケーブル心km及び音
	ブル延長km、メタルIP音声系地下光ケーブル心km及びメタ		声系地下光ケーブル延長kmとする。
	ルIP音声系地下光ケーブル延長kmとする。		
	3 投資額の算定		3 投資額の算定
	次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての		[同左]
	局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する		
	。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値と		
	する。		
	局ごと光ケーブル投資額		局ごと光ケーブル投資額
	=メタルIP音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系		= 音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケー
	架空光ケーブル心km単価		ブル心km単価
	+メタル I P音声系加入系架空光ケーブル延長km× (+音声系加入系架空光ケーブル延長km×加入系架空光
	加入系架空光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブ		<u></u> ケーブル延長km単価
	ル延長km災害対策増分単価)		
	+メタル I P音声系加入系地下光ケーブル心km×加入		+ 音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケ
	系地下光ケーブル心km単価		ーブル心km単価
	+メタル I P音声系加入系地下光ケーブル延長km× (+ 音声系加入系地下光ケーブル延長km×加入系地下光
	加入系地下光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブ		ケーブル延長km単価
	ル延長km災害対策増分単価)		
中継系光ケーブル	1 設備量の算定	中継系光ケーブル	1 設備量の算定
	(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全ての		(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全ての
	ループについて、当該収容局のCWDMユニット数にCWD		ループについて、冗長化後CWDMユニット数にCWDM1
	M1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定す		ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。
	వ 。		
	[(2)・(3) 略]		[(2)・(3) 同左]
	(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェー		(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェー
	ス当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心		ス当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心
1.7	'	1.7	

四十二萬

	線数と <u>する。</u>
(5 30 C W D M 心線数、(4)の P T N リング心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとす
Í	る。)を光ケーブル条数とする。 6. [5]の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大 規格心線数を乗じ、これと⑤の必要心線数との差分である余 り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたもの を光ケーブル心線数とする。
	7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び
=	── 光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該 ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。
<u>(</u>	8 <u>1</u> 7の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離 島設備に係るものを控除し、 <u>中継線路</u> 架空比率により架空と
	地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系 架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継
<u>(</u>	系地下光ケーブル延長kmとする。 9 <u>1</u> ルーブごとに、 <u>(81</u> の中継系架空光ケーブル心km、中継系架 空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系
	地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光 IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した 最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したもの
	を当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km 、メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長km、メタルI
	<u>P音声系</u> 中継系地下光ケーブル心km及び <u>メタルIP音声系</u> 中継系地下光ケーブル延長kmとする。 投資額の算定
	次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全て のループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算 定する。
	ヒりつ。 ループごと光ケーブル投資額

線数とし、これら心線数と、PTNを共有しないデータ系心 線数、③のCWDM心線数、中継ダークファイバ分の心線数 及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数 とする。

[新設]

- (5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から過定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。
- (6) ループごとに、(5)の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数 にそれぞれルーブ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。
- にそれでれルーノ短長kmと乗したものを当該ルーノの元ツーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。 「7」 [6]の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離 島設備に係るものを控除し、<u>設備中継線路</u>架空比率により架 空と地下に割り当でたものを中継系架空光ケーブル心km、中 継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び 中継系地下光ケーブル延長kmとする。
- 中継系地下光ケーブル延長kmとする。
 80 ループごとに、「ごの中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブルがを大ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。
- 2 投資額の算定 [同左]

ループごと光ケーブル投資額

閏十11㎞

	= メタル I P音声系中継系架空光ケーブル心km×中継系 架空光ケーブル心km単価 + メタル I P音声系中継系架空光ケーブル延長km×中 継系架空光ケーブル延長km単価 + メタル I P音声系中継系地下光ケーブル心km×中継 系地下光ケーブル心km単価 + メタル I P音声系中継系地下光ケーブル延長km×中 継系地下光ケーブル延長km単価		= 音声系中継系架空光ケーブル心km×中継系架空光ケーブル心km単価 + 音声系中継系架空光ケーブル延長km×中継系架空光ケーブル延長km単価 + 音声系中継系地下光ケーブル心km×中継系地下光ケーブル心km単価 + 音声系中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケケーブル延長km単価
海底光ケーブル	1 設備量の算定 [(1)~(5) 略] (6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中維海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km(それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からそれぞれデータ系サービスに係るもの及び光 I P電話に接るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタル I P音声系有中継海底光ケーブル心km、メタル I P音声系有中継海底光ケーブルが長km、メタル I P音声系無中継海底光ケーブルがkm及びメタル I P音声系無中継海底光ケーブルがkm I P音声系無中継海底光ケーブルがkm及びメタル I P音声系無中継海底光ケーブルがkm I P音声系無中継海底光ケーブルがkm I P音声系	海底光ケーブル	1 設備量の算定 [(1)~(5) 同左] (6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中維海底光ケーブル延長km(それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心km、音声系有中継海底光ケーブル延長km、音声系有中維海底光ケーブル延長km、音声系無中維海底光ケーブル延長kmとする。
	2 投資額の算定 次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。 ――グローブについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額 ――メタルIP音声系有中離海底光ケーブル心km×(有中離海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心km当たり連続mとり、自来海底光ケーブル延長km×有中離海底光ケーブル延長km×有中離海底光ケーブル延長km×打中避海底光ケーブルが表に当たり単価+海底光ケーブル心km当たり漁業補償費) ーメタルIP音声系無中離海底光ケーブル延長km×無中離海底光ケーブル延長km×無中離海底光ケーブル延長km×無		2 投資額の算定 [同左] ループごと海底光ケーブル投資額 =音声系有中継海底光ケーブル心km × (有中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心km当たり漁業補債費) +音声系有中継海底光ケーブル延長km ×有中継海底光ケーブル延長km ×有中継海底光ケーブル心km当たり単価 +音声系無中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心km当たり単価 本行でブル心km当たり漁業補償費) +音声系無中継海底光ケーブル延長km×無中継海底光ケーブル延長km当たり単価
海底中間中継伝送	1 設備量の算定	海底中間中継伝送	1 設備量の算定

装置	[(1) 略] (2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からデータ系サービス及び光 I P電話に係るもの(心数比及びQo S制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタル I P音声系海底中間中継伝送装置数とする。 (3) 略] (4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系サービス及び光 I P電話に係るもの(ループごとに心数比及びQo S制御係数を加味した最繁時帯域比により算定す	装置	[(1) 同左] (2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。 [(3) 同左] (4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電
	るものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声 <u>柔</u> 海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を 求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中 継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送		装置数とする。 2 投資額の算定 [同左]
	装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を 合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。 ループごと海底中間中継伝送装置投資額 = メタル I P 音声系海底中間中継伝送装置数×海底中間 中継伝送装置単価 局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額		ループごと海底中間中継伝送装置投資額 = <u>音声系</u> 海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送装 置単価 局ごと海底中間中継伝送装置用絵電装置投資額
	同」と海底中间中継伝达表度川和電裝直及質額 = <u>メタル I P 音声系</u> 海底中間中継伝送装置用給電装置数 ×海底中間中継伝送装置用給電装置単価		而 . 乙
無線伝送装置	1 設備量の算定 [(1)・(2) 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置発数からそれぞれデーク系サービス及び光IP電話に係るもの(ルーブごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数、メタルIP音声系変復調回線切替装置架数、メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数のメクルIP音声系無線	無線伝送装置	1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置スニット数及び音声系無線送受信装置架数とする。

Ta.		. 1	1	
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての			[同左]
	局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定す			
	ప 。			
	局ごと無線伝送装置投資額			局ごと無線伝送装置投資額
	=メタル I P音声系変復調回線切替装置ユニット数×変			= 音声系変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切
	復調回線切替装置ユニット単価			替装置ユニット単価
	+メタル I P音声系変復調回線切替装置架数×変復調			+ 音声系変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装
	回線切替装置架・共通部単価			置架・共通部単価
	+メタル I P音声系無線送受信装置ユニット数×無線			+ 音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置
	送受信装置ユニット単価			ユニット単価
	+ <u>メタル I P音声系</u> 無線送受信装置架数×無線送受信			+ <u>音声系</u> 無線送受信装置架数×無線送受信装置架・共
	装置架・共通部単価			通部単価
インタフェース変	1 設備量の算定		インタフェース変	1 設備量の算定
換装置	(1) 区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定され		換装置	(1) 区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定され
	ている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して			ている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して
	求められた52Mパス数をインタフェース変換装置ポート収容			求められた52Mパス数をインタフェース変換装置ポート収容
	率で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとす			率で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとす
	る。)をインタフェース変換装置インタフェース数とする。			る。)をインタフェース変換装置インタフェース数とする。
	[(2) 略]			[(2) 同左]
	(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置イ			(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置イ
	ンタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数(そ			ンタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数(そ
	れぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。			れぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。
) からそれぞれ <u>データ系サービス及び光 I P</u> 電話に係るもの) からそれぞれ <u>データ系に係るもの(最繁時呼量帯域比</u> によ
	_(ループごとにQ o S 制御係数を加味した最繁時帯域比によ			り算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系
	り算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル			インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェー
	IP音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタルI			ス変換装置インタフェース数とする。
	<u>P 音声系</u> インタフェース変換装置インタフェース数とする。			
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求			[同左]
	め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変			
	換装置投資額を算定する。			
	局ごとインタフェース変換装置投資額			局ごとインタフェース変換装置投資額
	=メタル I P音声系インタフェース変換装置ユニット数			= 音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフ
	×インタフェース変換装置ユニット単価			ェース変換装置ユニット単価
	+ <u>メタル I P音声系</u> インタフェース変換装置インタフ			+ 音声系インタフェース変換装置インタフェース数×
	ェース数×インタフェース変換装置インタフェース			インタフェース変換装置インタフェースポート単価
1.2		. 1	•	,

四十五頁

	ポート単価		
無線アンテナ	1 設備量の算定	無線アンテナ	1 設備量の算定
	[(1) 略]		[(1) 同左]
	(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数 (当該局が属する全てのル		(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数 (当該局が属する全てのル
	ープについて合計したもの。) から <u>データ系サービス及び光</u>		ープについて合計したもの。) から <u>データ系に係るもの(最</u>
	I P電話に係るもの(ループごとにQ o S制御係数を加味し		繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したも
	<u>た最繁時帯域比</u> により算定するものとする。)を控除したも		のを当該局の音声系無線アンテナ数とする。
	のを当該局の <u>メタル I P音声系</u> 無線アンテナ数とする。		
	2 投資額の算定		2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての		[同左]
	局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定す		
	る。		
	局ごと無線アンテナ投資額=メタル I P音声系無線アンテナ		局ごと無線アンテナ投資額=音声系無線アンテナ数×アンテ
	数×アンテナ単価		ナ単価
無線鉄塔	1 設備量の算定	無線鉄塔	1 設備量の算定
	[(1) 略]		[(1) 同左]
	(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数から		(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数から
	それぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ルー		それぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定
	プごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定		するものとする。) を控除したものを当該局の音声系地上設
	するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P音		置用無線鉄塔数及び音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。
	声系地上設置用無線鉄塔数及びメタル I P音声系屋上設置用		
	無線鉄塔数とする。		
	2 投資額の算定		2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局に		[同左]
	ついて当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。		
	局ごと無線鉄塔投資額		局ごと無線鉄塔投資額
	=メタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用		= <u>音声系</u> 地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価
	鉄塔単価		
	+ <u>メタル I P 音声系</u> 屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置		+ <u>音声系</u> 屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価
	用鉄塔単価		
衛星通信設備	1 設備量の算定	衛星通信設備	1 設備量の算定
	[(1)~(3) 略]		[(1)~(3) 同左]
	(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ		(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ
	数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ		数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ
	数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全て		数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全て
	のループについて合計したもの。) からそれぞれ <u>データ系サ</u>		のループについて合計したもの。) からそれぞれ <u>データ系に</u>
	ービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御		係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)

四十六頁

	 係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系トランスポンダ数、メタルIP音声系TDMA装置架数、メタルIP音声系衛星送受信装置架数、メタルIP音声系衛星アンテナ数及びメタルIP音声系衛星回線制御装置架数とする。 投資額の算定次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定す 		を控除したものを当該局の <u>音声系</u> トランスポンダ数、 <u>音声系</u> TDMA装置架数、 <u>音声系</u> 衛星送受信装置架数、 <u>音声系</u> 衛星 アンテナ数及び <u>音声系</u> 衛星回線制御装置架数とする。 2 投資額の算定 [同左]
	る。 局ごと衛星通信設備投資額 = <u>メタルIP音声系</u> トランスポンダ数×トランスポンダ 単価		局ごと衛星通信設備投資額 = <u>音声系</u> トランスポンダ数×トランスポンダ単価
	+メタルIP音声系TDMA装置架数×TDMA装置要単価		+ <u>音声系</u> TDMA装置架数×TDMA装置架单価
	+ メタルIP音声系衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価		+ <u>音声系</u> 衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価
	+ <u>メタルIP音声系</u> 衛星アンテナ数×衛星アンテナ単		+ <u>音声系</u> 衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価
	+ <u>メタルIP音声系</u> 衛星回線制御装置架数×衛星回線 制御装置架単価		+ <u>音声系</u> 衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架 単価
加入系電柱	1 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区 間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系 電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものを 控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とす る。	加入系電柱	1 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区 間里程の総和を <u>電柱</u> 間隔で除したものを当該局の <u>電柱本数</u> とす る。
	2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局 について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。		2 投資額の算定 [同左]
	局ごと加入系電柱投資額= <u>メタルIP音声系</u> 加入系電柱本数 ×電柱単価×電柱共架率		局ごと加入系電柱投資額= <u>音声系</u> 加入系電柱本数× <u>加入系電</u> 柱単価×電柱共架率
中継系電柱	へ乗車・mへ电電式水平 1 設備量の算定 ループごとに、中継系管路亘長km (離島設備の適用区間を除 く。) に中継線路架空比率を乗じて <u>中継系電柱</u> 間隔で除したも の (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該ル 一ブの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光1 P電話 に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域	中継系電柱	

国十十国

	 上により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系電柱本数とする。 投資額の算定次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。 ループごと中継系電柱投資額=メタルIP音声系中継系電柱 		継系電柱本数とする。 2 投資額の算定 [同左] ループごと中継系電柱投資額= <u>音声系</u> 中継系電柱本数× <u>中継</u>
加入系管路	本数、電柱単価 1 設備量の算定 [(1)~(3) 略] (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路互長km及び(2)のインナーバイブ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条km、メタルIP音声系加入系管路直長km及びメタルIP音声系インナーパイプ延長kmとする。2 投資額の算定次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とす	加入系管路	系電柱単価 1 設備量の算定 [(1)~(3) 同左] (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路直長km及び(2)のインナーバイブ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系管路条km、音声系加入系管路直長km及び音声系インナーバイブ延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。
中継系管路	□	中継系管路	同ごと加入系管路投資額 = 音声系加入系管路条km× (加入系管路条km当たり単価 + 管路条km当たり災害対策増分単価) + 音声系加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり 単価 + 音声系インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長 km当たり単価 1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km (離島設備及び架空設備の適 用区間を除く。)を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、中継 系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。
	(2) 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を		[新設]

四十八頁

	管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継			
	系管路条kmとする。			
	(3) (1)及び(2)で算定した中継系管路条km及び中継系管路亘長km			(2) (1)の中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中
	からそれぞれ中口径管路、共同進、とう道の適用区間を控除			口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に
	し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及			係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除し
	びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するも			たものを当該ループの <u>音声系</u> 中継系管路条km及び <u>音声系</u> 中継
	のとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声			系管路亘長kmとする。
	<u>系</u> 中継系管路条km及び <u>メタルIP音声系</u> 中継系管路亘長kmと			
	する。			
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全て			次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全て
	の <u>ループ</u> について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算			の <u>局</u> について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定す
	定する。この場合に使用する単価は、当該 <u>ループ</u> が属する都道			る。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値
	府県の値とする。			とする。
	ループごと中継系管路投資額			ループごと中継系管路投資額
	=メタル I P音声系中継系管路条km× (中継系管路条km			=音声系中継系管路条km×(中継系管路条km当たり単価
	当たり単価+管路条km当たり災害対策増分単価)			+ 管路条km当たり災害対策増分単価)
	+メタル I P音声系中継系管路可長km×中継系管路可			+音声系中継系管路可長km×中継系管路可長km当たり
	長km当たり単価			単価
加入系中口径管路	1 設備量の算定		加入系中口径管路	1 設備量の算定
加入水干口王日阳	「(1)・(2) 略]		加入水干口土百四	「(1)・(2) 同左]
	(3) 局ごとに、中口径管路亘長kmに加入系管路条数比率を乗じ			(3) 局ごとに、中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長
	たものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メ			kmを控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率(電柱本
	<u>タル回線及び光回線のそれぞれの回線数比</u> により算定するも			数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下
	のとする。)を控除したものを当該局の <u>メタル I P音声系</u> 加			同じ。)により算定するものとする。)を控除したものを当
	入系中口径管路亘長kmとする。			該局の音声系加入系中口径管路亘長kmとする。
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全			[同左]
	ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額			
	を算定する。			
	局ごと加入系中口径管路投資額			局ごと加入系中口径管路投資額
	=メタルIP音声系加入系中口径管路亘長km×中口径管			= <u>音声系</u> 加入系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当
	路亘長km当たり単価			たり単価
中継系中口径管路	1 設備量の算定		中継系中口径管路	1 設備量の算定
	(1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを管路条数比率により			(1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを、条数比率により当
	当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループ			該局が属する各ループに案分する。
1.0		- 1	1	

四十九頁

	 ごと中口経管路直長kmとする。 (2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと中口経管路直長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域上により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系中口径管路直長kmとする。 投資額の算定次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。ループごと中継系中口径管路投資額 ニメタルIP音声系中継系中口径管路直長km×中口径管路直長km当たり単価 		(2) ループごと及び局ごとに、(1)の中口径管路互長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの音声系中継系中口径管路互長kmとする。 2 投資額の算定 [同左] ループごと中継系中口径管路投資額 = 音声系中継系中口径管路互長kmとす方り単価
加入系共同議	1 設備量の算定 [(1) 略] (2) 局ごとに、共同溝亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系共同溝亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。 局ごと加入系共同溝投資額 =メタルIP音声系加入系共同溝直長km×共同溝直長km	加入系共同講	1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) 局ごとに、共同溝亘長kmから中継系共同溝亘長kmを控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝亘長kmとする。 2 投資額の算定 [同左] 局ごと加入系共同溝投資額 =音声系加入系共同溝直長km×共同溝亘長km当たり単価
中継系共同溝	当たり単価 1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごと共同溝亘長kmとする。 (2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に低るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループ	中継系共同溝	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、 <u>条数</u> 比率により当該局が属する各ループに <u>案分する。</u> (2) ループごと及び局ごとに、(1)の共同溝 <u>重長km</u> に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの <u>音声系</u> 中継系共同溝亘長kmとする。

五十寅

Li		La	
	のメタル I P 音声系中継系共同溝亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全 てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額 を算定する。		2 投資額の算定 [同左]
	を昇走する。 ループごと中継系共同溝投資額 = メタル I P音声系 中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km 当たり単価		ループごと中継系共同溝投資額 = <u>音声系</u> 中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価
加入系とう道	1 設備量の算定 [(1) 略] (2) 局ごとに、とう道亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。 局ごと加入系とう道投資額 =メタルIP音声系加入系とう道亘長km×(とう道亘長	加入系とう道	1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) 局ごとに、とう道亘長kmから中継系とう道亘長kmを控除し 、データ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 [同左] 局ごと加入系とう道投資額 =音声系加入系とう道直長km×(とう道亘長km当たり単
中継系とう道	km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価) 1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに繁分したものを局ごと及びループごととう道亘長kmとする。 (2) ループごとに、(1)の局ごとループごととう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額	中継系とう道	 価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価) 1 設備量の算定 同ごとに算定したとう道亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに<u>案分する。</u> (2) ループごと及び局ごとに、(1)のとう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心練数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 [同左]

用十1厘

	ループごと中継系とう道投資額
	= <u>メタルIP音声系</u> 中継系とう道亘長km×(とう道亘長
	km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価
)
電線共同溝	1 設備量の算定
	[(1)・(2) 略]
	(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び
	配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmと
	し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回
	線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとす
	る。) を控除したものを当該局のメタル I P音声系電線共同
	溝延長kmとする。
	2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局
	について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。
	局ごと電線共同溝投資額
	=メタルIP音声系電線共同溝延長km×電線共同溝延長
	km当たり単価
自治体管路	1 設備量の算定
н ин нг н ми	[(1) • (2) 略]
	(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び
	配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmと
	し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回
	線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとす
	る。)を控除したものを当該局のメタル I P音声系自治体管
	路延長kmとする。
	[2 略]
情報ボックス	1 設備量の算定
IH TIK N. 2 2 2.	[(1) • (2) 略]
	(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及
	び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延
	長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メ
	タル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するも
	のとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系情
	報ボックス延長kmとする。「2 略)

	ループごと中継系とう道投資額 = 音声系中継系とう道亘長km× (とう道亘長km当たり単 価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価)
電線共同溝	1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系電線共同溝延長kmとする。
	2 投資額の算定 [同左]
	局ごと電線共同溝投資額 <u>音声系</u> 電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単 価
自治体管路	1 設備量の算定 [(1・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長kmとする。
	[2 同左]
情報ボックス	1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線の光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系</u> 情報ボックス延長kmとする。
	[2 同左]
空調設備	1 RT-BOX (収容局 (音声収容装置架数、総合デジタル通

Ti		 T.	
	H架数 (OLT及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。		信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ1以下のものに
) の合計が3以下で、かつ、共用架数が1以下のものに限る。		限る。)又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。)に
) 又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。) に設置す		設置する場合の設備量の算定
	る場合の設備量の算定		
	[略]		[同左]
	2 RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定		2 RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定
	(1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合		(1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係
	計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で		数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値(1に満
	除した値(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)		たない端数は、切り上げるものとする。) に空調設備予備台
	に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。こ		数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、
	の場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別		投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大)
	(空調設備(大)又は空調設備(小))を選択する。		又は空調設備(小))を選択する。
	(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数か		(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数か
	(2) 至調区回及び至調設備の個別ことに、(1)の至調設備日数が らデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(電力容量比		らデータ系に係るもの(電力容量比により算定するものとす
	により算定するものとする。)を控除し、全ての空調区画に		る。) を控除し、全ての空調区画について合計したものを当
	により昇足するものとする。)を控除し、主ての至調区画に ついて合計したものを当該局の種別ごとメタルIP音声系空		
			該局の種別ごと <u>音声系</u> 空調設備台数とする。
	調設備台数とする。		In the day - 6th day
	3 投資額の算定		3 投資額の算定
	次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局に		[同左]
	ついて当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。		
	局ごと空調設備投資額		局ごと空調設備投資額
	= <u>メタルIP音声系</u> 空調設備(大)台数×空調設備(大		= <u>音声系</u> 空調設備(大) 台数×空調設備(大) 1 台当た
) 1 台当たり単価		り単価
	+ メタル I P 音声系空調設備(小) 台数×空調設備(+ <u>音声系</u> 空調設備(小)台数×空調設備(小)1台当
	小) 1台当たり単価		たり単価
電力設備(整流装	1 設備量の算定	電力設備(整流装	1 設備量の算定
置)	(1) 大規模局(相互接続局、コア局及び収容局(緊急通報受付	置)	(1) 大規模局(<u>コア局</u> 及び収容局(<u>緊急通報設備</u> 又はオペレー
	<u>台</u> 又はオペレーション設備を設置するものに限る。)をいう		ション設備を設置するものに限る。) をいう。以下同じ。)
	。以下同じ。) 及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計		ごとに、当該局に設置される設備(整流装置を要するものに
	を整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1に満たな		限る。) の所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電
	い端数は、切り上げるものとする。)を整流装置系統数とす		流で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとす
	る。		る。)を当該局の整流装置系統数とする。
	(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニ		(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器 1 ユニ
	ット当たり最大電流値で除したもの (1に満たない端数は、		ット当たり最大電流値で除したもの (1に満たない端数は、
	切り上げるものとする。)に整流器予備ユニット数を加えた		切り上げるものとする。) に整流器予備ユニット数を加えた
	ものを整流装置1系統当たり整流器ユニット数とする。		ものを当該局の整流装置1系統当たりユニット数とする。
	(3) (2)の整流装置1系統当たり整流器ユニット数から整流装置		(3) (2)の整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部
• •	•	 •	

H十III

	基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整流装置 1系統当たり増設架数とする。 (4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置 1系統当たり増設架数と整流装置 1系統当たり整流器三二ット数でを北老社に整流装置 2分配を整流装置 1条統当たり整流器二二ット数のらそれぞれに整流装置 1分配を整流装置 1分配を整流装置 1分配を整流装置 1分配を整流装置 1分配を1分配を1分配を1分配を1分配を1分配を1分配を1分配を1分配を1分配を		収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。 (4) (1)の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数と <u>する。</u> (2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり <u>4年表</u> 系统数を乗じたものを当該局の整流装置增設架数及び整流器ユニット数とする。 (5) (4)の整流装置基本部数、整流装置增設架数及び整流器ユニット数からそれで打 <u>一少系</u> に係るもの(電流比により算定するものとする。)を <u>控除</u> したものを当該局の <u>音声系</u> 整流器ユニット数とする。 2 投資額の算定[同左] 局ごと整流装置投資額 = <u>音声系</u> 整流装置基本部数×整流装置基本部単価 +音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価 +音声系整流装置地敦架数×整流装置基本部単価 +音声系整流装置基本部数×整流装置基本部单価
電力設備 (直流変換電源装置)	1 設備量の算定 [(1) 略] (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当 たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ るものとする。)を当該局の直流変換電源装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全 ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額	電力設備(直流変換電源装置)	1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置 <u>1架最大電流</u> で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の <u>音声系直流変換電源装置</u> 架数とする。 2 投資額の算定 [同左]
電力設備(交流無	局ごと直流変換電源装置投資額 = <u>直流変換電源装置</u> 架数×直流変換電源装置架当たり単 価	電力設備(交流無	局ごと直流変換電源装置投資額 = <u>音声系直流変換電源装置</u> 架数×直流変換電源装置架当 たり単価 1 設備量の算定

五十四頁

(1) 大規模局:	とに、当該局に設置される交流100Vを要する	停雷電源装置)	(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する
	0V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし	丁吧吧까水匠/	設備の交流100V所要容量の合計を交流無停電電源装置(100
	無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容		V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数
			は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装
	の(1に満たない端数は、切り捨てるものとす		
	局の交流無停電電源装置 (100 V 用最大規格)		置(100V) 台数とする。また、それによって生じた交流100
	また、それによって生じた交流100 V 総所要電		V <u>所要容量の余りから選定される</u> 交流無停電電源装置 (100
	交流無停電電源装置(100 V 用直近上位規格)		V用直近上位規格) <u>台数を交流無停電電源装置(100 V)</u> 台
	該交流無停電電源装置(100V用直近上位規格		<u>数に加える。</u>
) の台数を1			
(2) 大規模局こ	とに、当該局に設置される交流200Vを要する		(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する
設備の交流20	0V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし		設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置(200
<u>、これを</u> 交流	無停電電源装置 (200 V 用最大規格) の規定容		V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数
量で除したも	の(1に満たない端数は、切り捨てるものとす		は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電電源装
る。)を当該	局の交流無停電電源装置 (200V用最大規格)		置(<u>200V</u>) 台数とする。また、それによって生じた交流200
台数とする。	また、それによって生じた交流200V総所要電		V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置 (200
力の余りから	交流無停電電源装置(200 V 用直近上位規格)		V用直近上位規格) 台数を交流無停電電源装置 (200 V) 台
を選定し、当	該交流無停電電源装置(200V用直近上位規格		数に加える。
) の台数を1	とする。		
	算定した規格ごとの交流無停電電源装置 (100		(3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置(100V) 台数及
	規格ごとの交流無停電電源装置 (200V) 台数		び交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系
	データ系サービス及び光 I P電話に係るもの(に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする
	容量比により算定するものとする。)を控除し		。)を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置(
	局の規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源		100V) 台数及び音声系交流無停電電源装置(200V) 台数と
	台数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停		する。
	200V) 台数とする。		9 ° 5 0
电电源表直 (2 投資額の算定			0 机次幅小等字
			2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに種別ごと交流無停電電源装置投資
	より局ごとに規格ごと交流無停電電源装置(
	なび規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 投資		額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電
	の局について当該投資額を合算し、交流無停電		電源装置投資額を算定する。
電源装置投資額			
	無停電電源装置 (100V) 投資額		種別ごと交流無停電電源装置投資額
	格メタル I P音声系交流無停電電源装置 (100		= 当該種別音声系交流無停電電源装置台数×当該種別交
<u>V) 台</u>	数×当該規格交流無停電電源装置(100V)単		流無停電電源装置単価
<u>価</u>			
規格ごと交流	無停電電源装置 (200V) 投資額		
= 当該規	格メタル I P音声系交流無停電電源装置 (200		
V) 台	数×当該規格交流無停電電源装置(200 V)単		

五十五頁

	<u>価</u>		
力設備(蓄電池	1 大規模局に設置する場合の設備量の算定	電力設備(蓄電池	1 大規模局に設置する場合の設備量の算定
	(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合)	(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の名
	計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを		計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたもの:
	当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電		当該局の整流装置用蓄電池容量とする。
	池(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数		
	は、切り捨てるものとする。) を当該局の整流装置用蓄電池		
	(最大規格) 組数とする。また、それによって生じた整流装		
	置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池(直近上位規格		
) を選定し、当該整流装置用蓄電池(直近上位規格)の組数		
	を1とする。		
	(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100		(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(10
	V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算		V)の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用
	出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置(100V		電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源
) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (100V)		置(100V)用蓄電池容量とする。また、当該局に設置さ
	用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たな		る交流無停電電源装置 (200 V) の所要電流値の合計に大
	い端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電		模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたも
	電源装置(100V)用蓄電池(最大規格)組数とする。また		を当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量と
	、それによって生じた交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電		5.
	池容量の余りから交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(<u>~</u>
	直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(
	100V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を1とする。		
	(3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (200		(3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池(
	V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算		別ごと最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない)
	出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200V		数は、切り捨てるものとする。)を当該局の種別ごと蓄電
) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (200V)		(最大規格)組数とする。また、それによって生じた蓄電
	用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たな		容量の余りから選定される蓄電池(種別ごと直近上位規格)
	ハ端製は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電		組数を種別ごと蓄電池組数に加える。
	電源装置 (200V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また		和数を僅加こと皆电池風気に加える。
	、それによって生じた交流無停電電源装置(200V)用蓄電		
	池容量の余りから交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池 (
	直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(
	200V) 用蓄電池(直近上位規格) の組数を1とする。		
	(4) (1)から(3)までで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数		(4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの()
	(1)から(3)までで昇走した規格ことの整流装直用番車池組数 、交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び交流無停		
			該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除し;
	電電源装置 (200V) 用蓄電池組数からそれぞれデータ系サ ービス及び光IP電話に係るもの (当該局の電力容量比によ		ものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。

五十六頁

り算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数及び 規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数とする。

- 2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定
- (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。
- ② (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。
- 3 投資額の算定

次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額 規格ごと交流無停電電源装置(100V)用蓄電池投資額 規格ごと交流無停電電源装置(200V)用蓄電池投資額及び規格 ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。

規格ごと整流装置用蓄電池投資額

=当該規格メタル I P音声系整流装置用蓄電池組数×当 該規格整流装置用蓄電池単価

- 2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置す る場合の設備量の篦定
- (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。
- (型) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池 (最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は 、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置 用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じ た蓄電池容量の余りから選定される蓄電池(整流装置用直近 上位規格)組数を蓄電池組数に加える。
- (3) (2)の蓄電池組数からデータ系に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。
- 3 投資額の算定

次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全 ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する

種別ごと蓄電池投資額

= 当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄電池単価

五十七年

規格ごと交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池投資額

- = 当該規格メタル I P音声系交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池単価
- 規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額
 - = 当該規格メタル I P音声系交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池単価
- 規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額
 - 当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電 池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価

電力設備(受電装

1 設備量の算定

- (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される<u>整流装置を要する設</u> 備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合 効率で除したものを整流装置受電容量とする。
- (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) <u>を要する設備の所要電力容量</u>及び交流無停電電源 装置(200V) <u>を要する設備の所要電力容量</u>の合計を交流無 停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置<u>電力容量</u>とする。
- (3) 大規模局ごとに、当該局<u>の種別ごと空調設備</u>自数に当該種 別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての 種別について合計したもの を空調設備電力容量とする。 [削る]
- (4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の受電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置(直近上位規格)を選定し、当該受電装置(直近上位規格)の台数を1とする。
- <u>& 1 (1) から</u> (1)から(4)までにおいて、メタル I P 電話相当分の所要電力 <u>容量</u>により算定した受電装置所要容量を当該局のメタル I P 音声系受電装置所要容量とする。
- 2 投資額の算定

電力設備(受電装

1 設備量の算定

2 投資額の算定

- (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される<u>整流装置</u>の所要電流 値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除した ものを整流装置受電容量とする。
- (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) <u>の所要容量</u>及び交流無停電電源装置 (200V) <u>の所 要容量</u>の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを 交流無停電電源装置容量とする。
- (3) 大規模局ごとに、当該局<u>に設置される空調設備の種別ごと</u> 電力容量の合計を空調設備電力容量とする。
- 4 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当 たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電 容量とする。
- (五) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の受電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置(直近上位規格)台数を受電装置台数に加える。
- (<u>6</u>) (1)から(<u>5</u>)までにおいて、<u>音声相当分の所要容量</u>により算定した受電装置所要容量を当該局の<u>音声系</u>受電装置所要容量とする。

五十八頁

	次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局に		[同左]
	ついて当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。		
	局ごと受電装置投資額		局ごと受電装置投資額
	= <u>メタル I P音声系</u> 受電装置所要容量×受電装置単位容		= <u>音声系</u> 受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単
	量当たり単価		価
電力設備(発電装	1 設備量の算定	電力設備(発電装	1 設備量の算定
置)	(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユ	置)	(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット
	ニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流		数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電
	装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置		圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容
	発電容量とする。		量とする。
	(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置		(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置
	(100V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源		(100V) の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所
	装置 (200 V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無		要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを
	停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電		交流無停電電源装置容量とする。
	カ容量とする。		
	(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種		(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと
	別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての		電力容量の合計を空調設備電力容量とする。
	種別について合計したものを空調設備電力容量とする。		
			(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当
			たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電
			容量とする。
	(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電		(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電
	装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量		装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量
	で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする		で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする
	。)を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、そ		。) を当該局の発電装置(最大規格) 台数とする。また、そ
	れによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置(直		れによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発
	近上位規格)台数を選定し、当該発電装置(直近上位規格)		電装置(直近上位規格)台数を発電装置台数に加える。
	の台数を1とする。		ESCE (ESCIENTIA) HSX C / FESCE HSX (ESTATE OF
	(5) (1)から(4)までにおいて、メタル I P 電話相当分のユニット		(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要
	数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該		容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電
	局のメタルIP音声系発電装置所要容量とする。		装置所要容量とする。
	2 投資額の算定		2 投資額の算定
	次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局に		「同左」
	ついて当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。		Fider
	ラバでコ欧汉貝爾を古界し、光电表色汉貝爾を昇足する。 局ごと発雷装置投資額		局ごと発電装置投資額
	同 - と発电装直投資額 = メタル I P 音声系発電装置所要容量× (発電装置単位		同 こと 発
			= <u>官戸米</u> 発電装直所要谷重× (発電装直単位谷重当だり 単価+発電装置単位容量当たり停電対策増分単価)
[1	容量当たり単価+発電装置単位容量当たり停電対策増	11	平1111 十 元 毛 表 直 早 位 谷 重 当 に リ 庁 毛 刃 東 増 分 早 価)

五十九頁

	分単価)		
電力設備(小規模局用電源装置)		電力設備(小規模 局用電源装置)	1 RT一BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電 <u>源装置</u> の1台当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の小規模房用電 <u>源装置</u> 台数とし、 <u>データ系に係るもの</u> (電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系小規模局用電源装置</u> 台数とする。
	(1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を 小規模局用電源装置(RT一BOX用最大規格)1台当たり 最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置(RTーBOX 用最大規格)台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置(RTーBOX用直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置(RTーBOX用直近上位規格)の台数を1台とする。 (2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置(RTーBOX用)を数からデータ系サービス及び光1P電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置(RT		局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT一BOX用最大規格)の1台当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置(RT一BOX用直近上位規格)台数を小規模局用電源装置台数に加え、データ系に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。
	■ BOX用)台数とする。 投資額の第定 次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置(RT―BO X以外の小規模局用)投資額及び規格ごと小規模局用電源装置 (RT―BOX用)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用)投資額 ■ メタルIP音声系小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用)会数×小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用)会数×小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用電源装置(RT―BOX 以外の小規模局用電源装置(RT―BOX 用)投資額 = 当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置(RT		3 投資額の算定 次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 種別ごと小規模局用電源装置投資額 = 当該種別音声系小規模局用電源装置台数×当該種別小規模局用電源装置単価

火十萬

		1	1	1
	—BOX用) 台数×当該規格小規模局用電源装置 (R			
	<u>T-BOX用) 単価</u>			
電力設備(可搬型	1 設備量の算定		電力設備(可搬型	1 設備量の算定
発動発電機)	(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発		発動発電機)	(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発
	動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計し			動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計し
	たものを可搬型発動発電機所要容量とする。			たものを可搬型発動発電機容量とする。
	(2) 可搬型発動発電機所要容量を小規模局ごとの総電流比によ			(2) 小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合に
	り配賦したものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とし、			応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機容量とし
	データ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力			、データ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定する
	容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該			ものとする。)を控除したものを当該局の音声系可搬型発動
	局のメタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量とする。			発電機容量とする。
	2 投資額の算定			2 投資額の算定
	次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、			[同左]
	全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資			() · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	額を算定する。			
	可搬型発動発電機投資額			可搬型発動発電機投資額
	=メタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型			= 音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機
	発動発電機単位容量当たり単価			単位容量当たり単価
機械室建物	1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定		機械室建物	1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の箟定
1双1从土土10	(1) 局ごとに、次のアからスまでにより求めた面積の合計を当		1灰1人土土10	(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当
	該局のネットワーク設備面積とする。			該局のネットワーク設備面積とする。
	ア メタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を			ア 専用架搭載設備(音声収容装置、総合デジタル通信回線
	<u>クープクル回豚収替表画の米数に当該政備の米ヨたり面積を</u> 乗じたもの			収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、C
	*CESO			以谷交換機、総合アンタル連信回線収谷交換機用DB、U S. MGW、XCM、無線伝送装置、衛星通信設備、消防
				警察トランク、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換
				機)ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを
				全ての設備について合計したもの
	<u>イ</u> CSの架数及びCS用DBの架数に、それぞれ当該設備			<u>イ</u> 単独設置設備(主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間
	の架当たり面積を乗じたものを合計したもの			中継伝送装置及びオペレーション設備)ごとに当該設備の
				ユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての
				設備について合計したもの
	<u>ウ</u> 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受			[新設]
	信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じ			
	たものを合計したもの			

水十1厘

<u>工</u> 衛星通信設備のTDMA装置の架数、衛星送受信装置の 架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の 架当たり面積を乗じたものを合計したもの	[新設]
<u>オ</u> 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗 じたもの	[新設]
<u>したもの</u> <u>力</u> 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積 を乗じたもの	[新設]
*** *** ** ** ** ** ** ** **	[新設]
 備共用架当たり面積を乗じたもの 全 主配線盤収容端子数を10,000で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線 	[新設]
盤幅を乗じたもの <u>ケ</u> 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル 成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に 満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル 成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計	[新設]
したもの <u>三 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送</u> 装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの	[新設]
サ オペレーション設備の所要面積	[新設]
上 共用架搭載設備(メタル回線収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L2S	立 共用架搭載設備(音声収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用ロアルータ、コア局用L2SW、子TN、CWDM、中間中継伝送装置、SGW、MGC及びインタフェース変換装置)ごとに、当該設備のユニー
W)ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該合み、共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を	ット数を 共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての 設備について合計したもの(1に満たない端数は、切り上 げるものとする。)を当該局の共用架数とし、これに共用 架当たり所要面積を乗じたもの
乗じたもの <u>ス</u> メタル回線収容装置、光信号分離装置、OLT、CS、 海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消	

六十11厘

防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに 相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のう ち最大のもの

- (2) 局ごとに、次のアから夕までにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。 [ア・イ 略]
 - ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計
 - エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面 積を乗じたものの合計
- オ 受電装置<u>規格</u>ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積 を乗じたものの合計
- カ 発電装置<u>規格</u>ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積 を乗じたものの合計
- キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計
- ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び 小規模局用電源装置の各設備の<u>更改のための面積</u>の合計 [(3) 略]
- (4) 局ごとに、(<u>1)クで算定した面積</u>を当該局のケーブル室面積 とする。 「(5) 略]
- (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積と<u>する</u>。
- [7] (1)から(6)までにおいて、メタルIP電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルIP音声系機械室建物面積とする。
- 2
 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定

 RT-BOX数を1とし、データ系サービス及び光IP電話

 に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系RT-BOX数とする。
- 3 投資額の算定

M、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備 、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継 交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のもの

(2) [同左]

[ア・イ 同左]

- ウ 交流無停電電源装置<u>種別ごとに、交流無</u>停電電源装置台 数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計
- エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計
- オ 受電装置<u>種別ごとに、</u>受電装置台数に受電装置所要面積 を乗じたものの合計
- カ 発電装置種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積 を乗じたものの合計
- キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台 数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計
- ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び 小規模局用電源装置の各設備の<u>更改面積</u>の合計
- [(3) 同左] (4) 局ごとに、(1)の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局の

ケーブル室面積とする。 「(5) 同左]

- (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。 [新設]
- 2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系に係るもの(機械室建物 面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局 の音声系RT-BOX数とする。
- 3 投資額の算定

六十三三月

次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を3 (1) 局金種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 = メタルI P音声系機械室建物災害対) (2) 局金種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合局ごと機械室建物投資額 = メタルI P音声系機械室建物面積×局金種、室建物建設単価 (3) 局金種別が平屋局であって(2)以外の場合局ごと機械室建物投資額 = メタルI P音声系機械室建物近离器、(平屋・物建設単価+平屋局機械室建物災害対策増 (4) 局金種別がRT-BOXの場合局ごと機械室建物投資額 = メタルI P音声系RT-BOX数×RT-I 機械室土地 1 局金種別の選定基準 (1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局屋局とする。 (2) その他の局(RT-BOXを除く。)の局金種階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した及び機械室土地の資本コスト(減価値対費、利益固定資産税の合計をいう。)及び保守コスト(施 び撤去費用の合計をいう。)及び保守コスト(施 のを選択する。 [削る]	第定する。 (1) 局金種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 = 音声系機械室建物の単価 (2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 = 音声系機械室建物投資額 = 音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価 (3) 局舎種別が平屋局であって2以外の場合 局ごと機械室建物面積×機械室建物建設単価 (4) 局舎種別が平屋局であって2以外の場合 局ごと機械室建物の資額 = 音声系機械室建物面積×(機械室建物建設単価+機械室建物災害対策増分単価) (4) 局舎種別がRT一BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 = 音声系下一BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 = 音声系下一BOXの場合 局ごと機械室建物の重要の関心を機械室土地の設備量の算定 (1) 大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局含種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単級同場合は定量局とし、その他の場合は複数階局、離島自体型局とし、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。 (2) 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を複数階局で額積率で除したものを当該局の機械室土地面積と平屋と当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積を複数階局容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積を複数階局容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室
---	---

大十四頁

2 複数階局の機械室土地の設備量の算定

- (1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したもの を、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積 率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率 で除したものを当該局の機械室土地面積とする。
- $\underline{(2)}$ $\underline{(1)}$ の機械室土地面積から、データ系サービス及び光 I P 電 話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するもの とする。)を控除したものを、当該局のメタル I P音声系機 械室土地面積とする。
- 3 平屋局の機械室土地の設備量の算定
- (1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの 駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積(無線伝送装 置を設置する場合に限る。) の合計を当該局の機械室土地面 積とする。
- (2) (1)の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ 系サービス及び光 I P 電話に係るもの (回線数比により算定 するものとする。) 及び駐車スペース以外の土地面積のうち データ系サービス及び光 I P電話に係るもの (機械室建物の 所要面積比により算定するものとする。) を控除したものを 当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。
- 4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定

局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積 とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光 I P電 話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐 電話に係るもの (機械室建物の所要面積比により算定するもの とする。) を控除したものを当該局の<u>メタル I P音声系</u>機械室 土地面積とする。

5 投資額の算定

次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局 について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。 この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する 都道府県の値とする。

局ごと機械室土地投資額

= <u>メタル I P音声系</u>機械室土地面積× (固定資産評価額

係るもの (機械室建物面積比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。

[新設]

② RT−BOXの機械室土地の設備量の算定

局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積 とし、駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比 により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面 積のうち<u>データ系に係るもの(機械室建物面積比</u>により算定す るものとする。) を控除したものを当該局の<u>音声系</u>機械室土地 面積とする。

3 投資額の算定

局ごと機械室十地投資額

= 音声系機械室土地面積× (固定資産評価額÷土地単価

大十五頁

La	i
	÷土地単価時価補正係数)×土地単価時点補正係数
[略]	
監視設備(収容局	監視設備(収容局設備)投資額
設備)	= (音声収容ルータ投資額+共用収容ルータ投資額+メタル
	回線収容装置投資額+メタル回線収容装置用L2SW投資
	額
	+消防警察トランク投資額+警察消防用回線集約装置投
	資額)
	×監視設備(収容局設備)対投資額比率
監視設備(コア局	監視設備(コア局設備)投資額
設備)	= (共用コアルータ投資額+コア局用L2SW投資額+CS
	投資額)
	×監視設備(コア局設備)対投資額比率
[略]	

附則別表第3(附則第3条関係) 第1 固定資産明細表

\$ 37	[略]	メタル回線収容装置	メタル回線収容装置用L2SW	[略]	コア局用L2SW		中間中継伝送装置	Cs	関門系ルータ	相互接続局用L2SW	S B C	ENUM+1/	DNS+1/	[略]	アナログ・デジタル回線共通部	[略]	
無 定 正	1 3			:		l i								: :		ŀ	ı

	1	時価補正係数)×土地単価時点補正係数
[同左]		
監視設備(収	容局 監	註視設備(収容局設備)投資額
設備)		= (音声収容ルータ投資額+共用収容ルータ投資額+音声収
		容装置投資額
		+音声収容装置用L2SW投資額+総合デジタル通信回
		線収容交換機投資額
		+消防警察トランク投資額+警察消防用回線集約装置投
		資額)
		×監視設備(収容局設備)対投資額比率
監視設備(コ	ア局 監	i 祖設備(コア局設備)投資額
設備)		= (共用コアルータ投資額+コア局用 L 2 S W 投資額+ C S
		投資額
		+ M G W 投資額 + M G C 投資額 + X C M 投資額 + S G W
		投資額)
		×監視設備(コア局設備)対投資額比率
[同左]		

附則別表第3(附則第3条関係)

				音声	音声	C S	総	総		_	M G	M G		中		ア	S G	信号	
			同左]	声収容装置	声収容装置用L2SW	S	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	[同左]	ア局用L2SW	G W	GC	同左]	間中継伝送装置	同左]	ナログ・デジタル回線共通部	G W	号用中継交換機	同左]
価額産	正味定	額法																	

大十六百

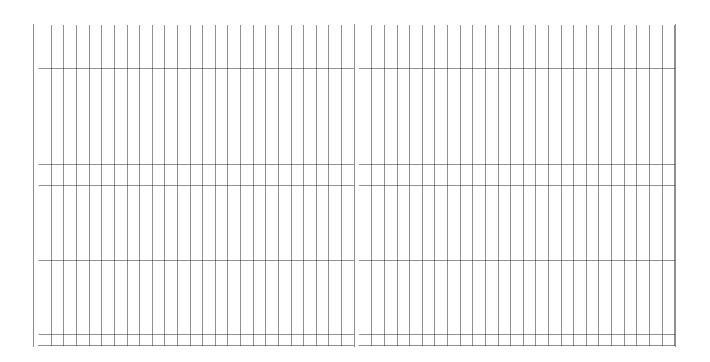
	定率	率法																								定率	法																		1		
第2 固:	定資産帰	属明:	細表	_					-								-		-			笋	育 2	- 6	国定:	資産	吊属	明糹	表						-						-						
		音声収容ルータ	共用収容ルータ		メタル回線収容装置用L2SW	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	共用コアルータ	コア局用L2SW	伝送装置	中間中継伝送装置	CS	関門系ルータ	相互接続局用L2SW	S B C	ENUM#1/	DNS+1/	Ĭ								共用収容ルータ	音声収容装置	音声収容装置用L2SW	Cs	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	アル	コア局用L2SW		M G C	伝送装置	中間中継伝送装置	メタルケーフル	l l
端末系伝送	医路設備																					端	末	系伝	送路	各設備																					1
端末系伝送																										格設值																					
(アナロク																										電話月																					
設備に係る限る。)	2001																						:1畑 !る。		:0	ものに	-																				
端末系伝送	关路設備			\dashv																					: 送 :	格設値	t	\dashv															+				-
(第一種2																										· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																					
機に係るも	らのに限																					機	に	係る	5 60	力に関	Ę																				
る。)																							٠, ١																								
メタル回線	泉収容装																					収	容	ルー	タ																						
置等	回線収容	\vdash		+																			ıltız	宏。	1	タに	15	\dashv							-	-	-	\vdash	-	\vdash	1	\vdash	+	-	+	+	4
	四麻収谷 に係る設	1 1																								グに分の																					
	のうち、																									数の																					
	の増減に																									て当																					
応じて	当該設備																						設	備(こ係	る費	用																				
	費用が増																						がら	増減	載する	360																					
減する	もの																						L																								ᆀ

11年7

メタル回線収容 装置等に係る設			収容ルータに係る設備区分のう	
備区分のうち、			ち、回線数の増	
回線数の増減に			減に応じて当該	
応じて当該設備			設備に係る費用	
に係る費用が増			が増減するもの	
減するもの (ア			(アナログ電話	
ナログ電話用設			用設備に係るも	
備に係るものに			のに限る。)	
限る。)				
メタル回線収容			収容ルータに係	
装置等に係る設			る設備区分のう	
備区分のうち、			ち、回線数の増	
回線数の増減に			減に応じて当該	
応じて当該設備			設備に係る費用	
に係る費用が増			が増減するもの	
減するもの (第			(第一種公衆電	
一種公衆電話機			話機に係るもの	
に係るものに限			に限る。)	
3.)				
関門系ルータ以外			共用コアルータ	
の共用コアルータ				
中継系伝送路設			中継系伝送路設	
備であって、メ			備等であって、	
タル回線収容装			収容ルータと共	
置等と関門系ル			用コアルータと	
一タ以外の共用			の間に設置され	
コアルータとの			るもの	
間に設置される				
もの				
SIPサーバ			信号用伝送路設備	
関門系ルータ			及び信号用中継交	
セッションボーダ			換機	
コントローラ				
ENUMサーバ				
IP電話用DNS				
サーバ				

大十八頁

公衆電	話核	幾																							公	衆電	話相	幾																				
ルブ	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	國紫深分潔中國中河新	国	インタフェース変換装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入 系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中総系とう道	電網共同港	総合デジタル通信局内回紡終端装置	アナロク居内回綴収容部	アサログ・ラミタル回線主通音	○ 外質言模対対		ブー	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	インタフェース変換装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電紛尹后葎	終合ラシタル通信局内回網絡站装置	※ 1・ジャン自言号 可引息を告訴引 フサロク局内 回線収 室音	アナロク・テシタル回線共通部	A CSW ドラネス主木
																								- - -																								
																								-																								



		空調設備
		電力設備(交流無停電電源装置)
		電力設備(蓄電池)
		電力設備(受電装置)
		電力設備(発電装置)
		電力設備(小規模局用電源装置)
		機械室建物
		機械室土地
		監視設備(総合監視)
		共通用土地
		構築物
		機械及び装置
		車両
		工具、器具及び備品
	_	
	_	公衆電話機端末
		空調設備
		電力設備(整流装置)
		電力設備(蓄電池)
		電力設備(受電装置)
		電力設備(発電装置)
		電力設備(小規模局用電源装置)
		電力設備(可搬型発動発電機)
		機械室建物
		機械室土地
		監視設備(総合監視)
		監視設備(収容局設備)
		監視設備(コア局設備)
		監視設備(伝送無線機械)
		監視設備(市外線路)
		監視設備 (市内線路)
		共通用建物
		共通用土地
		構築物
		機械及び装置
		車両
+		工具、器具及び備品
1		

[略] [同左] 附則別表第4 (附則第3条関係) 附則別表第4 (附則第3条関係) 第1 費用算定方式 第1 費用算定方式 費用区分 費用区分 算 式 算 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に 係るもの (1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送 路に係るもの 通信設備使用料 通信設備使用料

86

		伝送路数×専用線料金単価				伝送路数×専用線料金単価 (2) 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用網	泉料金単価
[略]				[同左]			
第2 #	は通費等の	配賦基準		第 2 #	:通費等のi	配賦基準	
区	分	帰 属 対 象 設 備	配賦基準	区	分	帰属対象設備	配賦基準
[略]			[略]	[同左]			[同左]
空調設備		音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容 装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線乗舎装置、大井コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備		空調設備		音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機用D。 高声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機用D。 無消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、 用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、 XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無 線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設 備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション 設備	
電力設備	整流装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容 装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無経に送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバ		備	整流装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、 音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収 容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用D 流消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、出 用コアルータ、CS、MGW、XCM、MGC、伝 送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタ フェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換 機及びSGW	
	蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備			蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	
	交流 無停 電電源装置	音声収容ルータ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、関門系ルータ、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備				音声収容装置用L2SW、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MG C、伝送装置、中間中継伝送装置、信号用中継交換 機、SGW及びオペレーション設備	

受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容 装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察ト ランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ 、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝 送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、 衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2S W、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオ ペレーション設備
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容 装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオベレーション設備
小規模局用電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容 装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、 中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース 変換装置及び衛星通信設備
小規模局用蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容 装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、 中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース 変換装置及び衛星通信設備
可 搬 型 発 動 発 電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容 装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、 中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース 変換装置及び衛星通信設備
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共 用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収 容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用

受電装	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、
置	音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収
	容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB
	、消防警察トランク^、警察消防用回線集約装置、
	<u>ー</u> 共用コアルータ、コア局用 L 2 S W 、 <u>C S 、M G W</u>
	、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、
	無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信
	設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーショ
	ン設備
発電装	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、
置	音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収
	容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB
	_消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共
	用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、
	XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無
	線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設
	備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション
	設備
小規模	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、
局用電	音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収
源装置	容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB
	<u>、</u> 伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イ
	ンタフェース変換装置及び衛星通信設備
小規模	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、
局用蓄	音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収
電池	容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB
	<u>、</u> 伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イ
	ンタフェース変換装置及び衛星通信設備
可搬型	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、</u>
発 動 発	音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収
電機	容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB
	、 伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イ
	ンタフェース変換装置及び衛星通信設備
[同左]	
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共
	用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用 L 2
	SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジ

11年11年

<u>になってい</u> け則別表第 5 (附貝 第 1 設備区分別	第3条関係)	附則別表第5 (附則第3条関係) 第1 設備区分別費用明細表
_	回線集約装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 SW、C S、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、第星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用 L 2 SW、S B C、E N U Mサーバ、D N S サーバ及びオペレーション設備 主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用 L 2 SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 SW、C S、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用 L 2 SW、S B C、E N U M サーバ、D N S サーバ及びオペレーション設備 域価償却費+自己資本費用+他人資本費用+利益対応税+通信設備使用料+固定資産税施設保全費+道路占用料+撤去費用	夕ル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備 機械室土地 主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機、配子ジタル通信回線収容交換機、配子ジタル通信回線収容交換機、配子ジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備 (新設)

七十五頁

l		
設備区分直接の通信設		設備区分直接の通信設
備使用料		備使用料
設備区分直接の固定資		設備区分直接の固定資
産税		産税
設備区分直接の施設保		設備区分直接の施設保
全費		
設備区分直接の道路占		設備区分直接の道路占
用料		
設備区分直接の撤去費		設備区分直接の撤去費
用		
附属設備の減価償却費		附属設備の減価償却費
附属設備の固定資産税		附属設備の固定資産税
附属設備の施設保全費		附属設備の施設保全費
附属設備の撤去費用	┦ ╬ ┼ ┩ ╬╼┇ ╬ ┈ ┇ ╬┼┼┼┼┼┼┼┼┼┼┆ ╬╼┇ │	附属設備の撤去費用
試験研究費	 	N
接続関連事務費		接続関連事 s 務費
管理共通費		管理共通費
設備区分ごとの費用合		設備区分ごとの費用合
計	 -	計
第2 設備区分別費用	明細表(アナログ電話用設備)	第2 設備区分別費用明細表 (アナログ電話用設備)
	中区関相SED-	
	版 間 S 門 百 B N N 略	
	一 中 系 接 C U S 一	左
	継 ル 続 M サ G G G G G G G G G G G G G G G G G G	
	送 夕 用 バ!	
	装 L バ	
	置 2 5	
1		
設備区分直接の減価償		設備区分直接の減価償
却費		却費
却費		

設備区分直接の通信設									[]	
備使用料		II.							1	
設備区分直接の固定資	H								i I	
産税									i I	
設備区分直接の施設保										
全費										
設備区分直接の道路占										
用料									i I	
設備区分直接の撤去費	1									
用										
附属設備の減価償却費	1 :								i	
附属設備の固定資産税	1									
附属設備の施設保全費										
附属設備の撤去費用	1								i	
試験研究費	1									
接続関連事務費	1									
管理共通費	1									
設備区分ごとの費用合	1 :								1	
収酬込刃しての質用台	1 1	1							!	
設備区分ことの資用合 計										
	1		L.,	L						
計			(第	一種	公务	で電	話機)		
計 [注 略]	明細	表				T				
計 [注 略]	明細	表中	(第 CS	一種関門	公郊相互	s	話機 E	D	I I I I	
計 [注 略]	明細	表中間中	С	関門系	相互接	T	E N U	D N S	[略]	
計 [注 略]	明細	表中間中継	С	関門系ル	相互接続	S B	E N U M	D N S サ	[略]	
計 [注 略]	明細	表中間中継伝送	С	関門系	相互接	S B	E N U M +	D N S	[路]	
計 [注 略]	明細	表中間中継伝送装	С	関門系ルー	相互接続局用L	S B	E N U M	D N S サー	[路]	
計 [注 略]	明細[略]	表中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L2	S B	E N U M +	D N S サー	[路]	
計 [注 略]	明細[略]	表中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L	S B	E N U M +	D N S サー	[路]	
計 [注 略]	明細[略]	表中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L2S	S B	E N U M +	D N S サー	[路]	
計 [注 略]	明細[略]	表中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L2S	S B	E N U M +	D N S サー	[路]	
計 [注 略]	明細[略]	表中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L2S	S B	E N U M +	D N S サー		
計 [注 略]	明細[略]	表中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L2S	S B	E N U M +	D N S サー	[路]	
計 [注 略]	明細[略]	表中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L2S	S B	E N U M +	D N S サー		
計 [注 略]	明細[略]	表一中間中継伝送装置	С	関門系ルー	相互接続局用L2S	S B	E N U M +	D N S サー	[路]	

設備区分直接の通信設
備使用料
設備区分直接の固定資
産税
設備区分直接の施設保
全費
設備区分直接の道路占
用料
設備区分直接の撤去費
<u>用</u>
附属設備の減価償却費
附属設備の固定資産税
附属設備の施設保全費
附属設備の撤去費用
試験研究費
接続関連事務費
管理共通費
設備区分ごとの費用合
計
[注 同左]
第3 設備区分別費用明細表(第一種公衆電話機)
同間同
左中左機
送
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
設備区分直接の減価償

却費	却費
設備区分直接の通信設	設備区分直接の通信設
備使用料	備使用料
設備区分直接の固定資	設備区分直接の固定資
産税	産税
設備区分直接の施設保	設備区分直接の施設保
全費	全費
設備区分直接の道路占	設備区分直接の道路占
用料	用料
設備区分直接の撤去費	設備区分直接の撤去費
<u> </u> 用	用
附属設備の減価償却費	附属設備の減価償却費
附属設備の固定資産税	附属設備の固定資産税
附属設備の施設保全費	附属設備の施設保全費
附属設備の撤去費用	附属設備の撤去費用
試験研究費	試験研究費
接続関連事務費	接続関連事務費
管理共通費	管理共通費
設備区分ごとの費用合	設備区分ごとの費用合
計	計
[注 略]	[注 同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に	たした下薬は注記である。

七十九頁